

三〇 拘禁場、械具を損壊し、又は暴行、脅迫を以て逃走したる罪

既決、未決の罪人は勿論、拘引状の執行を受けて、拘留せられたるものが、其の拘禁場又は械具を損壊し、又は暴行を以てし、或ひは脅迫を以て逃走し、若くは二人以上通謀して、逃走したるもの、ごときは、之れを何等の手段をも用ひずして、竊に逃走したる者に比ぶれば、其の罪科たるや、重きこと勿論なりと云ふべし。故に、其の刑罰のごときも、普通の逃走者の一年以下の懲役に比すれば、三月以上、五年以下のごとき重き刑に科することゝなしたるものなり。

斯くのごとき論するごときは、囚人が、獄舎の間隙を窺ひ、又は、獄吏、看守人、の怠慢に乗じて逃走したるもの、ごときは、看守人、之れを知りて、之れを追捕せんとしたるに、囚人は、之れに暴行を加へ、又は、脅迫したるときは、如何に之れを處分するや、第九十八條に因りて罰すべきや如何。

前問に對して、或る論者の説を掲げんに、曰く、追捕人に對し、暴行又は脅迫をなしたるもの、ごときは、暴行又は脅迫をなして逃走したるものご見て妨げなし。何となれば、斯くのごとき場合に於いては、之れを以て、逃走中に於ける行爲と云ふことを得べく、逃走後に於ける行爲と云ふことを得ざればなりと。此の説は、甚だ穩當ならず。抑も囚人逃走の罪は、囚人が、逃走するの意を以て、獄舎を出で、又は、其離るべからざる場所を離るごときに於いては、既に成立したるものと云ふべし。故に、獄舎の間隙を窺ひ、又は、看守人等の怠慢に乗じて、逃走をなしたるものは、其の追囚人に對し、暴行又は脅迫をなすといへどす、第九十八條によりて處斷することを待す。然度ごも、もとより不問に附すべからざるものなり、若し通常の語を以てするときは、追捕人に對して、暴行又は脅迫をなすがごときは、之れを逃走中に於ける行爲なりと云ふことを得べしといへども、法を解するには、法律上の義に據らざるべからざるなり。故に、法律上の義に據るときは、獄舎を出で、又は、拘禁場を離れたるときに於いては、既に逃走を遂げ得たるものと云ふべし、故に、之れを以て、逃走の既遂犯と云ふことを擧げざるなり。

斯くて追捕人に暴行又は脅迫をなしたるものは、逃走するがために暴行又は脅迫をなしたるにわらず、逮捕を拒まんがために、之れを行ひたるものとなさるべからざるなり。之れに由りて、之れを觀るときは、第九十八條は、暴行又は脅迫をなして逃走したるものに適用すべしといへども、追捕を免れんがために、暴行又は脅迫をなしたるものは、此の條文の正面に當らざるものと思考せらるゝなり。

されば、第九十八條の罪を犯し、公務員に傷害を與へたるものは如何なる責罰を受くるやと云ふに、罪を犯すの方法に至りては、法律に明文あるにあらざれば、之れを以て、特別の罪となして、之れを科することを得ざる、普通の理なり。故に、第九十八條によりて罰することを得ずと論ずるものあり。然れども其の當を得たる見解と云ふべからず、請ふ其の理由を左に述べん。

凡そ犯罪の方法たる行爲中に於いて、罪の本體に密着して相離るべからざるものと、否らざるものとの二者なり、罪の本體に密着して相離るべからざるものは、別罪として之

れを罰することを得ずといへども、否らざるものは、法律上特に其の明文なきものといへども、これを罰することを得るや、勿論なり。今第九十八條を案するに、暴行若しくは脅迫をなし云々とあり。此の暴行の中には、傷害の罪となるべきものと否らざるものとの二者ありて、假令之れを傷害せずといへども、他に暴行をなしたるときは、既に此の條の罪を構成するものなれば、傷害を以て、其の罪の本體に密着して相離るべからざるものとなすことを得ざるものなり。故に、此の場合に於いては、傷害の罪の重きに照して處断すべきものなりと思考せらるゝなり。

三一 被拘禁者奪取の罪

法令に因りて、拘禁せられたる者を奪取したるものは、三月以上五年以下の懲役に處すべきものと規定せられたり。茲に奪取とあるが如何なることをなして奪ひ取るやと云ふに、凡そ囚人は、外援助なきときに於いては、容易に逃走をなすことを得ざるものなり。然るに之れを奪取したるものは、其の罪もとより輕からざるものなるを以て、斯く

のごとく規定せられたり。

然らば、奪取の方法如何と云ふに、是は、其方法のごときは、種々様々なるものなれば、茲に逐一之れを例證することを得ずといへども、暴行又は脅迫を用ひざることは、自ら明かなり。何となれば、暴行又は脅迫を用ひるものは、次條に規定せられたるものなればなり。

三二 二人通謀して逃走したる場合

凡そ囚人は、すべての自由を束縛せられたるものにして、動もすれば、獄舎より逃走せんとするがごとき、屢々之れあるところなり。然れども、一人にて逃走を企つると、二人にて逃走を圖るとは、二人の方は、理に於いて將た實際上に於いてすべてに便利なるものなれば、之れに科するに、普通逃走したる罪よりも重く規定せられたるものなり。茲に通謀とあるは、其の方法手段の如何を問はず、互に之れが方法を協議し、ともに謀りて行ふものなれば、逃走するに容易なるものあればなり。

三三 看守又は護送者が被拘禁者を逃走せしむる罪

法令によりて拘禁せられたるものを看守し又は護送する者、被拘禁者を逃走せしむるは、其の職務を怠りたるものにして、之れがために其の罪を免るゝこと能はざるべし。是れ刑は第百一條に規定せられたるところのものなり。されば、被拘禁者にして、看守又は護送者の怠れるに乗じて、突然逃走したるを氣付かざるごときは、是れ亦本條に依りて、處罰すべきや、如何と云ふに、是は、本條に依ることを得ざるべし。何となれば、本條には、逃走せしめたるごあり。之れに由りて之れを觀れば、故意に逃走せしめたるものなり。故に其の刑のごときも亦一年以上、十年以下として、重く科することゝなしたり、

第七章 犯人藏匿及び證憑湮滅の罪

三四 犯人藏匿の罪

罰金以上の刑に該る犯罪者を藏匿し、又は之れを隠避せしめたるものは、皮相上に於い

ては、共犯たるがごとし。故に、或る海外の國にては、往々之れを共犯として罰するものなきにあらざるといへども、共犯は、犯罪前又は犯罪中、其の事に加功するに依りて、成れるものなるを以て、犯罪後に於いては、之れに加功せんといへども、事、既往に屬するを以て、従つて共犯を形勢すること決して之れあらず。故に、我が刑法に於いては、犯罪者を藏匿又は隠避せしめたるもの、罪を以て、別種のものとし、凡そ官に於いては、公安を維持せんがために、犯罪者と思料すべきものを糾治し、果して罪あるものなるときは、之れを其の罪に適する刑を言渡し、以て其の刑を執行するの權あるものなり。故に、苟も人民たるものは、いづれも皆此の權を遵奉し、決して之れが妨害をなすべからざるなり。然るに罰金以上の刑に該る罪を犯したるものを藏匿又は隠避せしめたるもの、ごときは、其の公權を蔑如し、治安を妨害すること、決して少なしと云ふべからず。是れ藏匿又は隠避せしめたるもの、罪として、其の刑を規定せられたる所以のものと云ふべし。

第三百三條 罰金以上の刑に該る罪を犯したる者又は拘禁中逃走したる者を藏匿し又は隠避せしめたる者は二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處す

第四百四條 他人の刑事被告事件に關する證憑を湮滅し又は偽造、變造し若くは偽造

變造の證憑を使用したる者は二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處す

第四百五條 本章の罪は犯人又は逃走者の親族にして犯人又は逃走者の利益の爲めに犯したるときは之を罰せず

三五 犯罪者と信じて藏匿又は隠避せしめたるも無罪となるごときの處分
 刑法第三百三條に依るときは、罪を犯したるもの又は拘禁中となり。故に、最初は、犯人なりと信じて、之れを藏匿又は隠避せしめたりといへども、其の事は誤解に出で、其の實無罪人となるごときは、之れを罰することを得ざるものなり。然れども、是は、唯、解法上に於ける論のみ。立法上に於いては、決して斯くのごとくならざるものなり。今其の理由を左に解説せん。

抑も第百三條の罪は、公權に對する罪なり。官に於いては、罪を犯したるものなりと思料するときは、其の者を追喚して、之れが罪の有無を糾治する權を有するものなり。此の權は、公權の一部に屬するものなれば、人民たるものは、必ず之れを遵奉せざるべからず、決して之れを妨害すべからざるなり。故に其の結果、無罪に歸するものといへども、官の嫌疑を受け、官に於いて、之れを追喚するものを藏匿し、又は、隠避せしめて以て官の處分を妨害するものは、毫も不問に附するの理あるべからざるものなり。若し之れに反して、不問に付すべきものなりとするときは、實際に於いては、甚だしき不都合を生ずるに至らん。其の一例を左に掲ぐべし。

罪人を藏匿し、又は之れを隠避せしめたるが、之れがために罪人が、時効を得たる場合のごとき、藏匿者は、其の目的を達したるが爲めに、却て其の刑を免るゝの類、即ち是なり。故に、假令裁判の結果、無罪に歸するといへども、之れが藏匿罪は隠避者を罰することを得べきは勿論なり。

三六 罪證となる物を湮滅したるも目的の犯罪者の無罪となれる場合

刑法第百四條に依るときは、他人の刑事被告事件に關する證憑を湮滅したるとあり。抑も刑事の證據は、民事の證據と相異なりて、豫め存するもの甚だ少なく、之れを蒐集すること難く、且つ散逸し易きものなり。故に、罪證となるべきものは、人民たるものは、成るべく之れを官に差出し、若くは之れを保存して、事實發見を容易ならしめざるべからざるなり。然るに管に之れを官に出さざるのみならず、保存をもなさず、罪人を免れしめんとするの意を以て、之れを隠避するものは、罪人を曲庇し、以て官の處分を妨害するものと云ふべし。豈に之れを不問に附するの理あらんや。

抑も第百四條の罪は、罪人を曲庇するの意なきによりて成立するものなり。之れに反して若し罪人を曲庇するの意なきときは、其の社會に及ぼすべき害の程度に於ては、敢て異なることなしと雖も、其の罪證となるものを湮滅したるは、全然無意の行爲なれば、之れを以て、社會命令權を犯したるものとして罰することを得ざるものなり。又、人民

には、一の物を湮滅せしむるに當り、一々之れが罪證となるべきものなりや、否や、之れを取調ぶるの要なきものなり。即ち斯くのごとき義務なきものといふべし。若し人民をして斯くのごとき義務を負はしめんか、其の公安を害すること、却て罪證となるべき物を湮滅するよりも、一層甚だしきものあらん。是れ社會の流通を妨げ、人の處置すべき權利を害すること、殊に罪だしきものなればなり。

本條には、他人の刑事被告事件となりて、罪人の何人なるやを知ることが要するや、如何をいふに、其の罪人の何人なるやを知ると否とは之、れを問はざるなり。何となれば、罪人の何人なるかを知らずといへども、罪證となるべき物件なることを知りて、故らに之れを隠蔽し社會の犯人をして、其の罪科を免れしめんことを圖り、以て官署の處分を妨害するものは、公權を蔑如し、治安を害するものなれば、必ずしも之れを罰せざるべからざるものとす。

以上のごとき理由を以て、今其の一例を擧げんに、甲者ありて山野を通行す。路傍に錠

創を負ふて死したるものあるを認め、之れを負傷したるもの、何人なるかを知らずといへども、其の人の罪を免れしめんがために、其の屍體の傍に落ちたるところの財布を隠蔽したる場合のごとき、殺人罪を犯したる人の誰なるやを知らずといへども、他人の罪を免れしめんがために、罪證となるべき物件を隠蔽したるものなれば、必ずや、これを罰せざるべからず。

若し他人の罪を免れしめんが爲めに、之れが物件を隠蔽したりといへども、其の物件たるや、罪を證明するに足らざるものなるときは、罪證となるべき物件を隠蔽したるにあらずして、罪證となすに足らざる物件を隠蔽したるものなれば、少しも其の社會に害を興へざるものなり。故に、前例に於けるがごとく、之れを罰すること能はざるものなり。今其の一例を擧ぐるごときは、一個の死體の路傍に横たはれるものあり。甲者此處を通行したるに、友人乙者の紙入あるを認めしかば、之れを此處に遺棄し置くときは、直ちに其の罪證となるものなれば、之れを隠蔽したり。然るに、其の實、乙者は、其の身體、

生命を防衛せんがために、止むことを得ずして、其の人を殺したるものにして、其の行為の罪とならざるべき又は乙者の其の人を殺したるにあらすして、乙者が、此の處を通行するに際し、誤りて其の紙入を落したるものなるときは、其の紙入たるや、決して罪證となすべきものにあらす。故に、假令甲者のこれを隠蔽したりといへども、本條の罪を構成せざるや、もとより明かなり。

以上のごとく論ずるときは、此に一の疑問の生ずることあるべし。即ち、若し隠蔽したる物件が、罪證となるべき物なるも、其の罪を免れしめんと欲する人、無罪なるものなるときは、之れを如何にすべきやと云ふことは是れなり。此の點に就いては、甲乙二説あり、先づ之れを左に掲げんに、甲者曰く、

其の目的とする所の人が、無罪なるものなるときは、之れを罰すべからざるなり。何となれば、此の場合に於いては、一の無効犯となるものなればなりと。

乙者の説に曰く、

其の目的とするところの人、假令無罪となるにもせよ、其の物件たるや、當に罪證となるべきものなれば、公益を害するの點に於いては、同一なり。故に、之れを罰せざるべからざるなりと。

本條の罪は、社會の罪人を免れしめんがために、裁判所の處分を妨害するに依りて成立するものにして、甲者を免れしめんが爲めなると、乙者を免れしめんが爲めなるとは、敢て其の罪に影響を及ぼさざるものなり。故に、右に掲げたりし乙説は、其の當を得たるものなるが如し。

抑も本條の證憑湮滅には、宜しく之れが區別を設けて、之れを説かざるべからず。即ち湮滅したる物件は、罪證となるべきものなりといへども、其の罪を免れしめんと圖りたる人無罪免訴の言渡を受くる場合三つあり。即ち

第一 罪證を湮滅したるものあるが故に、無罪の言渡を受けたる場合。

第二 罪證を湮滅したるがためにあらすして、他に公訴消滅の原由あるによりて免訴

せられたる場合。

第三 其の罪を免れしめんと圖りたるに、其の目的の人は、無罪となりて、他に其の犯罪者ある場合。

右第一の場合に於いては、もとより罪證を湮滅したるものを罰せざるべからず。何となれば、罪證を湮滅せられたるが爲めに、其の罪を免れしめたるものなれば、之れが罪證を湮滅したりといへども、尙ほ其の罪を免れざりし場合に比較するときは、湮滅者の罪は、遂に重きものなればなり。或る論者は曰く、罪證を湮滅せられたると否かを問はず、本犯者の無罪になれるものなるときは、本犯者ありて後生するところの罪證湮滅者の罪のみを論ずることを得ざるなり。且つ其の湮滅したる物件の罪證となるべきものなりや、否やを確定することを得ざるべしと。然れども、罪證湮滅の罪は、本罪ありて後に生ずるものなりといへども、必ずしも相密着して離るべからざるものにあらず。其の物件たるや、罪證となるべきものにして、犯罪者を免れしめんがために、之れを湮滅したるこ

と既に明瞭なる以上は、本犯は爲めに其の罪を免れたりといへども、湮滅者を罰して、敢て妨げあらざるべし。又、本犯等の無罪となりしときは、其の湮滅となるべきものなりや、否やを確定することを得ざるものなりとは、一理あるに似たりといへども、是は、一の認見たるに過ぎざるべし。

第三の場合に於いては、湮滅者を罰することを得ず、何となれば、免訴すべき場合に於いては、人、其の罪證となるべき物件を湮滅したると、否とは、更に問ふところにあらざるを以てなり。

第三の場合に於いては、特定の人を免れしめんと圖りしといへども、其の人は無罪にして、他の人の有罪となるものなれば、其の罪證を湮滅したるの効果は、正に此に生じたりといへども、其の目的とするところの罪人の相異なりたるものなり。故に、罪證を湮滅するを以て、主なりとするものは、湮滅者を罰すべしといひ、人の罪を免れしむるを以て目的とするものに至ては、之れを主としたるものは、罰すべからずと云へるが

如き、いづれも其の理なきにあらす。蓋し此の場合に於いては、恰も殺人、傷害の場合に於いて、過りて人を殺し、若くは人を傷害したると同にして、唯、其の目的たる人を異にしたるのみ。其の物件たる罪證となるべきものにして公権を蔑如し、官の處分を妨害するの効を生じたるものあれば、之れを罰する方相當者なるべしと思はるゝなり。若し罪を免れしめんと圖りたるに、其の罪即ち湮滅者に於いて、豫て信じたりし罪と、實際の罪と全く相異なるときは、如何に處分すべきやと云ふに、其の湮滅したる物が、罪證となるべきものなるときは、湮滅者が、其の謬見を申立て、其の罪を免るゝことを得ざるものなり。例へば甲屍體の傍に、友人乙者の所有品の遺棄しあるを認めたるにより、若し其のまゝに抛擲し置くときは、殺人罪を構成するものなりと思料し、其の罪を免れしめんがために、之れを湮滅したり。然るに、其の罪たるや、殺人罪にあらずして、過失傷害の結果、人を死に致したるものなることを發見せり。此の場合に於いて、甲者の初めに信じたるころのものど、實際に於ける罪と全然相異なれりといへども、

其の罪證となるべき物件を湮滅したるの罪は、これを免るゝことを得ざるなり。何となれば、其の實・罪あるものを免れしめんが爲めに、其の罪證となるべき物件を湮滅したるに依りて、成立するものにして、湮滅者に於いて、當初信じたるころのものど、實際の罪と符合することを必要とならざるものなればなり。

三六 犯人又は逃走者の利益の爲めに犯人藏匿、證憑湮滅の罪を罰せず。

凡そ親族相互に其の悪事を隠すは、人情の常なり。故に、深く之れを咎むべきものにあらざるなり。之れに反して、若し漫に公益を害するの故を以て往々し、親族相互に隠秘するものをも、尙ほこれを寛假せざるものなるときは、或いは些少の利益は、之れあるべしといへども、其の實は、幾十倍の弊害を惹起するや、殆ど測り知るべからざるものあらん。即ち親族の情誼により、其の罪を免れしめんことを欲するときは、刑辟に觸れ、刑辟に觸れざらんことを欲すれば、親族の情誼を失ふに至るものなり。甚だしきに至りては、之れがために、親族の情誼は、全く地に墜ち、互に相仇視し、互に禍難を構へ、

百行の美擧らざるに至るべし。故に、罪を犯したる親族のものを藏匿し、又は、之れが罪證を湮滅したるものは、法律上之れを罰せざるの規定なりとす。

されば、若し親族なりと信じて、之れが犯人を藏匿し、又は證憑を湮滅したるに、其の者は、親族にあらざりし場合。又は、親族にあらざると信じたる者の罪を免れしめんがために、其の罪證となるべき物件を湮滅したるに、其の實罪人は、親族なりし場合のごときは、之れは如何と云ふに、前者の場合に於いては、所謂罪となるべき事實を知らざるものなるを以て、之れを罰することを得ざるなり。後者の場合に於いては、恰も他人の所有物なりと信じて、之れを竊取したるに、其の物は、豈に圖らんや、自己の所有物ならんとは。此の場合に於いては、之れを罰することを得ざるものなり。或いは後者の場合に於いては、親族なることを知らずして、事を行ひたるものなれば、之れを罰すといへども、敢て其の弊なかるべしと論せらるゝ人あり。是は、實に然るなり。親族なることを知らざりし場合に於いては、之れを罰するも、敢て不可なしといへども、親族の利

益の爲めにするときは、其の罪を論せずと定めたる以上は、其の實、親族に係るときは、其の罪を論ずることを得ざるものとす。

然らば、こゝに又一の疑問の生ずるものあるべし。即ち若し親族と、もに罪を犯したるものなるときは、其の者を藏匿又は證憑を湮滅せしめ、又は、親族と他人と、もに犯したるもの證據物件を湮滅したる者は、之れが處分如何と云ふに、此の場合に於いては宜しく區別して論せざるべからず。若し其の藏匿、證憑湮滅の行爲が、親族のために行ひたるものなるときは、之れを罰せざることを勿論なれども、否らざるときは、之れを罰せざるべからざるものなり。今其の一例を擧ぐるときは、親族と其の共犯者たる他人と共に獄舎の扉を踰越して逃走し來たりしが、是等の囚人を同時に藏匿したるときは、之れを罰することを得ざるものなり。何となれば、其の親族にあらざるものを藏匿したるは、親族を藏匿せんがために行ひたるものにして、若し親族のみを藏匿するに於いては、他の共犯人が、直ちに捕に就き、事、發覺して其の効を全くすること能はざるものなれ

ばなり。然れども、親族と、もに、罪を犯したるもの、獨り逃走し來たれり。依りて之れを藏匿したる場合のごときは、之れを不問に付すべからざるなり。又其の一例を擧ぐれば、親族の罪を免れしめんことを圖り、其の共犯者の犯所に遺失したる物を湮滅したる場合のごときは、之れを罰することを得ずといへども、其の共犯者中に於いて、親族の加はりあることを知らずして他人の證憑となるべき物を湮滅したる場合のごときは、之れを不問に付することを得ざるべし。何となれば、一は、親族の罪を免れしめんがために、之れを以て、主となしたるものなればなり。

若し親族なることを知らずして、其の證憑となるべき物を湮滅したるも、其の實、罪を犯したるものは、親族なるときは、之れを罰せずとするときは、親族の共犯者たることを知らずして、其の證憑となるべきものを湮滅したりといへども、若し其の實、親族の共犯者たるときは、之れを不問に付せざるべからざるにあらざるを論せらるゝものあり。然れども、彼此、皮相上に於いては、其の理論を同じうするがごとしといへども、深く

其の性質を探究するときは、其の實は、全く相異なるを知るに足るべし。今左に其の如何を論せんとする。

親族なることを知らずして、其の證憑となるべき物を湮滅したる場合に於いては、前記に開説したりしがごとく、必ずしも之れを不問に付せざるべからざるなり。是れ明らかに犯人の親族に係るときは、其の罪を論せざるの精神たることは、法の示すところなればなりとする。然れども、親族と、もに、罪を犯したるもの、證憑となるべき物を湮滅したるものを以て、不問に付すべきと、否とは、法に其の明文なきものなれば、唯、道理に基きて、親族の罪を免れしめんがために爲したるものは、之れを不問に付すべしと云ふにあり。故に其の親族のために行ひたるときにあらざれば、之れを不問に付すべからざることを勿論なり。

之れを要するに第一の場合に於いては、藏匿又は證憑湮滅者を罰せざるを以て、其の本則となし、第二の場合に於いては、之れを罰するを以て正則となすものなれば、彼此

全く之れが地位を異にするものと云ふべし。

第八章 騷擾の罪

三七 騷擾の罪

此の罪は、直接に公益を害するものにして、其の性質たるや、内亂に近きものありといへども、其の目的たるや、政府を顛覆し、邦土を僭竊し、又は、朝憲を紊亂するにあらざりて、唯、公権の一部を蔑如し、人民の平和、社會の秩序を擾亂するものなり。故に、其の害の波及するところ、國事犯に於けるがごとく大なるものなるにあらず、従つて其の罪も亦輕きものとせり。

第百六條 多數衆合して暴行又は脅迫をなしたる者は騷擾の罪と爲し左の區別に従て處斷す。

一 首魁は一年以上十年以下の懲役又は禁錮に處す

二 他人を指揮し又は他人に率先して勢を助けたる者は六月以上七年以下の懲役又は禁錮に處す

三 附和隨行したる者は五十圓以下の罰金に處す

第百七條 暴行又は脅迫を爲す爲め多數衆合し當該公職員より解散の命令を受くること三回以上に及ぶも仍は解散せざるときは首魁は三年以下の懲役又は禁錮に處し其他の者は五十圓以下の罰金に處す

三八 多數衆合

多數衆合とは、二人以上なること、既に明白なりといへども、其の幾人を以て、果して多數衆合の罪となすべきや、是は、裁判官の判定に任ずるものなること勿論にして、これに之れを斷定すること能はざるなり。

三九 騷擾の罪の要件

第百六條に依るときは、多數衆合して、暴行又は脅迫を爲したるものとあれば、多數の

衆合せること、暴行又は脅迫をなせること、是れなり。されば、此の暴行又は脅迫は、何人に向つて之れを爲したるものなりや、是は、公務所に迫ると、將た個人に迫るとに拘はらず、暴行をなし、或いは脅迫したる場合のごとき、即ち是れなり。然らば、假令多數の衆合することありといへども、其の行動たるや共同一致するにあらざる限りは、多數衆合の罪を以て論すべからず。若し各自個々獨立して、暴行をなし、又は、脅迫をなすといへども、是れ唯、單獨の行爲に過ぎざるものなれば、第六六條の正面に當らざるものと云ふべし。

されば、騷擾の罪の目的たるや、朝憲を紊亂するにあれば、國事犯となるものにして、騷擾の罪とならず。

四〇 他人を指揮し又は他人を率先して勢を助けたる者
多衆聚合の罪を犯せるるとき、群集の指揮をなし、又は、群集に率先して、群集の勢を助けたるものごときを云ふ。是等は、首魁に比ぶれば、其の罪は、甚だ輕きものなる

を以て、六月以上、七年以下の懲役又は禁錮に處すべしと規定せられたり。

四一 附和隨行する者

多衆聚合して騷擾をなしたるとき、之れに附和隨行したるものごときは、單に騷擾をなすの意思なきものにして、唯、無意味に騒がしたるもの、罪なれば、極めて輕きこと勿論なり。然れども、假令其の罪の輕微なるにもせよ、其の騷擾に加はりたるものなれば、之れを不問に付すべからざるなり。故に、五十圓以下の罰金に處すべしと規定せられたるものなり。

四二 暴行脅迫の目的にて多衆聚合し當該公務員より解散を命せらるゝ場合

暴行者は騷擾を以て、一の目的となし、多數の人々が相聚したるに、當該公務員よりして三回、解散を命せらるゝことあるも、尙ほ解散せざるもの、類を云ふ。茲は當該公務員であるは、警察官吏のごときものを云へり。故に、假令収税吏等より解散を命せらるゝといへども、解散せざるも罪とならず。是れ其の職權にあらざれば、當該公務員は、

其の解散をなすべきの職権を有するものならざるべからざるなり。若し其の職権なきものゝときは、之れが解散を命ずるの權なきものなればなり。

第九章 放火及び失火の罪

四三 放火と失火

放火とは、故意を以て、家屋物件を燒燬するを云い、失火とは、疎虞懈怠に依りて、家屋物件を燒燬するを云ふ

四四 放火、失火の罪

第百八條 火を放て現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物、汽車、電車、艦船若しくは鑛坑を燒燬したる者は死刑、無期又は五年以上の懲役に處す

第百九條 火を放て現に人の住居に使用せず又は人の現在せざる建造物、艦船若しくは鑛坑を燒燬したる者は二年以上の有期懲役に處す

す

前項の物自己の所有に係るときは六月以上七年以下の懲役に處す但公共の危険を生ぜざるときは之を罰せず

第百十條 火を放て前二條に記載したる以外の物を燒燬し因て公共の危険を生ぜしめたる者は一年以上十年以下の懲役に處す

前項の物自己の所有に係るときは一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

第百十一條 第百九條第二項又は前條第二項の罪を犯し因て第百八條又は第百九條第一項に記載したる物に延焼したるときは三年以下の懲役に處す

第百十二條 第百八條及び第百九條第一項の未遂罪は之を罰す

第百十三條 第百八條又は第百九條第一項の罪を犯す目的を以て其豫備をなしたる者は二年以下の懲役に處す但情狀に因りて其刑を免す

第百十四條 火災の際鎮火用の物を隠匿又は損壞し若しくは其他の方法を以て鎮火を妨

害したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

第百十五條 第百九條第一項及び第百十條第一項に記載したる物自己の所有に係ると雖も差押を受け、物を負擔し又は賃貸し若しくは保險に付したる物を燒燬し若しくは他人の物を燒燬したる例に同じ

第百十六條 火を失して第百八條に記載したる物又は他人の所有に係る第百九條に記載したる物を燒燬したる者は三百圓以下の罰金に處す

火を失して自己の所有に係る第百九條に記載したる物又は第百十條に記載したる物を燒燬し因て公共の危険を生せしめたる者亦同じ

第百十七條 火藥、汽罐其他激發す可き物を破裂せしめて第百八條に記載したる物又は他人の所有に係る第百九條に記載したる物を損壞したる者は放火の例に同じ自己の所有に係る第百九條に記載したる物又は第百十條に記載したる物を損壞し因て公共の危険を生せしめたる者亦同じ

前項の行爲過失に出でたるときは失火の例に同じ

第百十八條 瓦斯、電燈又は蒸氣を漏出若しくは流出せしめ又は之を遮断し因て人の生命、身體又は財産に危険を生せしめたる者は三年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

瓦斯、電燈又は蒸氣を漏出若しくは流出せしめ又は之を遮断し因て人を死傷に致したる者は傷害の罪に比較し重きに從つて處断す

四五 火を放て人の住居又は人の現在する物を燒燬したる罪

此の罪は、第百八條に規定せられたるものにして、此の罪を構成するには、三個の要件を必要とす即ち左のごとし。

第一 現に人の住居又は人の現在する物なること。

放火の罪は、其の燒燬するところの物件の種類によりて、輕重の別あり。第百八條に依れば、火を放つて人の住居に使用し、又は人の現在する建造物、汽車、電車、艦船

若くは鑿坑を燒燬したる者とあり。故に、此の罪を構成するには、必ず、其の現に人の住居に使用し又は人の現在する物ならざるべからず。

現に人の住居に使用し云々とは、人の住居に用ひ居れる建造物と云ふ義なり。今、此の點に就きて、聊か疑義を解すべき必要あれば、左に其の一斑を述べんに、或る論者の曰く、現に人の住居に使用するとは、現在人の住み居れる家屋及び現在人の住居に用ゆる家屋なり。故に、現に火を放ちたる時、偶々其の家屋の住人が他出して在らざるも、等しく人の現に住居に使用し居れるものと云ふべし。故に、人の住居する所の家屋は。時に偶々其の住人の他出して家に在らざるも、尙ほこれを以て、人の住居したる家屋とす。然れども現に人の住居し、又は、現に人の住居に使用する家屋ならざるときは、假令人の住居に供すべき家屋なりといへども、第百八條の正面に當らざるものなり。夫の神社、佛閣其の他諸般の集會、職工場、劇場若くは各種の工業場のごとき、或ひは唯晝間のみ人のあるあり、或ひは夜間のみ人の在るあり、或ひは一定時

人の群集することありと雖も、平常、人の住居に使用すべき建造物にあらざるときは、現に其の人の在ると、其の人無きとに分ちて、現に人の在るときに限りて、放火したるものは、此の條によりて罰せらるゝといへども、否らざるときは、次條によりて罰せらるゝなり。現に人の住居に使用する建造物に放火したるときは、人の身體、生命に危害を生ずるの恐れあるがゆゑに、本條によりて處斷せらるゝものなりと。以上の説は、立法上よりするときは、其の然るを知る。然れども、解法上よりするときは、恐らくは右のごとく云ふことを得ざるべきものならん。何となれば、單に人の在ると、人の住居に使用するとは、自から相異ならざるを得ず。然れども、本條には人の住居に使用し、又は人の現在する建造物とあるを以て、是は、或る論者のごとく解するも可なり。

第二 本條の罪は、現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物、汽車、電車、艦船若くは鑿坑を燒燬せざるべからざること。

燒燬するとは、燒くことなりといへども、其の火勢は、如何なる程度に達するを要するやと云ふに、建造物の全體を燒燬したるときは、言ふまでもなかるべしといへども、若し否らずして、庇、門扉、物置等のごとき、建造物の僅に一部分を燒燬したるものも亦、本條に依りて處斷せらるゝやと云ふに、之れを要するに、事實裁判官の判定に一任せざるべからず。何となれば、實際問題なればなり。故に、放火にして其の結果を生じたるときは、其の多少に拘はらず、之れを燒燬したるものとなすも、何の不可か之れあらんや。

或る論者の説に従へば、火勢の屋上に燃わ上りたる時を以て、燒燬なりとせり。是れ火勢の屋上に燃わ上らざるごときは、火災となさざるなりこの慣習に依れるものならんか。今此の燒燬の字義を按ずるに、燒は、焚なり、又は、焚壞なり。之れに由りて、之れを觀れば、其の目的とするところの建造物を焚壞したるときは、始めて之れを燒燬したるものといふべし。故に、假令其の建造物の未だ全く燒き盡さざるも、建造物

たるの用をなすこと能はざるに至りしときは、之れを以て燒燬となすこと穩當の説なるべしと思はるゝなり。されば、是等の點に就きては、實際の模様の如何によりて、豫め之れを一定すること、もとより不可能に屬す。

第三 放火罪には、必ず故意あることを要す。

放火の罪には、必ず故意あることを要するなり。故に、此の點に就きては、敢て論ずべきものなきがごとしと雖も、故意とは、單に徒らに火を放つのみによりて成れるものなるか、將た、之れを燒燬するの意あるを要するか、先づ此の點につきて論せざるべからざるなり。

凡そ放火の罪は、常に故意を以て、火を放ちたるを要するのみならず。亦其の目的とするところの建造物其の他の物を燒燬するの意あるを以て必要とすべし。左に其の一例を擧げて論せん。

現に人の住居せる建造物に接近したる物置に火を放ちしが、其の火延燒して、其の建

造物をも焼燬したり。此の場合に於いて、若し犯人が、故らに火を放ちたるのみにて既に罪を構成するに充分なるものなりとせば、其の故に物置に火を放ちたるの事實を認めれば、直ちに第百八條によりて、之れを罰することを得べし。然れども、若し其の目的とするところの建造物等も焼燬するの意思あるを以て、必要缺くべからざるものなりとするときは、尙ほ進んで、人の現に住居に使用しつゝある建造物を焼燬するの意ありしか、將た、物置を焼燬するの意ありしに止まれるが、先づ之れが如何を決せざるべからず。今第百八條の精神を按ずるに、火を放て現に人の住居に使用し、又は人の現在する建造物云々とあり。故に、現に人の住居に使用し、又は人の現在する建造物ならざるべからず。

若し放火して、或る建造物を焼燬したるに、犯罪者に於いては、其の現に人の住居するものなることを知らざりしときは、如何と云ふに、現に人の住居する建造物を焼燬するや、犯罪者に於いては、其の人の住居するものたることを知らざることとは、實際上に於い

ては、殆ど稀なるべし。然れども、もとより絶無とは斷言すること能はざるべし。例へば晝間のみ人の群集するも、夜間人なきの建造物に向つて、夜間放火したる場合のごとき、即ち是れなり。斯くのごとき場合に於いては、第百九條に依りて處断することを得るも、第百八條に依ること能はざるものなるが如し。

四六 現に人の住居に使用せず又人の現在せざる建造物に放火して焼燬したる罪

人の現に住居に使用し、又は、人の現在する建造物等に放火して、之れを焼燬したるものは、動もすれば、人を焼殺するを以て、死刑無期又は五年以上の懲役に處せらるゝといへども、人の住居に使用せず、又は、人の現在せざる建造物に放火して焼燬したるときは、其の罪は、前者よりも輕し。是れ或ひは間接に人の生命を危くすることあるべしといへども、其の因りて生ずるところの直接の損害は、獨り財産上に止まるものなれば、之れを死刑に處せざるなり。然れども、放火して其の火勢の熾なるに至るときは、貴重なる不動産を烏有に屬せしむるのみならず、我が國のごとき往々數百戸を延焼すること

あり、公衆をして畏怖の念を懐かしむる、特に甚だしきものなり。然れども、僅に數戸に止まるもあれば、第百九條は、之れが刑を規定して、二年以上の有期懲役に處すとせり。

抑も第百九條の罪も亦、第百八條の罪と同じく三個の要件を必要とするものにして、其の要件たるや、前既に解説したるものと異ならずといへども、少しく相異なる點あれば、之れに就きて、聊か左に述べん。

凡そ現に人の住居に使用せざる建造物等のごときは、前既に解説したる裏面に於いて、これを知了することを待れば、茲に之れを贅せざるが、若し是等の建造物等にして、自己の所有に係るときは、六月以上、七年以下の懲役に處せらるゝこと是れなり。若し其の場合に於いて、公衆の危険を生ぜざるものなるときは、之れを罰せざるものとせり。抑も自己の所有物に放火するや、單に自己の所有物のみ焼燬する場合なきにあらずといへども、多くは延焼するを免れず。若し此の場合に於いて、他に延焼せざるときは、其

の罪軽く、且刑期も亦従つて短かるべし。尙ほ公衆の危険をも生ぜざるものなるときは、其の害の及ぶところ、唯、自己の損害のみに止まるものなるを以て、之れを罰せざること、規定せられたるものなり。

夫れ以上解説したるがごとく、人の現住すると現在すると、將た現住又は現在せざることによりて、放火の罪は、其の刑に輕重の別あり。然るに本邦に於いて、火災の多き、概ね放火に出づるもの多し。然るに犯罪者の狡猾なる、人の住居せる建造物を焼かんとし、先づ空屋若くは自家を焼き、以て刑の輕さを圖るものなしとせず。是等のものは、第百九條によりて處斷するや、將た其の目的よりして、第百八條によりて罰するやと云ふに、凡そ斯くのごときは、其の放火の目的は、人の現に住居する建造物を焼燬せんとするにあるものなれば、其の意のみを以て云ふときは、第百八條の罪と相異なることなし。然れども凡そ立法者の法を制定して、罪の輕重を定むるや、獨り犯罪者の意のみに偏倚すべからざるものなり。而して又唯、其の害の多少にも依ることを得ざるものなり。

殊に放火のごときものに至りては、其の害の結果、即ち延焼の多少を以て、罪の輕重を定むべきものにあらざることは、識者を俟たずして知るべし。故に、放火の輕重を定むるには、其の結果に依らずして、専ら其の危険の大小によりて、之れを定むること肝要なるべし。故に、其の危険の大小は、其の放火の行爲を施すところの物に就きて、之れを定むるの外、之れなかるべきか。

右のごとくなれば、人の住居せざる建造物に放火したるときは、假令人の住居する家屋の之れが爲めに延焼することあるも、直ちに之れを以て、第百八條の罪を犯したるものと爲すことを得ざるものなり。然れども、人の住居したる建造物を燒燬せんがために、人の住居せざる建造物に放火したるものも、亦第百八條によりて罰することを得ずるときは、恐らくは甚だしき謬見ならん。何となれば、斯くのごとき場合に於いて、人の住居せざる建造物に放火したるは、是れ人の現に住居に使用せる建造物を燒燬するの手段に過ぎずして、恰も人の現に住居に使用せる建造物を燒燬せんが爲めに、其の傍

に堆積したる柴草に放火したると異なることなし。若し第百八條に依りて、罰すべからざるものとするときは、人の現に住居に使用せる建造物を燒燬せんが爲めに、其の建造物の傍にある所の柴草に放火したるも、第百九條によりて輕き刑に處せざるべからず。豈に斯くのごとき理あらんや。夫れ然り、然りといへども第百十一條に依れば、敢て茲に論ずるまでもなかるべしと云ふものあれども、此の條文に依るときは、自己の所有に係るものに放火し、延いて第百八條、第百九條第一項に記載したるものに延焼したる場合の規定なれば、之れに依りて、處斷すること能はざるは、言ふまでもなかるべし。

四七 放火して人の住居すると否とに拘はらず建造物、汽車、電車、艦船、鐵坑以外の物を燒燬する罪

此の罪 構成するには、放火したること、燒燬したること及び公共の危険を生せしめたることの三者を具備せざるべからず、若し其の一を缺くときは、此の罪は、成立せざるものなり。此の罪に對する刑は、一年以上、十年以下の懲役に處せらるゝといへども、

若し此の焼燬したるものが、自己の所有に係るときは、其の害たるや、甚だしからざるものなれば、一年以下の懲役又は白圓以下の罰金に處せらるゝものなり。

四八 賃貸、質入等の名義を以て他人の住居する建造物を焼燬したる罪

自己の所有に係る建造物といへども、賃貸をなし、人は、物權を設定したるときは、自己の所有にして所有にあらざるがごときものなれば、之れを焼燬したるものにあつては、他人の物を焼燬したると、同一の刑に處せらるゝものなり。

四九 戸主現に其の住居の建造物を焼燬したるとききの處分

第百八條にある、人と云へる語は、自己に對しての語なり。故に戸主が、現に其の住居するところの建造物を焼燬したるときは、第百八條に照して處斷せざるべからざるものとす。何となれば、己れ之れに住居すといへども、火を放つものは自己なるを以て、之れがために人の身體、生命を危くするの恐れあらざるものなればなり。然れども、若し親族、雇人等が、こゝに住居するときは、即ち第百八條に依りて處斷せざるべからざるも

のなり。是れ此の場合に於いては、自から害を被むるに止まらず、親族、雇人等のごとき身體、生命を危殆ならしむるの恐あるものなればなり。然れども、若し戸主に於いて、其の家に住居するものを他出せしめ、又は、其の他出するを待ちて、之れを焼燬したるときは、第百八條によりて處斷することを得ざるべし。何となれば、危くすべきの身體生命あらざればなり。

五〇 火災保険に付したる建造物を焼燬したる罪

火災保険に附したるところの建造物を焼燬して、其の金額を受領せんとするは、通常自己の建造物を焼燬するもの、比にあらざるなり。然れども、保險會社より保險金を支取らんがために、建造物を焼燬するは、一の詐欺取財の手段にして、保險會社より其の金額を騙取せざるものなるときは、保險會社に損害を加へたりと云ふべからず。故に、此の點につきては、嚴罰するに及ばざるものなり。

されば、若し保險會社に於いて、當時其の放火たることを知らずして、保險金を渡した

るときは、後其の事の假令發覺することありとするも、其の害を回復すること能はざるべし。斯くのごとき大害を興へたるものを罰するに通常の詐欺の刑を以てするも足れりとせず。故に、火災の保険に附したる建造物も亦他人の所有に係るものを以て論ずることなしたるなり。

五一 放火者所有者の従犯なりし場合

凡そ従犯は、自から手を下すものにあらず、唯、豫備の行爲を以て、正犯の幫助をなすに過ぎざるものなり。故に、もとより正犯と同一視して罰すべからざるものなれば、減刑せらるゝこと勿論なり。

五二 他人が所有主を教唆して放火せしめたる場合

他人が、所有主を強制して放火せしめ、又は他人の教唆を受けたるころの所有主が、未成年者にして、全く他人の器械たるに過ぎざるものなるときは、之れを如何に處分すべきやと云ふに、此の場合に於いては、所有主は一の器械たるに過ぎざるものにして、

即ち他人が、自から火を放ちたるに同じきものなれば、人の建造物を焼燬したるものとして、之れを罰すべし。

五三 他人が所有主を教唆し又は所有主が、他人を教唆して放火せしめたる場合

斯くのごとき場合は、實際上に於いて、殆ど有り得べからざるものなり。然れども、或ひは絶無とも云ひ難きものなり。所有主が、他人を教唆したるときは、何れも自己の建造物を焼燬したるものを以て、之れを論ずべしとは、「フアースタン、エリー」氏が、刑法原論に於いて解説したるところなりといへども、之れが反對の場合に就きては、更に論せず。或る論者は、稍、酷に失するがごとしといへども、一般の道理に基きて、他人の教唆者たるも、所有主の教唆者たるに論なく、所有者は、第百九條によりて罰し、他人は、人の建造物を焼燬したるを以て論すべしと説けり。

右の説たるや、一應道理あるに似たりといへども、總て第百九條に依りて、之れを處断するに如かずと思料せらるゝなり。何となれば所有主が、他人を教唆して、放火せしめ

たるときは、之れがために其の罪の性質を變ずるの理なきは勿論、他人、所有主を教唆したるは、是れ所有主をして、自己の建造物に放火せしむることを教唆したるものにして、之れがために其の罪の性質を變ずべきの理あらざるものなればなり。

五四 所有者他人と共に放火したる場合

此の場合に於いて、前論者の説に依るときは、所有者と他人とは、其の刑を異にせざるべからずと説けり。然れども、深く之れを講究するときには、他人の放火したるは、一に所有者の意思に出でたると、否との區別をなし、所有者の意思に出でたるものなるときは、第九九條に依りて處斷し、他人が、特立して行ひたるものなるときは、唯、他人のみが、人の建造物を燒燬したるものを以て、之れを論せざるべからず。何となれば、第一の場合に於いては、他人が、所有者の自己の建造物を燒燬したるものにして、所有者の之れに加功したるがごときものなればなり。

五五 放火犯の豫備を罰する所以

凡そ建造物、艦船、鑛坑のごときは、人の住居若くは現在するものにして、且つ重要な財物なりとす。故に、之れに放火するがごときは、重大なる犯罪にして、其の豫備の行爲を罰し、之れが危害を未然に防遏すること、最も必要なるを以てなり。

五六 失火の罪

失火の罪は、放火に比すれば、もより霄壤の差あり。失火は、無意犯なり。然れども、其危害の及ぶところ實に莫大なるのみならず、慘鼻に堪へざるものなれば、三百圓以下の罪金に處すべしと規定せられたるものなりとす。若し火を失して、自己の所有に係れるものにして、現に人の住居に使用し、又は、人の現在する建造物、汽車、電車、艦船又は鑛坑を燒燬するか、又は、現に人の住居に使用せず。又は人の現在せざる建造物、艦船若くは鑛坑を燒燬し、之れがために公共の危険を生せしめたるものに至ては、假令財産上の損害は、莫大なるものとするも、もと自己の所有物なれば、其の罪たるや、是亦三百圓以下の罰金に處せらるゝなり。

五七 放火、失火に準ずべき罪

刑法第十七條に依れば、火藥、汽罐其の他激發すべき物を破裂せしめて、現に人の住居に使用し、又は人の現在する建造物、汽車、電車、艦船若くは鑛坑又は他人の所有に係れる現に人の住居に使用せず、又は、人の現在せざる建造物、艦船若くは鑛坑にして、他人の所有に係れる物を損壞したる者は、放火の例に同じ。又、自己の所有に係れる前記の物を損壞し、之れがために公共の危険を生せしめたるもの亦同じ。然れども、以上の行為にして、全く過失に出でたるものなるときは、失火の例に準じて罰せらるゝものなり。凡そ放火の方法、失火の原因、其の如何にあるとを問はずといへども、火藥、汽罐其の他激發すべき物品は、其の性質たるや、最も危険にして、其の破裂するや、雷に建造物等の類を燒燬するのみならず、動もすれば、多數の人命を傷害することなしとすべからざれば、斯くのごとく規定せられたるものならん。

等十章 溢水及び水利に關する罪

五八 溢水及び水利に關する罪

溢水とは、例へば堤防を潰潰し、又は水閘を損壞する等を云ひ、水利に關するとは、例へば田畑の灌漑上に於ける水路等に關するを云ふ。凡そ是等につきて、其の害の及ぶところ、或ひは人の住居せる建造物を漂流せしめ、或ひは田畑、鑛坑、又は牧場等を荒廢せしめ、甚だしきに至りては、人畜を死傷せしむる等、實に寒心に堪へざるものなれば、是等に對しては、本章に規定するところの各條に依りて處罰せらるゝことなれり。先づ其の條文を列記せん。

第一百九條 溢水せしめて現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物、汽車、電

車若くは鑛坑を浸害したる者は死刑又は無期若くは三年以上の懲役に處す

第二百二十條 溢水せしめて前條に記載したる以外の物を浸害し因て公共の危険を生

せしめたる者は一年以上十年以下の懲役に處す

浸害したる物自己の所有に係るときは差押を受け、物權を負擔し又は賃貸し若くは保險に付したる場合に限り前項の例に依る

第二百一十一條 水害の際防水用の物を隠匿又は損壞し若くは其他の方法を以て水防を妨害したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

第二百二十二條 過失に因り溢水せしめて第十九條に記載したる物を浸害したる者又は第二百二十條に記載したる物を浸害し因て公共の危険を生せしめたる者は三百圓以下の罰金に處す

第二百二十三條 堤防を決潰し、水閘を破壊し其他水利の妨害と爲る可き行爲又は溢水せしむ可き行爲を爲したる者は二年以下の懲役若くは禁錮又は二百圓以下の罰金に處す

五九 溢水の罪に死刑を科する所以

凡そ溢水の罪たるや、其の害の及ぶところ、決して小なるものにあらざることなるべし。現に人の住居に使用しつゝある所へ溢水せしむるときは、其の區域の如何によりては、或いは甚だしく人命を損傷することあるべし。又、人の現在する建造物、汽車、電車若くは鑛坑のごとき場所に溢水せしむるときは、其の害果して如何ぞや、實に想像に難からざるものなるべし。是等の行爲は、敢て放火の罪に於けると異なることなきものなれば、其の害の激甚なるものに就きては、宜しく死刑に處せざるべからず。是れ即ち死刑を設けたる所以なり

六〇 現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物、汽車、電車、鑛坑以外の物に溢水せしめたる罪

此の罪は、第二百十條によりて處断せらるゝものなり。然れども、此の罪を構成するには、溢水せしめて浸害したること、公共の危険を生せしめたることの二要件なかるべからず。假令溢水せしのたりといへども、公共の危険を生せしめざるときは、本條により

て罰することを得ず。即ち此の場合に於いては、第二百二十三條によりて處罰せらるゝものなり。若し浸害したるところの物件が、自己の所有に係れるときは、敢て其の罪を問ふところにあらずといへども、若し其の物が、差押を受くるか、物権を負擔するか、又は、賃貸するか、若くは保険に付したる場合に限りて、一年以上十年以下の懲役に處せらるゝものとす。凡そ是等のごとき物は、假令自己の所有なりといへども、而も自己が自由に處分する權利なきものなれば、殆ど人の物に於けると異なるどころなきが如くなるものなれば、斯くのごとき規定を設けられたるなり。

六一 過失溢水の罪

過失に依り、溢水せしめて、現に人の住居に使用し、又は、人の現在する建造物、汽車、電車若くは鑿坑を浸害したる者、又は右等のごとき以外の物を浸害し、之れが爲めに、公共の危険を生せしめたるもの、及び其の浸害したる物が、自己の所有に係るときは、差押を受け、物権を負擔し、又は賃貸し、若くは保険に付したる場合に限りて處罰せら

るゝものとす。

第十一章 往來を妨害する罪

六二 往來を妨害する罪

第二百二十四條 陸路、水路又は橋梁を損壞又は壅塞して往來の妨害を生せしめたる者は二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處す

前項の罪を犯し因て人を死傷に致したる者は傷害の罪に比較し重きに從て處斷す

六三 鐵道、標識の損壞、汽車、電車の往來妨害の罪

第二百二十五條 鐵道又は其標識を損壞し又は其他の方法を以て汽車又は電車の往來の危険を生せしめたる者は二年以上の有期懲役に處す

六四 燈臺、浮標の損壞、艦船往來の危険を生せしめたる罪

第二百六十五條第二項 燈臺又は浮標を損壞し又は其の他の方法を以て艦船の往來の危

險を生せしめたる者亦同じ

之れによりて之れを觀れば、同條第一項によりて處罰せらるゝものなるを以て二年以上の有期懲役に處せらるゝものなり。

六五 汽車、電車の顛覆、破壊、艦船の覆没破壊の罪

第二百二十六條 人の現在する汽車又は電車を覆没又は損壞したる者は無期又は三年以上の懲役に處す

人の現在する艦船を覆没又は破壊したる者亦同じ

前二項の罪を犯し因て人を死に致したる者は死刑又は無期懲役に處す

六六 汽車、電車、電車の顛覆、破壊、艦船の覆没又は破壊したる者の罪

鐵道又は其の標識を損壞し又は其の他の方法を以て、汽車又は電車の往來の危険を生せしめたる者。燈臺又は浮標を損壞し、又は、其の他の方法を以て、艦船の往來の危険を生せしめ、之れに依りて、汽車又は電車の覆没、若しくは破壊又は艦船の覆没若しくは破壊

を致したる者は、三年以上の懲役に處す。若し此の場合に於いて、人を死に致したるときは、死刑又は無期懲役に處す。

第二百二十七條 第二百二十五條の罪を犯し因て汽車又は電車の顛覆若しくは破壊又は艦船の覆没若しくは破壊を致したる者亦前條の例に同じ

六七 過失に因りて往來を妨害する罪

第二百二十九條 過失に因りて汽車、電車又は艦船の往來の危険を生せしめ又は汽車、電車の顛覆若しくは破壊又は艦船の覆没若しくは破壊を致したる者は五百圓以下の罰金に處す

其業務に従事する者前項の罪を犯したるときは三年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處す

第十二章 住居を侵す罪

六八 住居を侵す罪

人の住居の場所は、恰も城廓のごとく、他人が、故なく之れを侵すべからざるものなり。此の原則たるや、海外諸國に於いて、既に認められたるところのものなり。抑も住居を侵す罪は、家宅不侵の原則に因りて、之れが制裁を附するのみならず、一の豫防處分なり。既に侵すべからざるの住居を侵すは、必ずや、善事にあらざるべし。多くは殺人、傷害、盗偷、猥褻、姦淫等のごとき目的を以てするものにして、其の豫備の行爲たるや、勿論なり。是れ特に本章を設けて之れを罰する所以なり。

第三百十條 故なく人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若くは艦船に侵入し又は要求を受けて其場所より退去せざる者は三年以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處す

此の條文に依るときは、其の犯罪の成立するは、左の條件を要す。

第一 故なく人の住居に侵入したるとき。

之れに依れば、故なく人の住居に侵入したるものにして、其の晝間なるを夜間なるを、更に問ふところにあらざるなり。

第二 人の看守する邸宅、建造物若くは艦船に侵入したるとき。

人の看守する邸宅とは、人が、看守し居れる住宅の類を云ふ。建造物とは、神社、佛閣、官署、學校其の他公私各種の建物を云ふ。故に、無住の邸宅、人の看守せざる建造物のごときは、本條の正面に當らざるものとす。

第三 要求を受けて其の場所より退去せざる者

以上のごとくならずして、故ありて人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若くは艦船に侵入するといへども、要求を受けて、退去したるものは、本條の正面に當らすといへども、若し其の場所より退去せざるごときは本條の罪を構成するものなり。

六九 皇居、禁苑等に侵入したる罪

故なく皇居、禁苑、行在所又は離宮、神宮若くは皇陵等に入りたるものは、他の建造

物、邸宅等に侵入したるものと同一視すべからざるものなり。故に此に侵入したるものは、右等よりも一層重きものなれば、之れを嚴罰して、豫め危害を防がざるべからず。是れ特に左の條規を設けられたる所以なり。

第三十一條 故なく皇居、禁苑、離宮又は行在所に侵入したる者は三月以上五年以下の懲役に處す
神宮又は皇陵に侵入したる者亦同じ

第十三章 秘密を侵す罪

七〇 信書開披の罪

第三十三條 故なく封緘したる信書を開披したる者は一年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處す

抑も信書の秘密は、帝國憲法に於いて保障せられたるところのものにして、其の第二十

六條に曰く、日本臣民は法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さることなし。故に法律に従ひて、其の信書を開披するは、法律の規定するところなれども、否らざるものは、之れが開披をなすことを得ざるものとす。

本條は、秘密書類を保護するを目的として規定せられたるものにして、信書は、住居のごとく、猥りに侵さるべからざるものなることは、帝國憲法の明定するところのものなり。是れ憲法に於いて、特に保障せられたる權利なればなり。

本條には、封緘したる信書とあり。故に『ハガキ』のごときものは、假令其の記事の秘密に屬すべきものなるも、開披せずして之れを窺ふことを得れば、本條を以てしては罰すべからざること、固より言ふまでもなし。

七一 身分職業に依りて、秘密の委託を受けたるもの秘密漏泄の罪
是は醫師、藥劑師等のごとき、身分、職業に依りて、秘密の委託を受けたる者、其の陰私を他人に漏泄したるときに於いて、第三百三十四條の規定するところなり。

第三百三十四條 醫師、藥劑師、藥種商、産婆、辯護士、辯護人、公證人又は是等の職に在りし者故なく其業務と取扱ひたることに付き知り得たる人の秘密を漏泄したるときは六月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

宗教若くは禱祀の職に在る者又は是等の職に在りし者故なく其業務上取扱ひたることに付き知得たる人の秘密を漏泄したるとき亦同じ

本條に規定せられたるところの身分、職業ある者は、其の業務に依りて、秘密の委託を受くることあり、此の場合に於いては、特定の場合を除くの外、其の秘密を漏らすべからざるものとす。若し之れを漏らしたるときは、委託者の名譽を害するのみならず、亦他に弊害を生ずるの恐れあり。是れ本條の規定ある所以なり。

第十六章 阿片煙に關する罪

七二 阿片煙の輸入、製造、販賣の罪

第三百三十六條 阿片煙を輸入、製造又は販賣し若くは販賣の目的を以て之を所持したる者は六月以上七年以下の懲役に處す

阿片煙は、もと藥用に供する阿片と同一の性質のものなりといへども、其の製造を異にし、且つ全く其の用法を同じくせざるものなり。此の物は、多量の麻醉質を含有し、大に人身の健康を害し、従つて活氣を損じ、智力の發達を妨ぐるものなり。斯くのごとき毒物も、人一たび之れを吸食するときは、他の煙草と相異なりて、終に禁すること能はざるに至るものなれば、阿片煙吸食のことは、法律上に於いて之れを嚴禁し、以て一般の健康を保持せざるべからざるなり。而して之れを禁せんとするには、先づ其の根本たる輸入、製造、販賣を禁止せざるべからず。之れが輸入、販賣するもの其の跡を絶つに至らば、人如何に之れを吸食せんと欲すれども、復た得べからざるものなり。是れ本條の規定ある所以なり。

七三 阿片煙吸食の器具の輸入、製造、販賣する者の罪

阿片煙吸食の器具とは、一種異様なる煙管のごときものにして、阿片煙吸食者は、是非之れを用ひざるべからざるなり。されば、今此の吸食の器具を輸入、製造又は販賣するものに至ては、假令阿片煙を輸入、製造、販賣せずといへども、暗に阿片煙の吸食を誘導し、之れを助成するものなれば、其の公益を害すること少なからざるべし。是れ特に本條の規定ある所以なり。

七四 税關官吏阿片煙に關する罪

第三百三十八條 税關官吏阿片煙又は阿片煙吸食の器具を輸入し又は其輸入を許したるときは一年以上十年以下の懲役に處す

税關官吏は、輸出入品の検査をなし、法禁物は、之れを差押へて、相當の處分をなさざるべからず。然るに其の職務を濫し、情を知りて、阿片煙及び吸食の器具を輸入せしめたる者は、其の情甚だ重く、其の害、實に大なるものなり。故に、其の刑のごときも本章中に於いて、最も重きものとなせり。

七五 阿片煙吸食者の罪

第三百三十九條 阿片煙を吸食したる者は三年以下の懲役に處す

阿片煙を吸食する爲め房屋を給與して利を圖りたる者は六月以上七年以下の懲役に處す

阿片煙吸食の害は、實に甚だしきものにして之れを大にして、國家の存立上にも關係するほどのものなれば、之れを罰すること當然のこと、云ふべし。抑も阿片煙は、尋常の煙草と異なりて、概ね寢床に横臥し、之れを吸食して以て、安眠を貪るところのものなり。故に之れを吸食するときは、漸次懶惰に流れ、智力の發達を沮害するに至るべし。是れ吸食者を罰する所以なり。

又房屋を設け、之れを給與して、利を圖るものあり。是等のものは、大に阿片煙の吸食を助成するものなれば、其の情狀は、阿片煙の輸入、製造、販賣又は販賣の目的を以て、之れを所持したるものと、其の罪に輕重なきものと、ごどくなれば、是等と其の刑を同じ

うして罰する所以なるべし。

七六 阿片煙又は阿片煙吸食の器具所持者の罪

第四百四十條 阿片煙又は阿片煙吸食の器具を所持したる者は一年以下の懲役に處す

第十五章 飲料水に關する罪

七七 飲料淨水汚穢の罪

飲料に供する淨水とは、水道淨水を除くの外すべて池、井戸等のごとき淨水を汚穢し、之れが爲めに用ふること能はざるに至らしめたるものにして、其の生活の本源たる需用を傷ひ、健康に害を興ふること、言を俟たざる所なり。

第四百四十二條 人の飲料に供する淨水を汚穢し因て之を用ふること能はざるに至らし

めたる者は六月以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處す

本條の骨子とするところのものは、『之を用ふること能はざるに至らしめたる』の

語あり、抑も飲料水を汚穢するにも數等あるべし。之れを汚穢すること、極めて少なく、少しも需用を妨げなきものゝごときは、之れを罰するの要なかるべし。是れ此の一語ある所以のものなり。然れども、其の用ふること能はざると、否らざるとは、豫め其の程度を定むることを得ざるなり。是は、事實に於いて用ふること能はざるに至らしめたる程度は、裁判官の見る所に一任せざるべからざるものなり。

されば、本條の罪は、飲料水を用ふること能はざらしむるの意あるを要するや、將に故らに淨水を汚穢したるのみにて、既に充分なりやと云ふに、凡る法律に、用ふること能はざるに至らしむるとあるは、其の結果を示すものにして、果して其の結果を生せしむるの意あると、否らざるとは、問ふところにあらざるものなり。若し夫れ其の意あるを以て必要となすときは、必ずや、云々に至らしむる爲めに云々とせざるべからず。

七八 公衆用の水道、水源を汚穢したる罪

第四百四十三條 水道に由り公衆に供給する飲料の淨水又は其水源を汚穢し因て之を用

ふるこ能はざるに至らしめたる者は六月以上七年以下の懲役に處す

本條は、前條に於ける罪よりも、其の害の大なるものなり、是れ水道は、廣く連絡するものにして、従つて其の害の及ぶところ多大なるものなればなり

飲料水に關する罪の正條を擧ぐれば左のごとし。

第四百三十三條 水道に由り公衆に供給する飲料の淨水又は其水源を汚穢し因て之を用

ふるこ能はざるに至らしめたる者は六月以上七年以下の懲役に處す

第四百四十四條 人の飲料に供する淨水に毒物其他人の健康を害す可き物を混入したる

ものは三年以下の懲役に處す

第四百四十五條 前三條の罪を犯し因て人を死傷に致したる者は傷害の罪に比較し重きに從て處斷す

第四百四十六條

水道に由り公衆に供給する飲料の淨水又は其水源に毒物其他人の健康

を害す可き物を混入したる者は二年以上の有期懲役に處す因て人を死に致したる者

は死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に處す

第四百四十七條 公衆の飲料に供する淨水の水道を損壞又は壅塞したる者は一年以上十

年以下の懲役に處す

第十六條 通貨偽造の罪

七九 通貨の偽造、變造の區別

偽造とは、真正の通貨を模擬して、真正ならざる貨幣を製造するを云ふ。もとより其の物質の如きは、問ふ所にあらず。故に、真正なる貨幣より良質の金銀又は銅を用ふることなきは勿論なれども、假令之れありて、真正なる貨幣よりも其の實價の高きものといへども、之れを製造したるときは、通貨偽造の罪に問はるゝに至る。

變造とは、其の貨幣は、真正なるものなれども、或ひは量目を減じ、或ひは命價を増し、以て貨幣の價値を害するを云ふ。されば、如何なる點が、偽造と相異なりやと云ふに、

偽造は、貨幣にあらざるものを以て、貨幣を模造するものなれども、變造は、貨幣の價値を害するに止まるものなるが故に、之れを新に製造すると、既に製造したるものを増減、變換するとの點にあり。又偽造變造は、管に貨幣のみならず、紙幣、銀行券の如きものも亦然り。

銅貨に金又は銀を鍍し、銀貨に金を鍍して、其の文字を改めたるもの、如きは、之れを以て偽造とすべきや、將た、變造とすべきものなりや。或人之れを論じて曰く、斯くのごときは、貨幣の眞正を害せず、又、其の實價をも損せざるものなるを以て、偽造にあらず、又、變造にあらず。是等は、宜しく詐欺の罪に問ふべし。是れ之れを以て、物品の賣買をなすものとしての斷定より出でしものなりと。此の説は、甚だ穩當ならず。抑銀を鍍し、銀貨に金を鍍したる以上は、銅貨又は銀貨たるの外貌を變更したるものにして、純然たる變造なり。若し之れを變造にあらずとすれば、變造なるものは、恐らくは之れなからん。

第四百四十八條 行使の目的を以て通用の貨幣、紙幣又は銀行券を偽造又は變造したるものは、無期又は三年以上の懲役に處す

偽造、變造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し又は行使の目的を以て之を人に交付し、若くは輸入しする者た亦同じ

第四百四十九條 行使の目的を以て内國に流通する外國の貨幣、紙幣又は銀行券を偽造又は變造したる者は二年以上の有期懲役に處す

偽造、變造の外國の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し又は行使の目的を以て之を人に交付し若くは輸入したる者亦同じ

第四百五十條 行使の目的を以て偽造、變造の貨幣、紙幣又は銀行券を取得したる者は三年以下の懲役に處す

第四百五十一條 前三條の未遂罪は之を處す

第四百五十二條 貨幣、紙幣又は銀行券を取得したる後其偽造又は變造なることを知て

之を行使し又は行使の目的を以て之を人に交付したる者は其名價三倍以下の罰金又は科料に條す但一圓以下に降すことを得ず

第百五十三條 貨幣、紙幣又は銀行券の偽造又は變造の用に供する目的を以て器械又は原料を準備したる者は三月以上五年以下の懲役に處す

第十七章 文書偽造の罪

八〇 文書偽造の罪

文書偽造罪には、必ずや、左の條件の具備せざるべからざるものにして、若し其の一を缺くときは、其の罪は、成立せざるなり。

- 一 他人を害し、又は、自己若くは他人の益を生せしむるの意思を以てしたる事。
- 二 真正ならざる文書は作成したるものなる事。凡そ真正ならざる文書とは、虚偽の文書を作成して、之れを真正の文書のごとくしたるものを云ふ。故に、其の偽造

文書中に於ける記載事項の眞偽は、もとより問ふところにあらず。唯、文書を調製したるもの、資格を偽ることを以て充分なりとす。

- 三 公私の害を生せしむる事を要す。故に假令文書を偽造すといへども、公私の害を生じ得べからしむるに足らざるときは之れを以て、文書偽造罪に偽することをと得ざるものなり。

八一 詔書等の偽造、變造罪

第百五十四條 行使の目的を以て御璽、國璽若くは御名を使用して詔書其他の文書を偽造し又は偽造したる御璽、國璽若くは御名を使用して詔書其他の文書を偽造したる者は無期又は三年以上の懲役に處す

御璽、國璽を押捺し又は御名を署したる詔書其他の文書を變造したる者亦同じ

八二 文書の變造

他人を害し、又は、自己若くは他人の利益となるべきの意思を以て、文書の記事を増減、

變換し、之れによりて公私の害を生じ得べからしめたるものを云ふ。故に假令文書の増減變換をなすといへども、公私の害を醸さざるものなるときは、刑法上に於いては、之れを以て、文書の變造罪となすことを得ざるものなり。

八三 文書の行使

刑法上に謂へる文書の行使とは、書すべき一の文書として、他を書し、又は、自己若くは他人の利益のために、之れを用ひたるものを云ふ。敢て目的を達したると否とは、問ふところにあらざるなり。

八四 公務所、公務員の作るべき文書圖畫の偽造、變造の罪

第一百五十五條 行使の目的を以て公務所又は公務員の印章若くは署名を使用して公務所又は公務員の作るべき文書若くは圖畫を偽造し又は偽造したる公務所又は公務員の印章若くは署名を使用して公務所又は公務員の作るべき文書若くは圖畫を偽造したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

公務所又は公務員の捺印若くは署名したる文書若くは圖畫を變造したる者亦同じ第二項の外公務所又は公務員の作るべき文書若くは圖畫を偽造し又は公務所又は公務員の作りたる文書若くは圖畫を變造したる者は三年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處す

八五 公務員職務に關し文書圖畫の變造罪

第一百五十六條 公務員其職務に關し行使の目的を以て虚偽の文書若くは圖畫を作り又は文書若くは圖畫を變造したるときは印章、署名の有無を區別し前二條の例に依る

八六 公務員に虚偽の申立をなして不實の記載をなさしめたる罪

第一百五十七條 公務員に對し虚偽の申立をなし權利、義務に關する公正證書の原本に不實の記載を爲さしめたる者は二年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す
公務員に對し虚偽の申立を爲し免狀、鑑札又は旅券に不實の記載を爲さしめたる者は六月以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處す

前二項の未遂罪は之を罰す

八七 偽造、變造の文書圖書の行使罪

第百五十八條 前四條に記載したる文書又は圖書又は圖畫を行使したる者は其文書又は圖書を偽造若しくは變造し又は虚偽の文書若しくは圖畫を作り又は不實の記載を爲さしめたる者と同一の刑に處す

前項の未遂罪は之を罰す

八八 他人の印章署名を使用して文書圖書の偽造變造罪

第百五十九條 行使の目的を以て他人の印章若しくは署名を使用して權利、義務又は事實證明に關する文書若しくは圖畫を偽造し又は偽造したる他人の印章若しくは署名を使用して權利、義務又は事實證明に關する文書、圖書を偽造したる者は三月以上五年以下の懲役に處す

他人の印章を押捺し若しくは他人の署名したる權利、義務又は事實證明に關する文書

若しくは圖畫を變造したる者亦同じ

前二項の外權利、義務又は事實證明に關する文書若しくは圖畫を偽造又は變造したる者は一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

八九 醫師公務所に提出すべき書類に虚偽の事項を記載する罪

第百六十條 醫師公務所に提出す可き診斷書、檢案書又は死亡證書に虚偽の記載を爲したるときは三年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處す

第十八章

有價證券偽造の罪

九〇 有價證券偽造變造の罪

第百六十二條 行使の目的を以て公債證書、官府の證券、會社の株券其他の有價證券を偽造又は變造したる者は三月以上十年以下の懲役に處す
行使の目的を以て有價證券に虚偽の記入を爲したる者亦同じ

九一 偽造變造の有價證券を人に交附又は輸入を爲したる者

第六十三條 偽造、變造の有價證券又は虚偽の記入を爲したる有價證券を行使し又は行使の目的を以て之を人に交附し若くは輸入したる者は三月以上十年以下の懲役に處す
前項の未遂罪は之を罰す

第十九章 印章偽造の罪

九二 御璽、國璽又は御名の偽造、不正に使用したる罪

第六十四條 行使の目的を以て御璽、國璽又は御名を偽造したる者は二年以上の有期徒刑に處す
御璽、國璽又は御名を不正に使用し又は偽造したる御璽、國璽又は御名を使用したる者は亦同じ

九三 公務所又は公務員の印章署名偽造の罪

第六十五條 行使の目的を以て公務所又は公務員の印章若くは署名を偽造したる者は三月以上五年以下の懲役に處す
公務所又は公務員の印章若くは署名を不正に使用し又は偽造したる公務所又は公務員の印章若くは署名を使用したる者亦同じ

九四 公務所の記號偽造又は不正に使用したる罪

第六十六條 行使の目的を以て公務所の記號を偽造したる者は三年以下の懲役に處す

公務所の記號を不正に使用し又は偽造したる公務所の記號を使用したる者亦同じ

九五 他人の印章、署名の偽造又は不正に使用したる罪

第六十七條 行使の目的を以て他人の印章若くは署名を偽造したる者は三年以下の懲役に處す

他人の印章若くは署名を不正に使用し又は偽造したる印章若くは署名を使用した者亦同じ

第二章 偽證の罪

九六 偽證罪構成の要件

偽證罪は、證人として裁判所に喚び出されたるものが、被告人を曲庇するが爲めに、若くは之れを陷害するがために偽りの證據を陳述するものにして、本罪は、裁判所内に於ける偽證なるを以て、裁判所外に於けるところの偽證は、罪とならざるものなり。例へば人を殺したるものが、殊更に其の罪を人に嫁せんが爲め、血痕の附着せる刀劍を他人の邸宅内に投棄し、又は、密に其の人の衣服に血液を附着するがごとき所爲は、人を陷害せんとするがごとき罪なりといへども、本罪を構成せざるものなり。偽證罪を構成する要件

此の罪を構成するには、左の條件を要す。

- 一 證人、鑑定人又は通事として裁判所に呼び出されたるものなる事。
 - 二 裁判所に於いて、詐欺の陳述たることを知りつゝ之れを爲したること。
 - 三 前項の陳述は、訊問の要點に就きて、重要な關係あること。
- 第六十九條 法律に因り宣誓したる證人虚偽の陳述をなしたるときは三月以上十年以下の懲役に處す。

九七 偽證罪の減輕又は免除せらるゝ場合
第七十條 前條の罪を犯したる者證言したる事件の裁判確定前又は懲戒處分前自白したるときは其刑を減輕又は免除することを得

第二十一章 誣告の罪

九八 誣告罪

此の罪は、虚偽の偽證の罪と相同じきものなれども、唯、懲戒又は懲戒の處分を受けしむる目的を以て、虚偽の申告をなしたるものにして、其の條文は左の如し。

第七十二條 人をして刑事又は懲戒の處分を受けしむる目的を以て虚偽の申告をなしたる者は第六十九條の例に同じ

第七十三條 前條の罪を犯したる者申告したる事件の裁判確定前又は懲戒處分前自白したるときは其刑を減輕又は免除することを得

第二十二章 猥褻、姦淫及び重婚の罪

九九 猥褻の行爲

猥褻の行爲とは、醜陋に關する醜陋背徳の行爲を云ふ。然れども、男女の關係あることは、必ずしも之を要せざるなり。故に、他人に關するところなく、自己自ら醜陋の行爲をなすことを得べく、又、同性間に於いても、將た獸類のごとくに對しても、之れを

行ふことを得るものとす。

第七十四條 公然猥褻の行爲を爲したる者は科料に處す

一〇〇 猥褻の文書、圖畫を頒布販賣陳列の罪

第七十五條 猥褻の文書、圖畫其他の物を頒布若くは販賣し又は公然之を陳列したる者は五百圓以下の罰金又は科料に處す販賣の目的を以て之を所持したる者亦同じ

一〇一 男女に對し猥褻の行爲をなしたる罪

第七十六條 十三歳以上の男女に對し暴行又は脅迫を以て猥褻の行爲を爲したる者は六月以上七年以下の懲役に處す十三歳に満たざる男女に對し猥褻の行爲を爲したる者亦同じ

一〇二 強姦の罪、

第七十七條 暴行又は脅迫を以て十三歳以上の婦女を姦淫したる者は強姦の罪となし二年以上の有期懲役に處す十三歳に満たざる婦女を姦淫したる者亦同じ

一〇三 心神喪失、抗拒不能に乗じて犯せる姦淫の罪

第七十八條 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ又は之をして心神を喪失せしめ若

しくは抗拒不能ならしめて猥褻の行爲を爲し又は姦淫したる者は前二條の例に同じ

第七十九條 前三條の未遂罪は之を罰す

一〇四 姦淫罪を罪して死傷せしめたる罪

第八十一條 第七十六條乃至第七十九條の罪を犯し因て人を死傷に致したる者

は無期又は三年以上の懲役に處す

一〇五 營利の目的を以て姦淫せしめたる罪

第八十二條 營利の目的を以て淫行の常習なき婦女を勧誘して姦淫せしめたる者は

三年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

一〇六 姦通罪

第八十三條 有夫の婦姦通したるときは二年以下の懲役に處す其相姦したる者亦同

ト

前項の罪は本夫の告訴を待て之を論ず但本夫姦通を縱容したるときは告訴の効なし。

一〇七 重婚の罪

第八十四條 配偶者なる者重ねて婚姻をなしたるときは二年以下の懲役に處す其相婚したる者亦同じ

第二十三章 賭博及び富籤に関する罪

一〇八 賭博

賭博とは、偶然の事爲によりて、財物の授受をなす所の行爲を云ふ

一〇九 富籤

富籤とは、若干の代金を拂ひ渡し、偶然の出來事の爲めに、或る豫定の財物を領得し、

若くは其の拂ひ渡したるところの代金を消失するところの行為を云ふ。

一一〇 賭博罪

第百八十五條 偶然の輸贏に關し財物を以て博戲又は賭事を爲したる者は千圓以下の罰金又は科料に處す但一時の娛樂に供する物を賭したる者は此限に在らず

第百八十六條 常習として博戲又は賭事を爲したる者は三年以下の懲役に處す

賭博場を開張し又は博徒を結合して利を圖りたる者は三月以上五年以下の懲役に處す

一一一 富籤發賣、取次の罪

第百八十七條 富籤を發賣したる者は二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處す

富籤發賣の取次を爲したる者は一年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す

前二項の外富籤を授受したる者は三百圓以下の罰金又は科料に處す

第二十四章

禮拜所及ひ墳墓に關する罪

一一二 禮拜所に對する罪

第百八十八條 神祠、佛堂、墓所其他禮拜所に對し公然不敬の行為ありたる者は六月

以下の懲役若くは禁錮又は五十圓以下の罰金に處す

說教、懲役又は葬式を妨害したる者は一年以下の懲役若くは禁錮又は百圓以下の罰金に處す

一一三 墳墓發掘の罪を犯し死體、遺骨、遺髪又は棺内に藏置せる物の損壞、遺棄、領得の罪

第百八十九條 墳墓を發掘したる者は二年以下の懲役に處す

第百九十一條 第百八十九條の罪を犯し死體、遺骨、遺髪又は棺内に藏置したる物を損壞、遺棄又は領得したる者は三月以上五年以下の懲金に處す

一一四 死體、遺骨、遺髪、棺内に藏置したる物を損壞、遺棄又は領得の罪

第一百九十條 死體、遺骨、遺髪又は棺内に藏置したる物を損壞遺棄又は領得したる者は三年以下の懲役に處す

一一五 検視を経ずして變死者埋葬の罪

第一百九十二條 検視を経ずして變死者を葬りたる者は五十圓以下の罰金又は科料に處す

第二十五章 瀆職の罪

一一六 公務員其職權を濫用し人をして義務なき事を行はしめ又は行ふべき權利妨害の罪

人をして權利なきことを行はしむるには、或る論者の曰く、假令其の人は、之れを爲すの權利なることゝいへども、公務員が、之れを行はしむるの職權なくんば、威權の濫用

なりと云ふべし。是に於いてか、之れを考ふるときは、義務なきことゝは、其の之れを行はしむるの權利なきことゝ解せざるべからざるものなりと。此の説は當然なり。

第一百九十三條 公務員其職權を濫用し人をして義務なき事を行はしめ又は行ふべき權利を妨害したるときは六月以下の懲役又は禁錮に處す

一一七 裁判、檢察、警察の職務にあるもの職權濫用の罪

第一百九十四條 裁判、檢察、警察の職務を行ひ又は之を補助する者其職權を濫用し人を逮捕又は監禁したるときは六月以上七年以下の懲役又は禁錮に處す

第一百九十五條 裁判、檢察、警察の職務を行ひ又は之を補助する者其職務を行ふに當り刑事被告人其他の者に對し暴行又は陵虐の行爲を爲したるときは三年以下の懲役又は禁錮に處す

法令に因り拘禁せられたる者を看守又は護送する者被拘禁者に對し暴行又は陵虐の行爲を爲したるとき亦同じ

第九十六條 前二條の罪を犯し因て人を死傷に致したる者は傷害の罪に比較し重きに從て處斷す

一一八 賄賂收受、要求又は約束の罪

第九十七條 公務員又は仲裁人其職務に關し賄賂を收受し又は之を要求若くは約束したるときは三年以下の懲役に處す因て不正の行爲をなし又は相當の行爲を爲さざるときは一年以上十年以下の懲役に處す

前項の場合に於いて收受したる賄賂は之を沒收す若し其全部又は一部を沒收すること能はざるときは其價額を追徴す

一一九 公務員、仲裁人に賄賂を交付、提供又は約束の罪

第九十八條 公務員又は仲裁人に賄賂を交付、提供又は約束したる者は三年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處す

前項の罪を犯したる者自首したるときは其刑を減輕又は免除されることを得

第二十六章 殺人の罪

一二〇 殺人罪一般の性質

殺人罪とは、人を殺すの權利なくして、人を殺害したるものを云ふ。此の故に、殺人罪を構成するには必ずや、三個の條件の具備することを要す。今之れを左に畧説せん。

一 生存せる人類たることを要す。

抑も殺人罪は、人類の生命を奪ふものにして、其の物體たるべきものは、必ずや生存せる人類ならずんばならず。故に、死體に對しては、殺人罪を行ふことを得ざるは勿論なり。然れども、疾病其他のために死に瀕し、到底生存すべき見込の之れあらざるものといへども、苟も人類たるに相違なきものなれば、殺人罪の物體たることを得るや勿論なり。又假令生存すといへども、其の者が、人類にあらざる以上は之れを殺害すといへども、殺人罪の物體たることを得ざるものとす。故に、假令人

の腹中より生れ出でしものといへども、其の形體、骨格毫も之れを人類となすに足らざるものなるときは、之れを殺害すといへども、殺人罪を構成せざるものなり。

二 権利の實行に出づるにあらざる事。

人類を殺害すといへども、其の行爲たるや、権利の實行に出でたるものなるときは、之れを殺人罪に問ふことを得ざるものなり。急迫不正の侵害に逢ひ、其の危難を避くるがためにせし行爲、所謂正當防衛のごときは、権利の實行なるを以て、假令人を殺傷すといへども、毫も殺人罪に問はるゝことなし。又、戰場に出で、敵兵を殺傷したるがごとき、是れ即ち権利の實行なるを以て、殺人罪を犯したりといふことを得ざるがごとき、尙ほ此の類は他にあるべし。

三 殺人の行爲と死亡との間に於いて、直接の原因結果の關係あるを要す。

凡そ殺人の行爲をなすや、其の行爲と死亡との間に於いては、必ずや、直接の原因及び其の結果なかるべからざるものなり。若し直接に其の原因及び結果につきて、

何等の關係なきときは、之れを以て殺人罪となすことを得ざるものとす。今其の一例を擧げて證せんに、生命に對して、危難を加へられしもの、其の危難が病因となりて、死亡したる場合のごときは、其の原因と結果は、直接の關係を有するものなれば、之れを以て、殺人罪となすことを得るがごとし。然れども、其の加へられたる危難に原因することなくして、他の事故の爲めに、死亡したる場合のごときは、原因と結果の關係を缺くものなれば、之れを以て、殺人罪に擬することを得ざるものとす。

第百九十九條 人を殺したる者は死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に處す

第二百條 自己又は配偶者の直系尊屬を殺したる者は死刑又は無期懲役に處す

一一一 殺人罪の豫備の罪

凡そ殺人罪は、其の事たるや、甚だ重大にして、其の害の及ぶところ頗る大なるものなり。其の豫備のごときは、之れを不問に付せずして處罰せらるゝものとす。

第二百一節 前二條の罪を犯す目的を以て其の豫備を爲したる者は二年以下の懲役に處す但情狀に因り其刑を免除することを得

一 人を教唆若くは自殺せしめたる者の罪

教唆して人を自殺せしめたるものは、無形上の正犯なり。即ち犯罪を企てたるところの内部の原因者を云ふものなり。換言せば自から犯罪を企て、人をして之れが實行に當らしめたるものを云ふ。

されば、何故に自から手を下さるに拘はらず、之れを正犯として處罰するやと云ふに、前説に總則の部に於いて、聊か之れを辨じたりしが、茲に之れを述べんに、元來教唆をなしたればこそ、其の罪をも犯したるなれ。若し教唆せざりしならんには、此の犯罪の行爲は、之れなかるべし。故に、假令自から手を下さすことなしといへども、其の罪を犯すべきことを教唆したるものは、取りも直さず犯罪構成の原因となれるものなればなり。然れども此の教唆をなしたるものを以て、罪となすに於いては、之れに要する元

素なかるべからず、左に之れを述べん。

一 人を教唆して、犯罪行爲をなさんことを決意せしめたる事。

二 教唆せられたる者が、其の教唆に乗じて、犯罪行爲をなしたる事。

右第一に示したる人を教唆して、犯罪行爲をなさんことを決意せしめたるに就きては、之れが解釋を下さんに、人を教唆する方法手段に至ては、もとより一定したるにあらざるなり。例へば脅迫を以て、人を教唆するものあり、又威權を以てするものあり、又或ひは贈與を以てするものあり。然れども之れを要するに、假令如何の方法手段を以てすといへども、罪を犯さんことを決意せしむるに足るべき教唆をなしたるを云ふ。然れども、本件に就きては、特に注意せざるべからざるものなり。其の要點を分つて左に述べん。

一 人をして罪を犯さしめんとするの意思ありて之れが教唆をなしたるものなることを要す。

抑も犯罪の原因たる内部の要素を具備するは、其の犯罪をなさしめんとするの意思ありてこそ、罪を構成すべけれ。若し此の意思を缺くときは、犯罪を構成せざることを勿論なり。

二 脅迫又は威嚇を以て、人を教唆するには、無形の強制の度に達せざることを要す。此の意は、無形の強制の度に達したるときは、其の實行者は、當然犯罪者にあらざるものなればなり。

三 人をして犯罪をなさんと決心せしめたることを要す

教唆者あるに於いて、始めて罪を犯さんとするの決心をなしたるものならざるべからず。今若し甲者ありて、乙者を殺害せんとの意思を有せんか、其の機會の到來することを待つといへども、未だ之れを得ず。然るに、丙者が、甲者に向ひて、斯くのごとくするとき、之れを殺害し得べしと教唆したる場合のごときは、決して教唆をなしたるにあらざるなり。何となれば、甲者が、丙者の教唆によりて殺意を生

じたるものにあらざればなり。即ち教唆前に於いて、既に殺意を生じたるものなればなり。

四 教唆の方法は、犯罪をなさんと決意せしむるに足るべき力あるを要す。

此れに由れば、假令教唆を受くるといへども、之れに依りて以て、決意したるものにあらざれば、少も教唆の効なきものなり。例へば、甲者が、乙者に向ひて、汝彼の婦女を強姦すべし。若し之れを實行することを得ば、汝を賞するに若干金を以てせんと教唆したるに因り、乙者は、是に於いて、始めて強姦の決心をなしたるが如き、是れ即ち決意を興へたるものにして、教唆罪を構成すること勿論なり。

五 教唆者及び實行者の利益を有するものなることを要す。

教唆者及び實行者に於いて、各々其の利益を有するを以て、一般に於ける場合と異なるがごとく雖も、又或る場合に於いては、否らざるものあるべし。故に、教唆のみが、其の利益を受くることといへども、教唆に依りて爲したる犯因の確實なるも

のは、實行者も亦其の責に任せざるべからざるは、理の當に然るべきところのものなり。又之れに反して、其の教唆者のみ利益を受くるときといへども、教唆罪を構成するに、何の妨か之れあらんや。

凡る教唆を受けたるものが、其の教唆に乗じ、犯罪行為をなしたることを要するは、必ずや之れに伴隨する實害なかるべからざるなり。唯、人を教唆して、犯罪たる行為を行はんことを決心せしめたるのみを以て、未だ之れを無形上の正犯となすことを得ざるものなり。換言せば、教唆を受けたるものが、其の教唆に乗じて、犯罪行為をなしたるものならざるべからざるなり。今之れに就いては、四個の要件なかるべからず。

い 教唆を受けたるものが、其の教唆に乗じて、犯罪に着手したるときは、未遂犯は、缺効犯なりといへども、教唆者は、其の責罰を免るゝことを得ず。何となれば、其の教唆を受けたるに乗じて行ひたる所為は、教唆者が、教唆を受けたるも

のと共に之れを行ひしものと見做すべければなり。例へば、甲者が、乙者に向つて、丙者を殺害すべしと教唆し、以て其の決心をなさしめて、乙者が、其の教唆に乗じて之れを行ひたりといへども、或る障害のために之れを遂行すること能はざる場合のごとき、即ち是れなり。

ろ 従犯の教唆は、従犯者が、既に従犯の豫備をなしたるを以て、未だ足れりとせざるなり、故に、正犯者が、既に犯罪に着手したることなるを要するものなり。は 教唆を受けて犯罪をなしたる者、假令法律上の無責任者なりといへども、其の行為たるや、罪となるべき場合に於いては、教唆者は、其の罪を免るゝことを得ざるなり。是れ其の無責任なる行為のものは、其の行為の罪とならざるに原因するにあらず、能力の如何に依るものなるを以て、實行者が、無能力なりといへども、教唆に従ひて、罪を犯さしめたるものにして、無能力者が、自から決意したるものにあらざればなり。

に 教唆に乗じて、犯罪をなさずといへども、其の教唆者を罰する場合あり、斯くのごとくと云ふときは、甚だ奇怪のごとく聞ゆれども、決して奇怪なるにあらず、例へば、演説會場に於いて、罪を犯すべきことを教唆したる場合に於けるがごとき、公衆は、之れに應じて罪を犯すことなしといへども、教唆者は、其の責罰を免るゝこと能はざるがごとき、即ち是れなり。

第二百二條 人を教唆若くは幫助して自殺せしめ又は被殺者の囑託を受け若くは其承諾を得て之を殺したる者は六月以上七年以下の懲役又は禁錮に處す

第二十七章 傷害の罪

一三三 傷害の罪

此の罪は、人を殴打して負傷せしむるは勿論、熱湯を浴せ、又は、硫酸等の劇烈なる藥液を濺ぎて、負傷せしめたるものごとき、いづれも皆傷害の罪に問はるゝものとす。

然れども、最初より殺害するの意思を以て、傷害をなしたるときは、傷害の罪は問はずして、殺人罪の未遂犯に問はるゝものなり。

第二百四條 人の身體を傷害したる者は十年以下の懲役又は五百圓以下の罰金若くは科料に處す。

一二四 身體傷害に因り致死せしめたる罪

身體を傷害し、之れがために死せしめたるごときは、普通の傷害罪より重きものなるは勿論なり、前にも述ぶるがごとく、唯傷害を興へんとなしたるに止まるものにして、もとより殺意ありて行ひたるにあらざること勿論なりとす。若し殺意ありて犯したるものなるときは、殺人の罪に問はるゝこと言を俟たざるなり。而して茲に注意すべきは、傷害と致死とは、直接の關係あること是れなり。若し直接の原因なくんば、傷害のため死に致したりと云ふべからざるなり。

第二百五條 身體傷害に因り人を死に致したる者は二年以上の有期懲役に處す

自己又は配偶者の直系尊屬に對して犯したるときは無期又は三年以上の懲役に處す

一二五 傷害罪を助勢せる罪

第二百六條 前二條の犯罪あるに當り現場に於て勢を助けたる者は自から人を傷害せずと雖も一年以下の懲役又は五十圓以下の罰金又は科料に處す

本條に於いて、特に注意すべきは、現場に於いて助勢をなしたるにあり、若し現場にあらずして助勢したるものなるときは、本條の罪を構成せざるなり。

一二六 二人以上にて傷害したる罪

第二百七條 二人以上にて暴行を加へ人を傷害したる場合に於いて傷害の輕重を知ること能はず又は其傷害を生ぜしめたる者を知ること能はざるときは、共同者に非ずと雖も共犯の例に依る

本條の骨子とするところのものは、假令共同して犯したる罪にあらずといへども、之れを共犯者と自做して責罰せらるゝものとするは是れなり。

一二七 暴行を加ふるも傷害せざる罪

第二百八條 暴行を加へたる者人を傷害するに至らざるときは一年以下の懲役若しくは五十圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處す
前項の罪は告訴を待て之を論ず

第二十八章 過失殺傷の罪

一二八 過失に因り人を傷害したる罪

第二百九條 過失に因り人を傷害したる者は五百圓以下の罰金又は科料に處す
前項の罪は告訴を待て之を論ず

過失殺傷の罪は、もとより犯意ありて行へるにあらざれば、之れを罰するにも、罰金又は科料のごとき刑を以てせられたり。加之告訴を待つて其の罪を論ずること、せり。故に告訴權を有するものに於いて、之れを其のまゝに抛擲し置くときは、法律は、敢て

之を糾さるなり。

一二九 過失に因り致死せしめたる罪

第二百十條 過失に因り人を死に致したる者は千圓以下の罰金に處す

此の法文の趣旨は、前項に掲げしものと同じ趣旨にして、千圓以下の罰金に處すべしと規定せられたり。

一三〇 業務上注意を怠りて人を死傷に致したる罪

第二百十一條 業務上必要なる注意を怠りて人を死傷に致したる者は三年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處す

第二十九章 墮胎の罪

一三一 婦女自から墮胎したる罪

第二百十二條 懷胎の婦女藥物を用ひ又は其他の方法を以て墮胎したるときは一年以

下の懲役に處す

一三二 婦女の囑託を受け又は其承諾を得て墮胎せしめたる罪

第二百十三條 婦女の囑託を受け又は其承諾を得て墮胎せしめたる者は二年以下の懲役に處す因て婦女を死傷に致したる者は三月以上五年以下の懲役に處す

一三三 醫師、産婆、藥劑師又は藥種商が婦女の囑託を受け又は其承諾を得て墮胎せしめたる罪

第二百十四條 醫師、産婆、藥劑師又は藥種商婦女の囑託を受け又は其承諾を得て墮胎せしめるときは三月以上五年以下の懲役に處す因て婦女を死傷に致したるときは六月以上七年以下の懲役に處す

一三四 婦女の囑託を受けず又は其承諾を得ずして墮胎せしめたる罪

第二百十五條 婦女の囑託を受けず又は其承諾を得ずして墮胎せしめたる者は六月以上七年以下の懲役に處す

前項の未遂罪は之を處す

一三五 婦女の囑託を受けず又承諾を得ずして墮胎せしめ婦女を死に致したる罪

第二百十六條 前條の罪を犯し因て婦女を死傷に致したる者は傷害の罪に比較し重きに從て處斷す

第三十章 遺棄の罪

一三六 老幼、不具又は病者を遺棄する罪

第二百十七條 老幼、不具又は疾病の爲め扶助を要すべき者を遺棄したる者は一年以下の懲役に處す

第二百十八條 老者、幼者、不具者又は病者を保護す可き責任ある者之を遺棄し又は其生存に必要な保護を爲さざるときは三月以上五年以下の懲役に處す

自己又は配偶者の直系尊屬に對して犯したるときは六月以上七年以下の懲役に處す

第二百十九條 前二條の罪を犯し因て人を死傷に致したる者は傷害の罪に比較し重きに從て處斷す

第三十一章 逮捕及び監禁の罪

一三七 不法に人を逮捕又は監禁したる罪

第二百二十條 不法に人を逮捕又は監禁したる者は三月以上五年以下の懲役に處す

自己又は配偶者の直系尊屬に對して犯したるときは六月以上七年以下の懲役に處す

一三八 不法に逮捕又は監禁して人を傷傷に致したる罪

第二百二十一條 前條の罪を犯し因て人を傷傷に致したる者は傷害の罪に比較し重きに從て處斷す

第三十二章 脅迫の罪

一三九 脅迫の意義

脅迫とは、被脅迫者又は其の親族に對し、例へば殺人、放火其の他の暴行を加へんことを以て、人を畏怖せしむるを云ふ。

一四〇 脅迫の罪

第二百二十二條 生命、身體、自由、名譽又は財産に對し害を加ふ可きことを以て人を脅迫したる者は一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

親族の生命、身體、自由、名譽又は財産に對し害を加ふ可きことを以て人を脅迫したる者亦同じ

第二百二十三條 生命、身體、自由、名譽若くは財産に對し害を加ふ可きことを以て脅迫し又は暴行を用ひ人をして義務なきことを行はしめ又は行ふ可き權利を妨害したる者は三年以下の懲役に處す
親族の生命、身體、自由、名譽又は財産に對し害を加ふ可きことを以て脅迫し人を

して義務なきことを行はしめ又は行ふ可き權利を妨害したる者亦同じ
前二項の未遂罪は之を罰す

第三十三章

略取及び誘拐罪

一四一 未成年者を略取又は誘拐する罪

第二百二十四條 未成年者を略取又は誘拐したる者は三月以上五年以下の懲役に處す

一四二 營利、猥褻、結婚の目的を以て略取又は誘拐する罪

第二百二十五條 營利、猥褻又は結婚の目的を以て人を略取又は誘拐したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

一四三 帝國外に移送する目的を以て略取又は誘拐する罪

第二百二十六條 帝國外に移送する目的を以て人を略取又は誘拐したる者は二年以上の有期懲役に處す

帝國外に移送する目的を以て人を賣買し又は被拐取者若しくは被賣者を帝國外に移送したる者亦同じ

一四四 略取、誘拐等の犯罪を幫助する罪

第二百二十七條 前三條の罪を犯した者を幫助する目的を以て被拐取者又は被賣者を収受若しくは藏匿し又は隠避せしめたる者は三月以上五年以下の懲役に處す

第二百二十八條 本章の未遂罪は之を處す

一四五 略取、誘拐の或る罪は親告罪たるの場合

第二百二十九條 第二百二十六條の罪、同條の罪を幫助する目的を以て犯したる第二百二十七條第一項の罪及び是等の罪の未遂罪を除く外本章の罪は營利の目的に出でたる場合に限り告訴を待て之を論ず但被拐取者又は被賣者犯人と婚姻を爲したるときは婚姻の無効又は取消の裁判確定の後に非ざれば告訴の効なし

第三十四章 名譽に對する罪

一四六 名譽を毀損する罪

名譽を毀損する罪は、公然事實を摘示し、人の名譽を毀損したる者は、其の事實の有無を問ふことを要せざるものなり。無根の事を虚構して、之れが名譽を毀損するは勿論、假令眞實の事柄なりといへども、之れを摘示して公にするとときは、直ちに本條の罪に問はるゝなり。但し新聞紙のみは本條の例外にして、其の紙上に記載したる事柄が、眞實なるときは無罪なりといへども、普通の場合に於いては、決して否らざるなり。又本章に於いて、其の名譽を毀損するは、公然事實を摘示するものなることを要す。故に、其の人の面前に於いて之れを讒謗するか、數人の間に於いて私かに之れを罵詈するものゝときは、本條の罪を構成せざるものなり

一四七 死者の名譽を毀損する罪

凡る名譽を毀損するは、獨り生者に對するもののみが、罪となるにあらず。其の死者對するところのもの亦然らざるはなし。是れ人の名譽は、其の生存中に止まらず、死後尙ほ存するものなればなり。然れども死者に對する誹毀は、生者に對するものと相異なりて、其の誣罔に出でたるときにあらざれば、之れを罰せざるものなり。
或人曰く、何故に、死者に對し名譽を毀損するの罪は、誣罔に出づるにあらざれば、之れを罰せざるの定めなりやと云ふに、是は、死者の「不名譽に陥るべきもの」を世に公にすることを禁ずるものなるときは、遂に真正なる其の人の傳記史乘をも編むこと能はざるに至らん。

總て名譽に對する罪は、前に掲げたりし條件を以て、之れが必要となすのみならず、又其の事の「不實なる」を最も必要なりとす。而して其の事の實否は、此の罪を論ずるに就きて、必要缺くべからざるものなれば、裁判官に於いては、特に此の點に於いて、最も慎重の究明をなすことを怠るべからず。

第二百三十條 公然事實を摘示し人の名譽を毀損したるものは其事實の有無を問はず

一年以下の罰役若くは禁錮又は五百圓以下の罰金に處す

死者の名譽を毀損したる者は誣罔に出づるに非ざれば之を罰せず

一四八 公然人を侮辱したる罪

第二百三十一條 事實を摘示せずと雖も公然人を侮辱したる者は拘留又は科料に處す。

一四九 侮辱罪の親告罪たる所以

第二百三十二條 本章の罪は告訴を待て之を論ず

凡る人にありて、甚だしく侮辱を受けたるものといへども、侮辱せられたるものが、左まで侮辱を受けたりとも「思料せざるもの」もあるべし。之れに反して、僅に侮辱せられたるものも、甚だしく感じて、之れを憤るものもあるべし。されば其の被侮辱者の告訴を待つて、始めて其の罪を論ずることゝなしたり。

第二十五章 信用及び業務に対する罪

一五〇 信用毀損、業務妨の罪

第二百三十二條 虚偽の風説を布し又は偽計を用ひ人の信用を毀損し若しくは其業務を妨害したる者は三年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す

一五一 威力を用ひて人の業務を妨害したる罪

第二百三十四條 威力を用ひ人の業務を妨害したる者亦前條の例に同じ

第二十六章 窃盜及び強盜の罪

一五二 窃盜罪構成の要件

窃盜とは、我が所有にあらざる物、即ち他人の所有に屬する所の物を竊に盜むを云ふ。故に此の罪を構成するには、必ず左の五要件なかるべからず。

一 他人の所有に屬するものなる事

他人の所有物にあらずして、自己の所有物なるとき、又は、其の所有主なきものなるときは、窃盜罪を構成せざるものとす。而して其の物が、他人の所有に屬するものなるときは、有形人の所有なるを將た無形人の所有なるとは、更に問ふところにあらず。且つ無能力者の所有なると否らざるのごときも亦敢て問はざるものなり。

二 他人の占有内にある事。

自己の占有に屬するものは、假令他人の所有物なりといへども、窃盜罪を構成することなし。されば、之れを費消するときは、受器の財物を費消したる罪に問はるゝものとす。

三 有形物の動産たること。

有形物たることを要するに、無形物の占有を奪ふこと能はざるものなればなり。又

何故に動産たることを要するやといふに、不動産は、定着したるものにして、窃盜の目的に供すること能はざるものなればなり。されば、茲に所謂動産とは、如何なる物を指稱するやと云ふに、是は民法上の動産に限るにあらず。總て移轉し得べき物を云ふ、彼の庭園、山林にある樹木のごときは、民法上に於いては、之れを不動産と稱すれども、窃盜の目的に供することを得れば、刑法上に於いては、之れを動産と見做して妨げなきものなり。

四 窃取の行爲あること

窃取とは、窃に取るものを云ふ。即ち所有主の承諾を得ずして、人知れず窃に奪ひ取ることを云ふ。此の條件は、窃盜罪の構成上最も缺くべからざるものなり。若し之れを缺くときは、窃盜罪を構成せざるものなり。

五 窃取したる物をば自己が所有主として之れを處理せんと意あること。

窃取したる物は、其の種類の如何を問はず、我が所有物として之れを處理せんと

するの意あることを要す。故に例へば我が有するところの財産權の抵當となすの意を以て、他人の物品を抑留する場合のごとき、戯れに他人の物を隠匿したる場合に於けるがごとき、いづれも之れを以て、窃盜罪を構成したりといふべからず。然れども處理すべき意思を以て、之れを奪取したるものは、其の自己の利益を圖ると、又は他人の利益に供するとは更に問ふ所にあらざるなり。

以上列挙したる所の五個の要件にして具備するにあざれば、之れを以て窃盜罪に問ふことを得ざるものなり。

一五三 窃盜罪は所有權奪取の罪にあらず

窃盜罪は、他人の所有權を奪取するの罪にあらずして、他人の占有を奪取するの罪なり。蓋し所有權其の者は、無形のものにして、他人の之れを奪取すること能はざるものなればなり。

一五四 窃盜の罪

第二百三十五條 他人の財物を窃取したる者は窃盜の罪と爲し十年以下の懲役に處す。

一五五 強盜の罪

第二百三十六條 暴行又は脅迫を以て他人の財物を強取したる者は強盜の罪と爲し五年以上の有期懲役に處す

前項の方法を以て財産上不法の利益を得又は他人をして之を得せしめたる者亦同じ

一五六 強盜の手段たる暴行脅迫

強盜とは、人に暴行を加へ、又は、脅迫を以て、他人の財物を強取したるものにして、前既に窃盜の罪の場合に於いて、詳述したるがごとく、數個の要件を必要となすのみならず、暴行又は脅迫の條件なかるべからず。若し之れなからんには、強盜の罪は、成立せざるものなり。

暴行とは、總て人に對するところの暴行にして、其の人の生命、身體を危くするものと

異なることなし。

脅迫とは、或ひは傷害を加ふべしといひ、或ひは殺害すべしといひ、或ひは放火すべしといひ、或ひは言語に現はさすといへども、是等の風姿を假裝して、以て人を脅かすところの行爲を云ふ。而して其の脅迫の種類のごとき、又、何人に對するるとに論なく、苟も脅迫して財産を強取したるものは、皆之れを以て強盜の罪となす。

茲に一の注意をなすべきは、暴行又は脅迫たるや、罪を犯さんがために直接に行ひたるものにあざれば、強盜の罪を構成するものにあざること、即ち是れなり。今其の一例を擧げて、之れを證せん、門戸を踰越して、邸内に入らんとするに際し、人の發見するところとなり、其の叫ばれんことを恐れて、之れに暴行を加へ、又は、脅迫をなしたる場合のごときものは、假令暴行又は一迫を加へたりといへども、財物を強取したるにあらず、門戸を踰越せんが爲めに、暴行、又は脅迫を用ひたるものなり。故に、強盜の罪を構成せざるものとす。

之れに反して、財物の看守人又は邸内のものを脅迫し、若くは之れに對して暴行を加へたるときは、假令其の家宅に進入するの際に於いてしたりといへども、猶ほ之れを以て強盜なりとせざるべからず。是れ家宅内のもの又は財物を看守するものに對して、暴行を加へ又は脅迫したるものは、財物を強取せんとするの手段に外ならざればなり。

一五七 暴行、脅迫は強盜罪構成の元素たる所以

暴行又は脅迫は、盜罪加重の模様にして、罪の本體にあらずといへども、立法者に於いて、竊盜、強盜の名稱を設けて、之れを規定せられたる以上は、之れを以て、強盜の元素として解せざるべからず。今之れを以て、加重の模様となすと、構造の元素となすは、其の結果に至りては、大なる差等を生ずるに至るべし。若し之れを以て、加重の模様となすに過ぎざるものとすれば、既に人に暴行を加へ、又は、脅迫をなすといへども、其の目的とするところの財物に手の觸れざるものなるときは、其の罪を犯すの行爲に着手したるものなりといふべからず。従つて之れを以て、未遂犯なりとなすことを得ざるな

り。之れに反して、構成上の元素となすときは、既に暴行又は脅迫を行ふや、未だ其の財物に手を下さざるなりといへども、強盜罪の施行に着手したるものと云ふことを待べし。是れに由りて之れを觀れば、之れが解釋を決定すること最も緊要のことに屬すと云ふべし。

一五八 強盜の豫備をなしたる罪

第二百三十七條 強盜の目的を以て其豫備を爲したる者は二年以下の懲役に處す

一五九 竊盜の強盜を以て論せらるゝ場合

第二百三十八條 竊盜財物を得て其取還を防ぎ又は逮捕を免れ若くは罪跡を湮滅する爲め暴行又は脅迫をなしたるときは強盜を以て論ず

第二百四十一條 自己の財物と雖も他人の占有に屬し又は公務所の命に因り他人の看守したるものなるときは本章の罪に付ては他人の財物と看做す

以上第二百四十一條に依るときは、管に竊盜のみならず、強盜につきても、亦之れに依

ること勿論なりとす。故に、一言し置くのみ

一六〇 人を昏酔せしめて犯したる盗罪

第二百三十九條 人を昏酔せしめて其財物を盗取したる者は強盗を以て論ず

前にも言へるが如く、暴行又は脅迫をなして、人の財物を強取したるものは、是れ強盗なり。本條は、斯くのごとくならざるは勿論なれども、是れ亦一種の強盗として論せらるゝものなり。例へば藥種等の類を用ひて、人をして之れが爲めに昏酔せしめ、我れに抗すること能はざらしめたるが如き、即ち其の一例なりとす。此の場合に於いては、假令暴行又は脅迫をなさずといへども、其の結果たるや、亦暴行又は脅迫を用ひたるに同じきのみならず、却て犯罪行爲を容易ならしむるものなれば、強盗を以て論ずること、もとより當然のことと云ふべし

一六一 強盗人を死傷に致したる罪

第二百四十條 強盗人を傷したるときは無期又は七年以上の懲役に處す死に致したる

ときは死刑又は無期懲役に處す

本條に就いては、往々誤解を招く憂なしとせざるべしと思はるれば、少しく之れを解説せんに、強盗、人を傷し、又は死に致しとは、強盗の目的を達せんがために、人を死傷に致したるを云ふか。或る論者は、強盗、財を得るの爲めなると、既に財物を得て其の取還を拒ぐ爲めなると、又は、其の遁逃の爲めなるとは、更に問ふ所にあらざるなりと。實に本條には、唯、強盗 人を傷し云々とあるを以て、強盗たるものが、苟も人を殺傷するに於いては、悉く皆本條によりて、之れを處断すべきが如しといへども、其の實、決して否らす。本條は、強盗の結果によりて、之れが刑を加重するものなるを以て、強盗の一元素たる暴行又は脅迫により、人を殺傷したるときに限りて、本條を適用すべきものとす左に其の一例を擧げん。

強盗其の罪を免れんがために、人を殺傷したるときは、本條によりて之れを處断すべきが將た否らざるやと云ふに、此の點に付ては、異説あり、甲者曰く、本條には、唯、強

盜、人を傷し云々とあるを以て、別に其の制限を設けず。故に、其の罪を免れんがために、人を殺傷したる場合のごときは、宜しく本條に従つて之れを處罰すべしと。乙者曰く、強盜人を傷し、又は死に致したるとき、之れに嚴罰を加ふる所以のものは、其の殺傷たるや強盜の結果に出でしものなればなり。故に、強盜を遂行したる後に於いて、殺傷を行ひたるもの、即ち強盜の結果にあらざるものは、假令其の罪を免れんがために出でしものなりといへども、本條に依りて、之れを處罰すべからざるものなりと。

以上の二説は、いづれも皆一理あるがごとしといへども、服すること能はざるなり。蓋し強盜とは、財産に對する罪と、身體に對する罪との集合に成れるものにして、其の殺傷たるや、決して別罪にあらざることは、何人も首肯するところなるべし。即ち強盜の結果にして、仍ほ其の一分をなすところのものなれば、強盜の一元素たる暴行、又は脅迫によりて、人を死傷せしめたる場合に限らざるべからざるなり。即ち強盜をなすがために人を殺傷し、又は、既に強盜の目的を遂げて、財物を得、其の取還されんことを

拒ぐが爲めに人を殺傷したるときは、本條によりて處斷すべしとい
目的を遂げて、其の罪を免れんがために、人を殺傷したるものは、
を處罰することを得ざるものとす。

一六二 強盜婦女を強姦したる罪

第二百四十一條 強盜婦女を強姦したるときは、無期又は七年以上の懲役に處す因て
婦女を死に致したるときは死刑又は無期懲役に處す

一六三 親族間に於ける竊盜罪

第二百四十四條 直系血族、配偶者及び同居の親族又は家族の間に於て第二百三十五
條の罪及び其未遂罪を犯したる者は其刑を免除し其他の親族又は家族に係るときは
告訴を待て其罪を論ず

親族又は家族に非ざる共犯に付ては前項の例を用ひず
之れに由りて、之れを觀るときは、親族間即ち直系血族、配偶者及び同居の親族又は家

族の間に於いて、窃盗及び其の未遂罪を犯したるものは、其の刑を免除せらるゝものにして、無罪にあらざるなり。何となれば、其の犯罪者は、假令親族なりといへども、窃盗罪構成の元素は、一として缺くるところあらざるものなればなり。故に法律は、之れを罪なきものとなしたるにあらず、唯、其刑を免除するのみ。若し之れを以て、無罪なりとせんか、強盗罪の場合に於いて、之れを有罪とする所以如何と問はざるべからず。少しも之れが理を解すること能はざるにあらずや。然らば何故に、親族間に於ける竊盗に刑を科せずして之れを免除するや。其の理如何と云ふに、些少のことを以て、親族間に於ける和合を破るがごときことなからしめんが爲めに外ならざるなり。然れども、茲に注意すべきは、他人とにも窃盗罪を犯し、其の財物を分配したるものなるときは、窃盗を以て論せらるゝものなること、即ち是れなり。是れ親族の免刑せる、所以のものは、親族たるの身分あるが爲めにして、之れが爲めに他の共犯人に其の影嚮を及ぼすべき理由なきの故なればなり

一六四 電氣は盗取することを得るや

第二百四十五條 本章の罪に付ては電氣は之を財物と看做す

電氣は、目に見ること能はず、手に執ること能はざるものにして、其の形態なきものなりといへども、之れを財物と看做したる所以のものは、其の性質たるや、財物と異なるどころなきものなればなり。

第三十七章 詐偽及び恐喝の罪

一六五 詐欺の罪

第二百四十六條 人を欺罔して財物を騙取したる者は十年以下の懲役に處す

前項の方法を以て財産上不法の利益を得又は他人をして之れを得せしめたる者亦同じ

本條に欺罔とは、無き虚偽の事實を構成し、又は、存在するところの真正の事實を變造

して、人を欺くもの、即ち是れなり。

一六六 他人の爲めに事務を處理する者自己又は第三者の利益を圖り本人に損害を加へたる罪

第二百四十七條 他人の爲め其事務を處理する者自己若しくは第三者の利益を圖り又は本人に損害を加ふる目的を以て其任務に背きたる行爲を爲し本人に財産上の損害を加へたるときは五年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す

一六七 未成年者の知慮淺薄又は心神耗弱に乗じて財物の交附又は財産上不法の利益を得若しくは得せしめたる罪

第二百四十八條 未成年者の知慮淺薄又は心神耗弱に乗じて其財物を交付せしめ又は財産上不法の利益を得若しくは他人をして之を得せしめたる者は十年以下の懲役に處す

一六七 恐喝の罪

第二百四十九條 人を恐喝して財物を交付せしめたるものは十年以下の懲役に處す

前項の方法を以て財産上不法の利益を得又は他人をして之を得せしめたる者亦同じ本條に所謂恐喝とは、人をして畏怖の念を生せしむるを謂ふ。故に、事實の有無又は正否の如何は之れを問はず、又、錯誤に陥らしめたと、否らざるとは、是れ亦問ふ所にあらざるなり。

一六八 恐喝と脅迫との區別

此の區別に就きては、異論あり。或人曰く、脅迫は現在にして、其の害は、忽ち被害者に及ぶべきものならざるべからずといへども、恐喝に至りては、單に之れが意見又は未來の事實に屬するものにして、毫も現在たることなしと。若し此の説をして是なりとせしむるときは、例へば明日汝の家に放火すべしと恐喝したるがときは、脅迫にあらずと論定せざるべからざるの奇怪なるに至らん。豈に之れを以て、其の當を得たるの説なりと云ふことを得べけんや。然らば此の二者の區別は、如何と云ふに、字義上に於い

ては格別、刑法學上に於いて、之れが區別をなすの要なるべし。然れども脅迫取財と恐喝取財とは、ともに同一なりと斷するにあらず。尙ほ次項に掲げん。

一六九 恐喝取財と脅迫取財との區別

恐喝取財は、人をして畏怖の念を起さしむるは勿論なりといへども、幾分か自から進んで我が目的を達せしむるの傾向あり。脅迫取財即ち強盜の場合に於いては、人を脅迫して、畏怖の念を生せしめ、加害者の要求を拒むこと能はざらしむるものなり。

第三十八章 横領の罪

一七〇 横領の罪

第二百五十二條 自己の占有する他人の物を横領したる者は五年以下の懲役に處す

自己の物と雖も公務所より保管を命せられたる場合に於いて之を横領したる者亦同

と

第二百五十三條 業務上自己の占有する他人の物を横領したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

一七一 遺失物、漂流物横領の罪

第二百五十二條 遺失物、漂流物其他占有を離れたる他人の物を横領したる者は一年以下の懲役又は百圓以下の罰金若しくは科料に處す

第三十九章 贓物に關する罪

一七二 贓物の收受、運搬、故買又は牙保の罪

第二百五十六條 贓物を收受したる者は三年以下の懲役に處す

贓物の運搬、寄藏、故賣又は牙保を爲したる者は十年以下の懲役及び千圓以下の罰金に處す

一七三 親族間に於ける贓物に關する罪

第二百五十七條 直系血族、配偶者、同居の親族又は家族及び此等の配偶者の間に於て前條の罪を犯したる者は其刑を免除す
親族又は家族に非ざる共犯に付ては前項の例を用ひず。

第四十章 毀棄及び隱匿の罪

一七四 公務所の文書毀棄の罪

第二百五十八條 公務所の用に供する文章を毀棄したる者は三月以上七年以下の懲役に處す

一七五 權利義務に係る他人の文書毀棄の罪

第二百五十九條 權利、義務に關する他人の文書を毀棄したる者は五年以下の懲役に處す

一七六 他人の建造物、艦船損壞の罪

第二百六十條 他人の建造物又は艦船を損壞したる者は五年以下の懲役に處す因て人を死傷に致したるときは傷害の罪に比較し重きに從て處斷す

一七七 公務所用の文書、權利義務に關する他人の文書及び他人の建造物、艦船の毀棄損壞を除く以外の物の損壞又は傷害の罪

第二百六十一條 前三條に記載したる以外の物を損壞又は傷したる者は三年以下の懲役又は五百圓以下の罰金若くは科料に處す

一七八 自己の物と雖も損壞又は傷害の罪を構成する場合

第二百六十二條 自己の物と雖も差押を受け、物權を負擔し又は賃貸したるものを損壞又は傷害したるときは前三條の例に依る

一七九 他人の信書隱匿の罪

第二百六十三條 他人の信書を隱匿したる者は六月以下の懲役若くは禁錮又は五十圓以下の罰金若くは科料に處す

第二百六十四條 第二百五十九條、第二百六十一條及び前條の罪は告訴を待て之を處す

三頁

新刑法註釋終

● 刑法施行法 (明治四十一年法律第二十九號)

第一條 本法ニ於テ舊刑法ト稱スルハ明治十三年第三十六號布告刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト稱スルハ刑法施行前ニ公布シタル法律及ヒ勅令ノ布告ニシテ法律ト同一ノ效力ヲ有スルモノヲ謂フ

第二條 刑法施行前ニ舊刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ左ノ例ニ從ヒ刑法ノ主刑ト舊刑法ノ主刑トチ對照シ刑法第十條ノ規定ニ依リ其輕重ヲ定ム

刑法ノ刑 舊刑法ノ刑

死刑 死刑

無期懲役 無期徒刑

無期禁錮 無期流刑

有期懲役 有期徒刑、重懲役、輕懲役、重禁錮

有期禁錮 有期流刑、重禁錮、輕禁錮、輕禁錮

罰金 罰金

拘留 拘留

科料 科料

第三條 法律ニ依リ刑ヲ加重減輕ス可キトキ又ハ酌量減輕ヲ爲ス可キトキハ加重又ハ減輕ヲ爲シタル後刑ノ對照ヲ爲ス可シ
數罪ヲ犯シタル者ニ付テハ併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ヲ適用シタル後刑ノ對照ヲ爲ス可シ

一罪ニ付キ二個以上ノ主刑ヲ併科ス可キトキ又ハ二個以上ノ主刑中其一個ヲ科ス可キトキハ其中ニテ重キ刑ノミニ付キ對照ヲ爲スコシ併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ數罪ノ主刑ヲ併科ス可キトキ亦同シ

第四條 刑法施行前舊刑法又ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ告訴ヲ待テ論ス可キ罪ヲ犯シタル者ハ刑法ノ規定ニ依リ告訴ヲ要セサルモノト雖モ告訴アルニ非サレハ其罪ヲ論セス

第五條 刑法第六條ニ依リ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スル場合ニ於テハ剝奪公權、停止公權、監視又ハ罰金ヲ附加フ可キトキト雖モ之ヲ附加セス

第六條 刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付キ刑法施行ノ前又ハ後ニ確定裁判アリタル後刑法施行前ニ犯シタル餘罪ニ付キ裁判ヲ爲ストキハ左ノ例ニ依リ

一 確定裁判アリタル罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ刑法又ハ刑法ノ罪名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ其罪ト餘罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

二 確定裁判アリタル罪ニ刑法又ハ刑法ノ罪名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ヲ適用シタルトキト雖モ舊刑法又ハ他ノ法律ニ於テハ其罪ト餘罪トニ付キ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ

第七條 左ニ記載シタル者刑法施行前更ニ刑法ノ有期懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ヲ犯シ刑法施行後其罪ニ付キ裁判ヲ爲ストキハ刑法又ハ刑法ノ罪名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス

一 舊刑法又ハ他ノ法律ニ依リ刑法ノ懲役ニ相當ノ刑ニ處セラレタル者

二 舊刑法又ハ他ノ法律ニ依リ刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ處セラレ其執行ノ免除ヲ得又ハ減刑ニ因リ懲役ニ相當スル刑ニ減輕セラレタル者

刑法第五十六條第三項ノ規定ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ處斷セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第八條 刑法施行前ニ犯シタル一罪ト刑法施行後ニ犯シタル一罪又ハ數罪トニ付キ同時ニ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ刑法施行前ノ罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キモノト雖モ其罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第九條 刑法施行前ニ犯シタル數罪ト刑法施行後ニ犯シタル一罪又ハ數罪トニ付キ同時ニ裁判ヲ爲ス場合ニ於テ刑法施行前ノ罪ト舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キトキハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リテ定マリタル一罪又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テ刑法施行前ノ罪ニ刑法又ハ刑法ノ罪名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ヲ適用ス可キトキハ其數罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十條 刑法施行後ニ犯シタル罪ニ付キ確定裁判アリタル後刑法施行前ニ犯シタル餘罪ニ付キ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ其罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ確定裁判アリタル罪ト其罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十一條 刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付キ施行後確定裁判アリタル後刑法施行後ニ犯シタル餘罪ニ付キ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ確定裁判アリタル罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ其罪ト餘罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十二條 第七條第一項各號ニ記載シタル者刑法施行後有期懲役ニ該ル罪ヲ犯シタルトキハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス

第七條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 刑法施行後ハ舊刑法又ハ舊刑法施行前ノ法令ノ刑ニ處セラレタル者ト雖モ刑ノ執行
假出獄及ヒ時効ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハザル者ヲ勞
役場ニ留置スル場合ニ於テハ檢事ノ請求ニ依リ裁判所決定ヲ以テ其言渡ヲ爲ス可シ
前項ノ場合ニ於テハ第二條及ヒ明治十四年第八十一號布告第一條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲
ス可シ

舊刑法ノ刑ニ處セラレタル者ノ刑法施行前ニ於ケル時効期間ノ起算及ヒ時効ノ中斷ニ付テハ
期滿免除ニ關スル規定ニ從フ

第十四條 刑法施行後ハ舊刑法ノ刑ニ處ス可キ者ト雖モ刑ノ執行猶豫ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準
用ス
前項ノ場合ニ於テハ第二條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲ス可シ

第十五條 刑法施行前假出獄ヲ許サレタル者及ヒ幽閉ヲ免セラレタル者ニ付テハ刑法施行ノ日
ヨリ刑法ノ假出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

刑法施行前罰金又ハ科料ヲ納完セザル爲メ輕禁錮又ハ拘留ニ換ヘラレタル者ニ付テハ刑法施
行ノ日ヨリ刑法第十八條及ヒ第三十條ノ規定ヲ準用ス但留置ノ日數ハ其執行ノ日ヨリ起算シ
刑法第十八條ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

第十六條 懲治場留置ノ執行ハ刑法施行後ト雖モ從前ノ例ニ從フ但司法大臣ハ何時ニテモ其留
置ヲ解キ又ハ感化院ニ入院セシムルコトヲ得

第十七條 閣席判決ヲ以テ言渡シタル刑ノ時効期間ハ其言渡ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第十八條 勅令公權、停止公權、監視及附加ノ罰金ノ言渡ハ刑法施行ノ日ヨリ其效力ヲ失フ但

既ニ徵收シタル附加ノ罰金ハ之ヲ還付セズ

附加ノ罰金ヲ納完セザル爲メ換ヘラレタル禁錮ニ付キ亦前項ニ同シ

第十九條 他ノ法律ニ定メタル主刑ハ第二條ノ例ニ準シ刑法ノ刑ニ對照シテ之ヲ刑法ノ刑名ニ
變更ス但單ニ禁錮トアルハ之ヲ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ變更ス

他ノ法律ノ規定中勅令公權、停止公權、監視及ヒ附加ノ罰金ニ處ス可キ旨ヲ定メタルモノハ之
ニ廢止ス

第二十條 他ノ法律ニ定メタル刑ニ付テハ其期間又ハ金額ヲ變更セズ但他ノ法律中特ニ期間又
ハ金額ヲ定メザル刑ニ付テハ仍ホ舊刑法總則中期間又ハ金額ニ關スル規定ニ從フ

第二十一條 他ノ法律ニ定メタル刑ヲ加重又ハ減輕ス可キ場合ニ於テハ第二十三條ノ場合ヲ除
ク外舊刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ依ル

第二十二條 他ノ法律中舊刑法ノ規定ヲ揭ケ又ハ舊刑法ノ規定ニ依リ若クハ之ニ依ラザルコト
ヲ定メタル場合ニ付キ刑法中其規定アルモノハ刑法ノ規定ニ變更ス

爆發物取締罰則第十條ハ之ヲ廢止ス

第二十三條 前條ノ規定ニ依リ刑法ヲ適用ス可キ場合ニ於テハ他ノ法律中刑ノ加重ニ關スル特
別ノ規定ハ之ヲ適用セス刑ノ減輕ノ方法ニ付テハ刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ從フ

第二十四條 明治二十二年法律第二十八號及ヒ明治二十三年法律九十九號ハ之ヲ廢止ス

第二十五條 左ニ記載シタル舊刑法ノ規定ハ當分ノ内刑法施行前ト同一ノ效力ヲ有ス

一 第二編第三章第五節

二 第九十八條乃至第二百條

三 第二編第四章第七節及七第九節

四 第二編第五章第三節

五 第三編第二章第四節

刑法第八條ノ規定及ヒ本法中他ノ法律ニ關スル規定ハ之ヲ前項ノ規定ニ準用ス

第二十六條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第二條ノ例ニ從フ

一 軍機保護法ニ掲ケタル罪

二 徵兵令ニ掲ケタル罪

三 明治三十八年法律第六十六號ニ掲ケタル罪

四 通貨及證券模造取締法ニ掲ケタル罪

五 船舶法ニ掲ケタル罪

六 船員法ニ掲ケタル罪

七 船舶職員法ニ掲ケタル罪

八 船舶検査法ニ掲ケタル罪

九 戸籍法ニ掲ケタル罪

十 郵便法ニ掲ケタル罪

十一 懲罰法中印紙ノ偽造、變造及ヒ其知照使用ニ關スル罪

第二十七條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第三條ノ例ニ從フ

一 著作権法ニ掲ケタル罪

二 重要物産同業組合法ニ掲ケタル罪

三 移民保護法ニ掲ケタル罪

第二十八條 人ノ資格其他ノ事項ニ關シ舊刑法ノ刑名又ハ罪別ヲ掲ケタル他ノ法律ノ規定ハ刑

法施行ノ爲メ變更セラルトコトナシ

第二十九條 死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テ

ハ舊刑法ノ重罪ト看做ス

第三十條 前條ニ該當セサル懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑

法ノ輕罪ト看做ス

前條ニ該當セサル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト

看做ス

前條ニ該當セサル懲役ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重禁錮ニ該ル罪ト看做ス

前條ニ該當セサル禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕禁錮ニ該ル罪ト看做ス

第三十一條 拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ違警罪ト看做ス

第三十二條 他ノ法律ニ定メタル罪ニシテ死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該

ルモノノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三十三條 死刑、無期又ハ六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ

付テハ舊刑法ノ重罪ト看做ス

第三十四條 前條ニ記載シタル者及ビ舊刑法ノ重罪ト看做ス

付テハ公權ヲ剝奪セラレタル者ト看做ス

前項ノ規定ハ復權ヲ得タル者ニハ之ヲ適用セズ

第三十五條 六年未滿ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕罪ノ刑ニ處セラレタルモノト看做ス

六年未滿ノ懲役 處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ戒禁錮ニ處セラレタルモノト看做ス

六年未滿ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕禁錮ニ處セラレタルモノト看做ス

第三十六條 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者及ヒ舊刑法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトコトナキニ至ルマテ公權ヲ停止セラレタルモノト看做ス

第三十七條 他ノ法律中舊刑法第三十一條又ハ第三十三條ノ規定アル爲メ人ノ資格ニ關シ刑段ノ規定ヲ設ケザリシ場合ニ付テハ舊刑法第三十一條及ヒ第三十三條ノ規定ハ人ノ資格ニ關シ刑法施行前ト同一ノ效力ヲ有ス

第三十八條 刑事訴訟法第八條ヲ左ノ如ク改ム
第八條 公訴ノ時效ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因テ完成ス

- 一 死刑ニ該シテハ十五年
- 二 無期又ハ長期十年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該シテハ十年
- 三 長期十年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ該シテハ七年
- 四 長期五年未滿ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該シテハ三年
- 五 刑法第八十五條ノ罪ニ付テハ一年

六 拘留又ハ科料ニ該シテハ六月

第三十九條 刑事訴訟法第六十二條第三號ヲ左ノ如ク改ム

第三 區裁判所ノ管轄ニ關スル罪ト思料シタル事件ニ付テハ證據書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ區裁判所檢事ニ送致ス可シ

第四十條 刑事訴訟法第七十五條第二號ヲ左ノ如ク改ム

第二 醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人、又ハ此等ノ職ニ在リシ者及ヒ宗教若クハ祭祀ノ職ニ在リシ者又ハ此等ノ職ニ在リシ者其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル事實ニシテ默秘ス可キモノニ關スルトキ

第四十一條 刑事訴訟法第二百六條第一項中「刑法第八十條ニ從ヒ罰金」ヲ「四十圓以下ノ罰金又ハ科料」ニ改メ同條第二項中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム

同法第三百十八條中「刑法第七十九條ニ從ヒ罰金」ヲ「四十圓以下ノ罰金又ハ科料」ニ改ム

同法第四百四條第一項中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム

第四十二條 刑事訴訟法第六十七條第一項ヲ左ノ如ク改メ第三項ヲ削ル
被告事件其裁判所ノ管轄ニ關スルモノト思料シタルトキハ公判ニ付スル言渡ヲ爲ス可シ

第四十三條 刑事訴訟法第七十二條ヲ左ノ如ク改ム
第四百七十二條 檢事ハ免訴又ハ管轄違ノ決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得

第四十四條 刑事訴訟法第二百三十六條中「輕罪、重罪」ヲ削ル
第四十五條 刑事訴訟法第二百四十一條ヲ左ノ如ク改ム
第二百四十一條 裁判所ニ於テ輕罪トシテ受理シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキハ其事

付テ豫審判事ニ送付スル決定ヲ爲スコシ檢事ノ請求アルトキ亦同シ
被告事件豫審ヲ經タルトキハ公判ヲ止メ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲
サシムヘシ

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

第四十六條 刑事訴訟法第二百六十四條中「更ニ重罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ決定ヲ爲シ」ヲ
削ル

第四十七條 刑事訴訟法第三百十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

監獄ニ於テ執行ス可キ二個以上ノ主刑ノ執行ハ其重キモノヲ先ニス但特別ノ事由アルトキ

ハ檢事ハ重キ刑ノ執行ヲ停止シ他ノ刑ノ執行ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十八條 刑事訴訟法第三百十八條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第三百十八條ノ二 死刑ノ執行ハ檢事及ヒ裁判書記ノ立會ニテ之ヲ爲スコシ

死刑ノ執行ニ關スル者ノ外刑場ニ入ルコトヲ得ス但檢事又ハ監獄ノ長ノ許可ヲ得タル者

ハ此限ニ在ラス

第三百十八條ノ三 死刑ノ言渡ヲ受ケタル者心神喪失ヲタルトキハ司法大臣ノ命令ニ因

リ其痊愈ニ至ルマテ執行ヲ停止ス

死刑ノ言渡ヲ受ケタル婦女懐胎ナルトキハ分娩後司法大臣ノ命令アルニ非サレハ執行ヲ

爲スコトヲ得ス

第四十九條 刑事訴訟法第三百十九條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其事故ノ止ムマテ

刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

一 心神喪失ノ状態ニ在ルトキ

二 刑ノ執行ニ因リ生命ヲ保ツコト能ハサル虞アルトキ

三 受胎後七月以上ナルトキ

四 分娩後一月ヲ經過セサルトキ

第五十條 刑事訴訟法第三百二十條中「之ヲ爲スコシ」ノ下ニ「刑ノ執行ノ停止ニ付亦同シ」ヲ加

ヘ第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ徵收ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第五十一條 刑事訴訟法第二十四條、第六十三條、第六十八條、第七十三條及ヒ第七十四

條但書ハ之ヲ削ル

第五十二條 刑事訴訟法中復讐及ヒ特赦ニ關スル規定ハ之ヲ削ル

第五十三條 刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ム可キ場合ニ於テハ其犯罪事

實ニ付キ最終ノ判決ヲ爲シタル裁判所ノ檢事其裁判所ニ請求ヲ爲スコシ

前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スコシ此決定

ニ對シテハ抗告ナスコトヲ得

第五十四條 刑ノ執行猶豫ハ裁判所ニ於テ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ刑ノ言渡ト同時ニ

判決ヲ以テ之ヲ言渡スコシ

第五十五條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ハ上訴ニ因リ其效力ヲ失フコトナシ但原判決ヲ取消シ又ハ破

毀シタル場合ハ此限ニ在ラス

上訴裁判所ハ新ニ執行猶豫ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

第五十六條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消ス可キ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地又

ハ最後ノ住所地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢察其裁判所ニ請求ヲ爲スコシ

前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スコシ此決定

ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第五十七條 第五十三條及ヒ前條ノ裁判及ヒ抗告ニ付テハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

第五十八條 明治三十八年法律第七十號ニ依リ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケ仍ホ猶豫ノ期間ヲ經

過セサル者ハ刑法ニ依リ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルモノト看做ス

第五十九條 明治三十九年法律第五十四號ハ之ヲ廢止ス

第六十條 私訴ハ公訴ニ附帶スルトキハ民事訴訟ノ方式ニ依ラス書面又ハ口頭ヲ以テ爲スコ

トヲ得

第六十一條 贓物犯人ノ手ニ在ルトキハ被害者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付スル言渡ヲ爲スコシ

第六十二條 左ニ記載シタルモノヲ以テ公訴ニ關スル訴訟費用トス

一 豫審、公判ニ付キ呼出シタル証人鑑定人、及ヒ通事ニ給ス與可キ日當、旅費及ヒ止宿料

二 第六十六條ニ記載シタル費用

第六十三條 証人、鑑定人及ヒ通事ノ日當ハ左ノ範圍内ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之

ヲ定ム

一 証人ノ日當ハ出頭一度ニ付金二十錢乃至金五十錢但止宿料ヲ給與スル場合ニ於テハ日

當ヲ給與セズ

二 鑑定人及ヒ通事ノ日當ハ出頭一度ニ付金三十錢乃至金五十錢

第六十四條 証人、鑑定人及ヒ通事ノ旅費ハ海陸路一里ニ付キ金五錢乃至金二十錢ノ範圍内ニ

於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム但道路兩線以上アルトキハ最近ノ通路ヲ以テ旅

費ヲ算定ス

前項ニ掲ケタル者ノ止宿料ハ一日ニ付金二十錢乃至登園ノ範圍内ニ於テ豫審判事、受託判事

又ハ裁判所之ヲ定ム但八里以上ノ地ヨリ來リ滞在スルトキニ非ザレハ之ヲ給與セズ

第六十五條 証人、鑑定人及ヒ通事ノ日當旅費及ヒ止宿料ハ豫審ニ於テハ其終結前公判ニ於テハ

其判決前ニ本人ヨリ請求スルニ非サレハ之ヲ給與セズ

第六十六條 鑑定、通譯ニ付キ數多ノ時間又ハ特別ノ技能若クハ費用ヲ要スルトキハ日當ノ外

別ニ相當ノ金額ヲ給與スルコトヲ得

第六十七條 共犯ノ訴訟費用ハ共犯人ノ連帶負擔トス

附則

本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

刑法附則其他舊刑法施行ノ爲メ公布シタル法令ハ之ヲ廢止ス

嚴格ニ之ヲ爲スヲ要ス然レモ
風紀ヲ亂スコトヲ得ズ衣類ノ
檢査ハ囚人ノ出獄マテ領證
スル必要アルニヨル
一五 獨居ヲ禁ハルニ付既
往チ悔ヒ將來ヲ戒ムルノ念ヲ
生スルニ適當ナリトス然レモ
心身ノ狀況ニヨリ獨居ニ堪ヘ
サルモノ及其效果ナキモノハ
如キハ其必要ナシ
一六 犯人ノ改善ヲ目的トシ
テ最モ效アリトス故ニ假ハ
以テ場合ト雖モ此精神ヲ失ハ
居ラシムルモノトシテ年囚ト
未丁年囚トチ雖居セシムル
キ最モ不可ナリ勞務場ニテ勞
ニ從事スルトキ亦全一ナリ
一七 刑事被告人ハ未タ犯罪
ノ確定セサルニ付故ニ之ヲ
犯罪事件ニ關シテ犯罪ノ証據
セシムルノ恐アリ犯罪ノ証據
隠蔽スルノ虞アリ故ニ其交
際ヲ遮断スルヲ要ス
一八 在監ノ囚徒ハ其監房チ
別スルヲ原則トスルガ故ニ
病氣ノ傳染ノ爲メニ設ケル
病室及訓戒ノ爲メニ設ケル
監獄ノ區劃上之ヲ許ササルコ
ト

トアリ此場合ニハ犯罪ノ性質
ノ全シキモノチ難居セシム
診察又ハ教誨ノ時間チ異ニス
ルハ必要ナリ病室ハ病者チ
ミテ收容スル所ナレバ病者チ
シテ嚴格ニ獨居チナサシムル
ノ必要ナシ
一九 戒具トハ在監囚徒ノ身
体ノ給養チナサシムルノ法
トシテ戒具トシテ戒具トシテ
繩、手錠、穿衣、ニシテ何レ
モ特ニ身體チ束スルニ用ユ
二〇 戒具官吏ハ在監囚徒ノ
戒具官吏チ其帶劍ハ戒具官
手錠官吏チ其帶劍ハ戒具官
帶劍官吏チ其帶劍ハ戒具官
上自己ノ身體チ防禦スルノ具
トシテ戒具官吏チ其帶劍ハ戒
號ハ戒具官吏チ其帶劍ハ戒
ク許シタルモノトス
二一 天災事變ニ際シテハ破
獄逃走アリ之ヲ防シテハ破
獄ニ在監囚徒チ配備使役シ其
誠ニ任務チ盡シタル囚徒ニ
執務チ補助スル少シ監獄官
二二 他所ナル語ハ最廣闊チ
ル意味チ含ム實際上ノ必要ヨ
リ罰金ハ囚徒ノ戒具チ解カサ
ル方法ニヒテ之ヲ救ヒテ一定

戒具ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 法令ニ依リ監獄官吏ノ携帶スル劍又ハ銃ハ左ノ各號ノ一ニ該ル場合ニ限り在監者ニ對シ之ヲ使用スルコトヲ得

- 一 人ノ身體ニ對シテ危險ナル暴行ヲ爲シ又ハ爲ス可キ脅迫チ加フルトキ
- 二 危險ナル暴行ノ用ニ供シ得可キ物ヲ所持シ其放棄チ肯セサルトキ
- 三 逃走ノ目的ヲ以テ多衆騷擾スルトキ
- 四 逃走チ企テタル者暴行ヲ爲シテ捕拿チ免カレントシ又ハ制止ニ從ハスシテ逃走セントスルトキ

第二十一條 天災事變ニ際シ必要ト認ムルトキハ在監者チシテ應急ノ用務ニ就カシムルコトヲ得

第二十二條 天災事變ニ際シ監獄内ニ於テ避難ノ手段ナシト認ムルトキハ在監者チ他所ニ移送ス可シ若シ移送スルノ途ナキトキハ一時之ヲ解放スルコトヲ得

解法セラタル者ハ監獄又ハ警察官署ニ出頭ス可シ解放後二十四時間内ニ出頭セサルトキハ刑罰第九十七條ニ依リ處断ス

第二十三條 在監者逃走シタルトキハ監獄官吏ハ逃走後四十八時間内ニ限り之ヲ逮捕スルコトヲ得

前項ノ規定ハ刑事訴訟法第六十條ノ適用チ妨ケス

第五章 作業

第二十四條 作業ハ衛生、經濟及ヒ在監者ノ刑期、健康、技能、職業、將來ノ生計等ヲ斟酌シテ之ヲ課ス十八歳未満ノ者ニ課ス可キ作業ニ付テハ前項ノ外特ニ教養ニ關スル事項ヲ斟酌ス

第二十五條 大祭祝日、一月一日、二月一日及ヒ十二月三十一日ニハ就業ヲ免ス

父母ノ計ニ接シタル者ハ三日間其就業ヲ免ス

主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ臨時就業ヲ免スルコトヲ得

炊事、洒掃、看護其他監獄ノ經理 關シ必要ナル作業ニ就ク者ニ付テハ就業 免セサルコトヲ得

第二十六條 刑事被告人、拘留囚徒ハ禁錮囚徒ニ就カンコトヲ請フトキハ其選擇スルモノニ就キ之ヲ許スコトヲ得

第二十七條 作業ノ收入ハ總テ同庫ノ所得トス

在監者ニシテ作業ニ就クモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ作業賞與金ヲ給スルコトヲ得

第二十八條 在監者就業ニ因リ創傷チ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲メニ死亡シ又ハ業務チ營シ難キニ至リタルトキハ情狀ニ因リ手當金ヲ給スルコトヲ得

前項ノ手當金ハ釋放ノ際本人ニ之ヲ給シ死亡ノ場合ニ於テハ死亡者ノ父母、配偶者又ハ子ニ之ヲ給ス

第六章 教誨及ヒ教育

第二十九條 受刑者ニハ教誨チ施ス可シ其他ノ在監者教誨チ請フトキハ之ヲ許スコトヲ得

第三十條 十八歳未満ノ受刑者ニハ教育チ施ス可シ其他ノ受刑者ニシテ特ニ必要アリト認ムル

ノ監獄ヲナス事ハニ置クニ要ス
二四 監獄ノ解放ハ社會ノ危ハ之
カ爲メ此規定ヲナシタルモ
ナラハ解放後歸監者ニ罰賞
アルヤ疑ハシ
二三 監獄官吏ハ在監者ノ戒
護ヲシテ職務ヲ行フニ關シ
シテ監獄外ニアル囚徒ニ關シ
テハ一晝夜ノカ連捕捜索ニ爲
スル得ルノミテ逃走力逃走
シタルトキハ何人ト雖モ現行
犯トシテ之ヲ逮捕スルコトヲ
得ヘシ此場合ハ逃走囚トシテ
逮捕スルニアラズ

モノハ年齡ニ拘ハラズ教育ヲ施スコトヲ得
第三十一條 在監者文書、圖畫ノ閱讀ヲ請フトキハ之ヲ許ス
文書、圖畫ノ閱讀ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第七章 給養
第三十二條 受刑者ニハ一定ノ衣類臥具ヲ著用セシム但拘留囚ニハ自衣ノ著用ヲ許シ其他ノ者
ニハ襦袢ノ自辨ヲ許スコトヲ得
第三十三條 刑事被告人及ヒ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ノ衣類臥具ハ自辨トシ其自辨スル
コト能ハサル者ニハ之ヲ貸與ス
自辨ノ衣類臥具ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第三十四條 在監者ハ其體質健康年齡作業等ヲ斟酌シテ必要ナル糧食及ヒ飲料ヲ給ス
第三十五條 刑事被告人ニハ糧食ノ自辨ヲ許スコトヲ得
第八章 衛生及ヒ醫療
第三十六條 在監者ノ頭髮ハ之ヲ剪削セシムルコトヲ得但刑事被告人ノ頭髮髮髻ハ衛生上特ニ
必要ト認ムル場合ヲ除ク外其意思ニ反シテ之ヲ剪削セシムルコトヲ得ス
第三十七條 在監者ハ其拘禁セラレル監房ノ清潔ヲ保ツニ必要ナル用務ニ服ス可シ
第三十八條 在監者ニハ健康ヲ保ツニ必要ナル運動ヲ爲サシム
第三十九條 在監者ニハ種痘其他傳染病豫防ニ必要ト認ムル醫術ヲ行フコトヲ得
第四十條 在監者疾病ニ罹リタルトキハ醫師ヲシテ治療セシメ必要アルトキハ之ヲ病監ニ收
容ス

表セシムルハ國民トシテ國家
母ノ計ハ人道最大ノ不幸ナル
ニヨリ其ノ慰安ヲ得セシムル
ニアリ
二六 刑法ニ勞役ヲ認メサル
モ社會經濟ノ生産上ヨク見テ
之ヲ許スモノトス
二七 在監者ハ自己ノ勞役ニ
服スル者ニアラズ國家社會ノ
經濟上之ヲナスモノナリ然レ
ルニ其勞役ヲ獎勵シ生産額ヲ多
クスルモ亦國家ノ任務ナリ其
獎勵ノ方法ハ賞與金ヲ與フル
ニアリ
二八 本條ハ就業者ノ保護ヲ
目的トスルモノトス
二九 刑ノ執行ハ主トシテ犯
人ノ改善トニアリ故ニ死刑ノ
實際ニ罰刑ノ執行ヲ受ケル
際ニ罰刑ノ執行ハ自己ノ罪科
ヲ倍ラシムル必要アリ既ニ收
監セル者モ亦全一ノ理由ナリ
三〇 未丁年者ハ教育ニヨリ
改善ヲナス必要アリ其以外
ノ者ト雖モ教育ヲ要スル場合
アリ
三一 在監囚徒ハ社會トノ交
通ヲ斷絶スヘキヲ以テ文書
圖書ノ閱讀モ大ニ注意ヲ要ス

第四十一條 傳染病者ハ嚴ニ之ヲ隔離シ健康者及ヒ他ノ病者ニ接近セシムルコトヲ得ス但懲役
囚ヲシテ看護セシムルハ此限ニ在ラス
第四十二條 病者醫師ヲ指定シ自費ヲ以テ治療ヲ補助セシメンコトヲ請フトキハ情狀ニ因リ之
ヲ許スコトヲ得
第四十三條 精神病傳染病其他ノ疾病ニ罹リ監獄ニ在テ適當ノ治療ヲ施スコト能ハスト認ムル
病者ハ情狀ニ因リ假ニ之ヲ病院ニ移送スルコトヲ得
前項ニ依リ病院ニ移送シタル者ハ之ヲ在監者ト看做ス
第四十四條 妊娠、産婦、老衰者及ヒ不具者ハ之ヲ病者ニ準スルコトヲ得
第九章 接見及ヒ信書
第四十五條 在監者ニ接見センコトヲ請フ者アルトキハ之ヲ許ス
受刑者ニハ其親族ニ非サル者ト接見ヲ爲サシムルコトヲ得ス但特ニ必要アリト認ムル場合ハ
此限ニ在ラス
第四十六條 在監者ニハ信書ヲ發シ又ハ之ヲ受ケルコトヲ許ス
受刑者ニハ其親族ニ非サル者ト信書ノ發受ヲ爲サシムルコトヲ得ス但特ニ必要アリト認ムル
場合ハ此限ニ在ラス
第四十七條 受刑者ニ係ル信書ニシテ不適當ト認ムルモノハ其發受ヲ許サス
前項ニ依リ發受ヲ許サル信書ハ二年ヲ経過シタル後之ヲ廢棄スルコトヲ得
第四十八條 裁判所其他ノ公務所ヨリ在監者ニ宛テタル文書ハ披閱シテ之ヲ本人ニ交付ス
第四十九條 在監者ニ交付シタル信書及ヒ前條ノ文書ハ本人閱讀ノ後之ヲ領置ス

三二 囚徒ノ衣服類ナ一定スル
 三三 囚徒ノ衣服類ナ一定スル
 三四 囚徒ノ衣服類ナ一定スル
 三五 囚徒ノ衣服類ナ一定スル
 三六 囚徒ノ衣服類ナ一定スル
 三七 囚徒ノ衣服類ナ一定スル
 三八 囚徒ノ衣服類ナ一定スル
 三九 囚徒ノ衣服類ナ一定スル
 四〇 囚徒ノ衣服類ナ一定スル
 四一 囚徒ノ衣服類ナ一定スル

四二 囚徒ノ衣服類ナ一定スル
 四三 囚徒ノ衣服類ナ一定スル
 四四 囚徒ノ衣服類ナ一定スル
 四五 囚徒ノ衣服類ナ一定スル
 四六 囚徒ノ衣服類ナ一定スル
 四七 囚徒ノ衣服類ナ一定スル
 四八 囚徒ノ衣服類ナ一定スル
 四九 囚徒ノ衣服類ナ一定スル
 五〇 囚徒ノ衣服類ナ一定スル

第五十條 接見ノ立會、信書ノ檢閱其他接見及ヒ信書ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十章 領置

第五十一條 在監者ノ携有スル物ハ點檢シテ之ヲ領置ス
 保存ノ價值ナク又ハ保存ニ不適當ト認ムル物ハ其領置ヲ爲サヌ又ハ之ヲ解クコトヲ得
 領置ヲ爲サヌ又ハ之ヲ解キタル物ニ付テハ在監者相當ノ處分ヲ爲ササルトキハ之ニ廢棄スルコトヲ得

第五十二條 在監者領置物ヲ以テ其父、母、配偶者又ハ子ノ扶助其他正當ノ用途ニ充テントコトヲ請フトキハ情狀ニ因リ之ヲ許スコトヲ得
 第五十三條 在監者ニ差入ヲ爲サンコトヲ請フ者アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許スコトヲ得
 在監者ニ宛テ送致シ來リタル物ニシテ其差出人ノ氏名若クハ居所不明ナルトキ、其差入ヲ許ス可カラズト認ムルトキ又ハ在監者ニ於テ其受領ヲ拒ミタルトキハ之ヲ没入又ハ廢棄スルコトヲ得

第五十四條 在監者ノ私ニ所持スル物ハ之ヲ没入又ハ廢棄スルコトヲ得
 第五十五條 領置物ハ釋放ノ際之ヲ交付ス
 第五十六條 死亡者ノ遺留物ハ請求ニ因リ相續人、家族又ハ親族ニ之ヲ交付ス
 第五十七條 死亡者ノ遺留物ハ死亡ノ日ヨリ一年前條ニ掲ケタル者ノ請求ナキトキハ國庫ニ歸屬ス

逃走者ノ遺留物ニシテ逃走ノ日ヨリ一年前條ニ掲ケタル者ノ請求ナキトキハ國庫ニ歸屬ス

逃走者ノ遺留物ニシテ逃走ノ日ヨリ一年前條ニ掲ケタル者ノ請求ナキトキハ國庫ニ歸屬ス

逃走者ノ遺留物ニシテ逃走ノ日ヨリ一年前條ニ掲ケタル者ノ請求ナキトキハ國庫ニ歸屬ス

逃走者ノ遺留物ニシテ逃走ノ日ヨリ一年前條ニ掲ケタル者ノ請求ナキトキハ國庫ニ歸屬ス

逃走者ノ遺留物ニシテ逃走ノ日ヨリ一年前條ニ掲ケタル者ノ請求ナキトキハ國庫ニ歸屬ス

逃走者ノ遺留物ニシテ逃走ノ日ヨリ一年前條ニ掲ケタル者ノ請求ナキトキハ國庫ニ歸屬ス

逃走者ノ遺留物ニシテ逃走ノ日ヨリ一年前條ニ掲ケタル者ノ請求ナキトキハ國庫ニ歸屬ス

逃走者ノ遺留物ニシテ逃走ノ日ヨリ一年前條ニ掲ケタル者ノ請求ナキトキハ國庫ニ歸屬ス

逃走者ノ遺留物ニシテ逃走ノ日ヨリ一年前條ニ掲ケタル者ノ請求ナキトキハ國庫ニ歸屬ス

第十一章 賞罰

第五十八條 受刑者改悛ノ狀アルトキハ賞遇ヲ爲スコトヲ得
 賞遇ノ種類及ヒ方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
 第五十九條 在監者紀律 違ヒタルトキハ懲罰ニ處ス

- 第六十條 懲罰ハ左ノ如シ
- 一 叱責
- 二 賞遇ノ三月以内ノ停止
- 三 賞遇ノ廢止
- 四 文書、圖書閱讀ノ三月以内ノ禁止
- 五 請願作業ノ十日以内ノ停止
- 六 自辨ニ係ル衣服類器具着用ノ十五日以内ノ停止
- 七 糧食自辨ノ十五日以内ノ停止
- 八 運動ノ五日以内ノ停止
- 九 作業賞與金計算高ノ一部又ハ全部減削
- 十 七日以内ノ減食
- 十一 二月以内ノ輕屏禁
- 十二 七日以内ノ重屏禁

屏禁ハ受刑者ヲ屏室内ニ晝夜屏居セシメ情狀ニ因リ就業セシメサルコトヲ得重屏禁ニ在テハ仍ホ罰室ヲ暗クシ臥具ヲ禁ス

五 携帶品ヲ點檢シテ預リ
置クハ在監者ハ自ラ之ヲ監
房ニ保管スルヲ許サズルニヨ
ル
五 預置キ解クトハ預リタルモノ
ヲ預置キテ預置キタルモノ
ニ預置キタルモノニテ預置
キタルモノハ在監者ノ所有
物ナルカ故ニ自由ニ處分ナ
スルコトヲ得特ニ之ヲ許スル
ハ在監者ノ意思ヲ拘束スルニ
ヨル
五 在監者ハ心身共ニ拘束
ナ受ケルモノナルコトヘ差入
ル物モ自由ニ受ケルヲ得ズ
五 物ヲ自由ニ受ケルニテ所
有スルヲ許サズルニヨル
五 預置物ハ在監者ノ所有
物ナルニヨル
五 全刑條ト全一ノ理由ニ
ヨル
五 在監者ノ所有物ニ關ス
ル權利ノ時効ヲ定メタルモノ
ナリ國家力ヲ占ムセザルニヨ
ル
六 國家力ヲ占ムセザルニヨ
ル
六 在監者ハ在監者ノ懲罰
方法ハ刑ノ執行ヲ確實ニスル
ニテアリ懲罰ノ目的ヲ達シ
タルトキハ直ニ之ヲ解カサル
コトヲ得

第一項各號ノ懲罰ハ之ヲ併科スルコトヲ得
第六十一條 前條第一項第十號ノ懲罰ハ刑事被告人及ヒ十八歳未満ノ在監者ニ之ヲ科セス
第六十二條 懲罰ニ處セラレタル者疾病其他特別ノ事由アルトキハ其懲罰ノ執行ヲ停止スルコ
トヲ得
懲罰ニ處セラレタル者改悛ノ狀著シキトキハ其懲罰ヲ免除スルコトヲ得
第十二章 釋放
第六十三條 在監者釋放ハ恩赦、職權アル者ノ命令又ハ刑期ノ終了ニ因リ關係文書ヲ查閱シテ
其手續ヲ爲ス可シ
第六十四條 恩赦ヲ受ケ又ハ假出獄者クハ假出獄ヲ許サレタル者ハ其裁可狀又ハ許可書ノ監獄
ニ送シタル後二十四時間内ニ之ヲ釋放ス
第六十五條 前條ノ場合ヲ除ク外命令ニ因リ釋放ヲ爲ス可キ者ハ命令書ノ監獄ニ送シタル後十
時間内ニ之ヲ釋放ス
第六十六條 假出獄又ハ假出場ヲ許サレタル者ヲ釋放スルトハ之ニ證票ヲ交付ス
第六十七條 假出獄ヲ許サレタル者ハ其期間左ノ規定ヲ遵守ス可シ
一 正業ニ就キ善行ヲ保ツコト
二 警察官署ノ監督ヲ受ケルコト但警察官署ハ監獄ノ意見ヲ聽キ他ニ其監督ヲ委任スルコ
トヲ得
三 住居ヲ轉移シ又ハ十日以上旅行ヲ爲サントスルトキハ監督者ノ許可ヲ請フコト
主務大臣ハ假出獄ヲ許サレタル者ノ帝國外ニ旅行ヲ爲スヲ許スコトヲ得

ヘカラス(六二條参照)
刑事被告人ハ囚徒ニアラス故
ニ刑ノ執行ノ手段タル懲罰ヲ
加フルコトヲ得サルモノト
ス
六 三 釋放ノ場合ニ其關係文
書ヲ查閱シテ後之ヲ出獄セシ
ムルハ入監ノ場合ト全シ
六 四 出獄ノ時サレタル者ハ
永ク監獄ニ止マラシムルコト
ヲ得ズ速ニ社會ニ出シテ自由
ヲ得セシムルヲ要ス
六 五 證票ヲ交付スルハ其證
トナスカ爲ナリ
六 六 假出獄ヲ許サレタル者
ハ其刑ノ全免セラレタルニテ
アラズ刑ノ執行ヲ終リタルニ
アラズ刑ノ執行ヲ假除サレ
タルナリ故ニ監督 必要ヲ生
ス
六 九 病ニ爲出獄スルヲ得
サル者ヲ特ニ在監セシムルコ
トヲ許シタル者ハ之ヲ囚徒
ト云フコトヲ得ズ
七 〇 釋放者ハ出獄スルモノ衣
類ナキカ又ハ旅費ナキトキハ
再ニ刑ヲ受ケルキニヨリ特
ニ之ヲ檢査シ犯罪ヲ防止セシ
ムルニテアリ
七 一 國家ノ日ニ死刑ヲ執行
セザルハ國家ノ祭祀ヲ神聖ニ

第六十八條 滿期ノ者ハ其刑期終了翌日午後六時マテニ之ヲ釋放ス
第六十九條 釋放モラル可キ者重キ疾病ニ罹リ監獄ニ於テ醫藥中ナルトキハ其請求ニ因リ仍ホ
在監セシムルコトヲ得
第七十條 釋放セラレ可キ者歸住旅費者クハ相當ノ衣類ヲ有セサルトキ又ハ監獄行政ノ便宜
ニ因リ移監セシメタルカ爲メ歸住旅費ノ増加ヲ要スルニ至リタルトキハ衣類又ハ旅費ヲ給與
スルコトヲ得
第十三章 死亡
第七十一條 死刑ノ執行ハ監獄内ノ刑場ニ於テ之ヲ爲ス
大祭祝日、一月一日及ヒ十二月三十一日ニハ死刑ヲ執行セス
第七十二條 死刑ヲ執行スルトキハ絞首ノ後死相ヲ檢シ仍ホ五分時ヲ經ルニ非サレハ絞繩ヲ解
クコトヲ得
第七十三條 在監者死亡シタルトキハ之ヲ假葬ス
死體ハ必要ト認ムルトキハ之ヲ火葬スルコトヲ得
死體又ハ遺骨ハ假葬後二年ヲ經テ之ヲ合葬スルコトヲ得
第七十四條 死亡者ノ親族故舊ニシテ死體又ハ遺骨ヲ請フ者アルトキハ何時ニテモ之ヲ交付ス
ルコトヲ得但合葬後ハ此限ニ在ラス
第七十五條 受刑者ノ死體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ解剖ノ爲メ病院、學校又ハ其他ノ公務所ニ
之ヲ送付スルコトヲ得
附則

七三 在監獄ノ死体ヲ借葬ス
 ナリ。其親族故舊ノ引取ノ請求
 アル場合ニ之ヲ引渡スカ爲メ
 ナリ。
 七五 死刑ノ宣告ヲ受ケ死刑
 ヲ執行スルモノ、死体ハ正式
 ノ葬送ヲ爲スヲ許サズ且其死
 体ハ公益ノ爲メニ解剖ニ付ス
 ルコトヲ許セリ。

本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 監獄則ハ之ヲ廢止、但懲治人ニ關スル規定ハ當分ノ内仍ホ其效力ヲ有ス

改正警察犯處罰令

○警察犯處罰令

(明治四十一年九月三十日公布内務省令第十六號)

- 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留ニ處ス
- 一、 故ナク人ノ居住若ハ看守セザル邸宅建造物、及ヒ船舶内ニ潛伏シタル者
 - 二、 密賣淫ヲ爲シ其ノ媒合若ハ容止ヲ爲シタル者
 - 三、 一定ノ住居又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者
 - 四、 故ナク而會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者
- 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十日未滿ノ科料ニ處ス
- 一、 合力、喜捨ヲ強請シ又ハ物品ノ購買ヲ求メタル者
 - 二、 乞丐ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者
 - 三、 濫ニ寄附ヲ強請シ又ハ収利ノ目的ヲ以テ強テ物品入揚券等ヲ配付シタル者
 - 四、 入札ノ妨害ヲ爲シ又ハ共同入札ヲ強請シ若ハ落札人ニ對シ其ノ事業又ハ利益ノ分配
 若ハ金品ヲ強請シタル者
 - 五、 他人ノ業務ニ對シ無戯又ハ妨害ヲ爲シタル者
 - 六、 新聞紙、雜誌其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虛偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者
 - 七、 新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ノ購讀又ハ廣告掲載ニ付強テ申込ヲ求メタル者
 - 八、 申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ

請求シタル者

- 九、 祭事、祝儀又ハ其ノ行列ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者
- 十、 自己占有ノ場所内ニ老幼、不具又ハ疾病ノ爲扶助ヲ要スル者若ハ人ノ死傷死胎ヲ生コトヲ知リテ速ニ警察官吏ニ申告セザル者
- 十一、 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧噪シ横臥シ又ハ泥酔シテ徘徊シタル者
- 十二、 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ濫ニ車馬舟筏其ノ他ノ物件ヲ置キ又ハ交通ノ妨害ト爲ルベキ行爲ヲ爲シタル者
- 十三、 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ危險ノ虞アルトキ點燈其ノ他豫防ノ裝置ヲ爲スノ義務ヲ怠リタル者
- 十四、 劇場、寄席其ノ他公衆會同ノ場所ニ於テ會衆ノ妨害ヲ爲シタル者
- 十五、 雜沓ノ場所ニ於テ制止ヲ肯セズ混雜ヲ増スノ行爲ヲ爲シタル者
- 十六、 人ヲ誑惑セシムベキ流言浮説又ハ虛報ヲ爲シタル者
- 十七、 妄ニ吉凶禍福ヲ說キ又ハ祈禱、符呪等ヲ爲シ若ハ守札類ヲ授與シテ人ヲ惑ハシタル者
- 十八、 病者ニ對シ禁厭、祈禱、符呪等ヲ爲シ又ハ神符神水等ヲ與ヘ醫療ヲ妨ゲタル者
- 十九、 濫ニ催眠術ヲ施シタル者
- 二十、 官職、位記、勳爵、學位ヲ詐シ又ハ法令ノ定ムル服飾、徽章ヲ僭用シ若ハ之ニ類似ノモノヲ使用シタル者
- 二十一、 官公署ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ其ノ義務アル者ニシテ故ナク申述ヲ肯セザル者

犯者

- 二十二、 人ノ飲用ニ供スル淨水ヲ汚穢シ又ハ其ノ使用ヲ妨ゲ若ハ其ノ水路ニ障礙ヲ爲シタル者
- 二十三、 河川、溝渠又ハ下水道ノ疏通ヲ妨ゲキ行爲ヲ爲シタル者
- 二十四、 自己又ハ他人ノ身體ニ刺文シタル者
- 二十五、 出入ヲ禁止シタル場所ニ濫ニ出入シタル者
- 二十六、 官公署ノ榜示シ若ハ官公署ノ指揮ニ依リ榜示セル禁條ヲ犯シ又ハ其ノ設置ニ係ル榜示ヲ汚濁シ若ハ撤去シタル者
- 二十七、 水火災其ノ他ノ事變ニ際シ制止ヲ肯セズシテ其ノ現場ニ立入り若ハ其ノ場所ヨリ退去セズ又ハ官吏ヨリ援助ノ求ヲ受ケタルニ拘ラズ傍觀シテ之ニ應セザル者
- 二十八、 濫ニ他人ノ標燈又ハ社寺、道路、公園其ノ他ノ公衆用ノ標燈ヲ消シタル者
- 二十九、 他人ノ田野、圃園ニ於テ採果ヲ採摘シ又ハ花卉ヲ採折シタル者
- 三十、 使用者ニシテ勞役者ニ對シ故ナク其ノ自由ヲ妨グ又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲シタル者
- 三十一、 濫ニ他人ノ身邊ニ立塞リ又ハ追隨シタル者
- 三十二、 他人ノ身體、物件又ハ之ニ害ヲ及ボスベキ場所ニ對シ物件ヲ破澆シ又ハ放射シタル者
- 三十三、 神祠、佛堂、禮拜所、墓所、碑表、形像其ノ他之ニ類スル物ヲ汚濁シタル者
- 三十四、 人ノ死屍又ハ死胎ヲ隱匿シ又ハ他物ニ紛ハシク隠裝シタル者
- 三十五、 一定ノ飲食物ニ他物ヲ混シテ不正ノ利ヲ圖リタル者

三十六、不熟ノ果物、腐敗ノ肉類其ノ他健康ヲ害スベキ飲食物ヲ營利ノ用ニ供シタル者
三十七、濫ニ他人ノ繫ヤタル舟筏、牛馬其ノ他ノ獸類ヲ解放シタル者

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二十圓未満ノ科料ニ處ス

一、許可ナクシテ人ノ死屍又ハ死胎ヲ解剖シ又ハ之レガ保存ヲ爲シタル者
二、公衆ノ目ニ觸ルベキ場所ニ於テ褻褻、裸體シ又ハ臀部、股部ヲ露ハシ其ノ他醜態ヲ爲シタル者

三、街路ニ於テ尿尿ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者

四、濫ニ銃砲ノ發射ヲ爲シ又ハ火藥其ノ他劇發スベキ物ヲ玩ビタル者

五、家屋其ノ他ノ建造物若ハ引火シ易キ物ノ近傍又ハ山野ニ於テ濫ニ火ヲ焚ク者

六、石灰其ノ他自然發火ノ虞アル物ノ取扱ヲ忽ニシタル者

七、開業ノ醫師、産婆故ナク病者又ハ妊婦産婦ノ招ヤニ應ゼザル者

八、故ナク官公署ノ召喚ニ應ゼザル者

九、炮煮、洗滌、剥皮等ヲ要セズ其ノ儘食用ニ供スベキ飲食物ニ覆蓋ヲ設ケズ店頭ニ陳列シタル者(箱蓋トハ硝子ノ蓋カ蚊帳網杯チイフ)

十、濫ニ禽獸ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲シ又ハ之レガ取除ノ義務ヲ怠リタル者

十一、監置ニ係ル精神病者ノ監置ヲ怠リ屋外ニ徘徊セシメタル者

十二、濫ニ犬其ノ他ノ獸類ヲ嘯シ又ハ驚逸セシメタル者

十三、狂犬、猛獸等ノ繫鎖ヲ怠リ逸走セシメタル者

十四、公衆ノ目ニ觸ルベキ場所ニ於テ牛馬其ノ他動物ヲ虐待シタル者

十五、濫ニ他人ノ家屋其ノ他ノ工作物ヲ汚濁シ若ハ之ニ貼紙ヲ爲シ又ハ他人ノ標札、招牌、賣貨家札其ノ他標標ノ類ヲ汚濁シ若ハ撤去シタル者

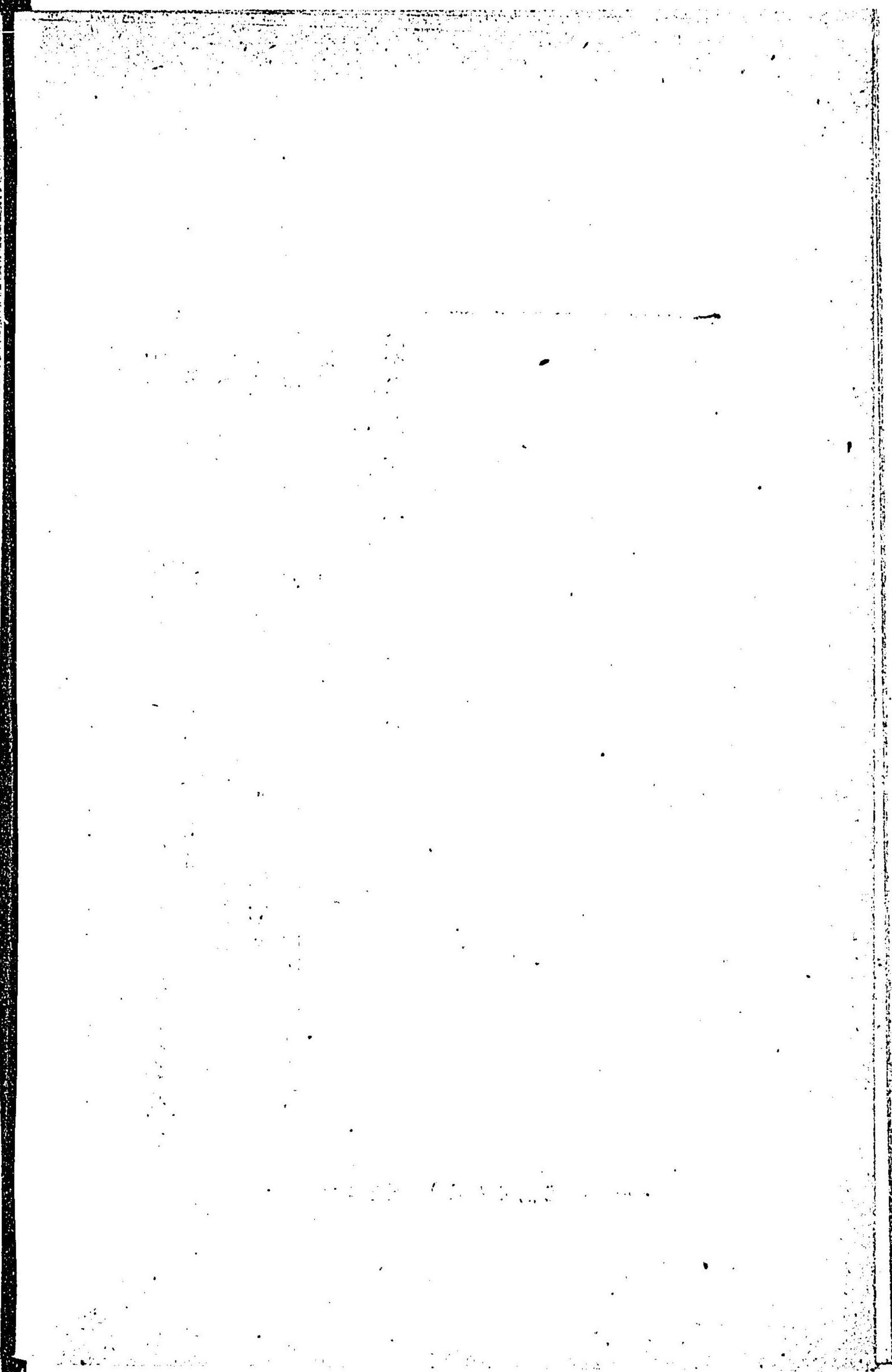
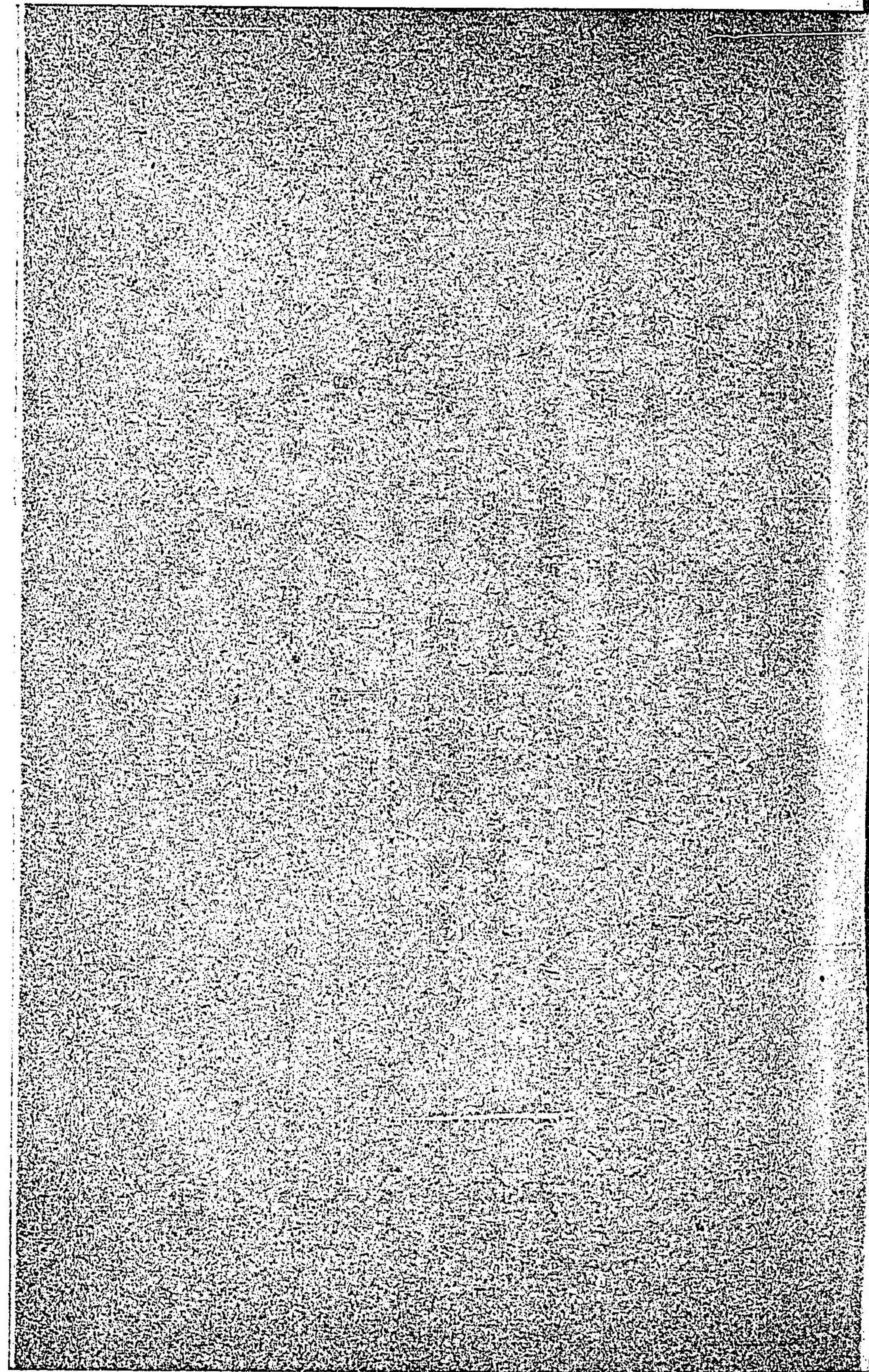
十六、橋梁又ハ堤防ヲ損壞スルノ虞アル場所ニ舟筏ヲ繋ギタル者

十七、通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ此ニ牛馬諸車ヲ牽入シタル者

第四條 本令ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其刑ヲ免除スルコトヲ得

附 則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス



改正刑事訴訟法目錄

緒言	一頁
第一編 總則	二
第二編 裁判所	五十
第一章 裁判所ノ管轄	五十
第二章 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避回避	六十五
第三編 犯罪ノ捜査起訴及ヒ豫審	六十九
第一章 捜査	六十九
第一節 告訴及ヒ告發	七十二
第二節 現行犯罪	七十八
第二章 起訴	八十三
第三章 豫審	八十六

第一節	令狀	八十八
第二節	密室監禁（削除）	百一
第三節	證據	百二
第四節	被告人ノ訊問及ヒ對質	百四
第五節	檢證、搜索及ヒ物件差押	百八
第六節	證人訊問	百十五
第七章	鑑定	百三十一
第八章節	現行犯ノ豫審	百三十五
第九章節	保釋	百四十二
第十節	豫審終結	百四十八
第四編	公判	百六十一
第一章	通則	百六十二
第二章	區裁判所公判	百八十八

第三章	地方裁判所公判	二百一
第五編	上訴	二百七
第一章	通則	二百七
第二章	控訴	二百十二
第三章	上告	二百二十一
第四章	抗告	二百三十九
第六編	再審	二百四十二
第七編	大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續	二百四十七
第八編	裁判執行	二百五十一
第一章	裁判執行	二百五十一
附則		二百五十九

改正刑事訴訟法目錄終

改正刑事訴訟法註釋

法學士 飯野 謹一

森 惣之祐 共著

緒言

現行刑事訴訟法ハ明治二十三年法律第九十六號ヲ以テ公布シ同年十一月一日ヨリ實施セラレタルモノニシテ改正條約實施ノ後ハ外國人カ我裁判權ノ下ニ立ツヲ以テ國情習慣ヲ異ニセル外國人ニモ適應セシムルニハ之レカ改正ヲ必要トスルヲ以テ政府ハ第十三議會ニ改正案ヲ提出シ既ニ議會ノ協贊ヲ經テ客月二十二日法律第七十三號ヲ以テ公布セラレタリ

刑法ニ於テ國家ノ安寧秩序ヲ紊亂シタルモノヲ處分スヘキ刑罰ヲ定ムルモ其刑法ヲ活動セシムル機關方法ヲ規定セシムルハ刑法アリ

ト雖モ其効果ヲ収ムルノ道ナシ刑事訴訟法ハ即チ其手續ヲ定メタルモノニシテ二者相待テ始メテ充全ノ効用ヲナスハ鳥ノ双翼車ノ兩輪ニ於ケルカ如シ

第一編 總則

〔說明〕 總則ハ此ノ法律ノ全般ニ通スルコトヲ定メタルモノナリ茲ニ注意ノ爲メ一言ヲ付シ置ク可キハ從來總則ハ第一條ヨリ第二十四條ニ至ル二十四條ナリシカ中二个條ノ改正(二十條ト二十一條ト)一ヶ條ノ(二十一條)ノ加ヘラレタルモノアリ詳細ハ各條ノ下ニ至リテ説明スヘシ

第一條 公訴ハ犯罪ヲ證明シ刑ヲ適用スルコトヲ目的トスルモノニシテ法律ニ定メタル區別ニ從ヒ檢事之ヲ行フ

〔說明〕 本條ハ公訴權ノ目的及ヒ之レヲ實行スル人ヲ定メタリ公訴トハ禁令命令ニ違反セル者ニ對シ檢事カ國家ニ代ハリ刑罰

ヲ科センコトヲ請求スル訴ナリ
公訴ノ目的ニ付テハ犯罪ヲ證明スルト刑之適用ヲ求ムルトノ二箇ナリト稱スル學者アリト雖モ犯罪ヲ証明スルハ畢竟檢事カ刑ノ適用ヲ求ムル爲メニ行フ所ノ手續ナリト解スルヲ穩當ナリトス

法律ニ定メタル區別ニ從ヒトアルハ裁判所ノ管轄ニ因テ檢事ノ職分ヲ區別セルヲ以テ其定メラレタル區別ニ從テト言フコトナリ檢事之レヲ行フトハ量竟公訴權ノ所在ハ元來檢事ノ有スル所ニアラス憲法第五十七條ニモ司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フトアリテ公訴權ハ素ト天皇ヲ握有セラルル所ナルヲ檢事ヲシテ之レヲ行ハシムルニ外ナラス故ニ法文ニモ檢事之レヲ有ストハ言ハスシテ檢事之ヲ行フトナシタルナリ

第二條 私訴ハ犯罪ニ因リ生シタル損害ノ賠償贖物ノ返還ヲ目的ト

スルモノニシテ民法ニ從ヒ被害者ニ屬ス

四

〔説明〕本條ハ私訴權ノ性質及ヒ之レヲ有スル人ヲ定メタリ
私訴トハ犯罪ニ因テ生シタル私權ノ損害ヲ要求スルノ訴ヲ稱ス
ルモノナリ犯罪ニハ國家ノ安寧秩序ヲ害スルニ止マリ毫モ私權
ヲ侵害セサルモノアルモ多クハ公私ノ利益ヲ併セ害スルモノナ
リ其公益ヲ害スルヲ以テ刑罰ノ要求アリ刑罰ノ要求權ハ國家ニ
屬ス其私益ヲ害セラレタルモノハ之レカ賠償ヲ求ムルコトヲ得
サル可カラサルハ條理ノ然カラシムル所ニシテ民法亦之レカ規
定ヲナセリ此損害ノ賠償ヲ求ムルノ權ハ一私人ニ屬ス前者ハ之
レヲ公訴ト稱シ後者ハ之レヲ私訴ト稱スルナリ
私訴權ノ目的ハ損害ノ賠償贖物ノ返還ヲ求ムルニアリ私訴ハ單
ニ損害ノ賠償ノミヲ目的トスルコトアリ或ハ贖物ノ返還ノミヲ
目的トスルコトアリ或ハ二者共ニ其目的トナスコトアリ損害ノ

賠償トハ犯罪ニ因テ通常生スヘキ損害ノ賠償民法四百十六條參
照ヲ謂ヒ贖物ノ返還トハ犯罪ニヨリ奪ハレタル物ノ收リ返シヲ
謂フ贖物ノ返還ハ直接其物ヲ目的トシ(物權)損害賠償ハ加害者ニ
對スルニ止マル(債權)モノナレハ混同セサルヲ要ス若シ誤テ此區
別ヲ混同スルトキハ贖物轉轉シテ他人ノ手ニ在ルトキノ如キ該
害者ニ其品ハ最早取リ返シノ權利ナキノミナラス被告人ノ手ニ
在ル間ナルモ其犯人無資力ニシテ他ニ債務アルトキハ一般債權
者ト共ニ分配セサル可カラサルニ至ル物權ハ直接物ヲ目的トシ
總テノ人ニ對抗スルヲ得ルモノナルヲ以テ被害者ハ他ノ債權者
ニ關係ナク返還ヲ求ムルコトヲ得ルヲ以テナリ
民法ニ從フコトヲ要スルハ私訴ハ一私人ノ有スル權利ノ救濟方
法ニシテ其方法ハ民法ノ規定スル所ナルヲ以テナリ
被害者ニ屬スト 被害者トハ犯罪ニ因リ損害ヲ被リタル者ヲ稱

シ屬ストハ被害者ノ專有スル所ナリトノ意ナリ故ニ私訴權ハ之ヲ實行スルモ又之レヲ拋棄スルモ被害者ノ隨意ナリトス因ニ言フ第一條ニ公訴ハ檢事之ヲ行フト言ヒ本條ニ於テ私訴ハ被害者ニ屬スト書シタルハ一ハ實行者ニ過キサルモ一ハ自己ノ歸屬スル所ナルノ差異アルヨリ立法者ノ意ヲ用ヒテ其文字ヲ區別シ此意ヲ明ラカナラシメンカ爲ナリ

第三條 公訴ハ被害者ノ告訴ヲ待テ起ルモノニ非ス又告訴私訴ノ拋棄ニ因テ消滅スルモノニ非ス但法律ニ於テ特ニ定メタル場合ハ此限ニ在ラス

〔説明〕 本條ハ公訴權ノ獨立ナルコトヲ定メタルモノナリ公訴權ノ獨立ト稱スルハ公訴權ハ專ラ國家ニ屬スルヲ以テ其實行ヲ爲スニ當リテハ毫モ他人ノ掣肘ヲ受クルコトナク又他人ノ行爲不行爲ニヨリテ其發生消滅等ヲナスモノニアラサルヲ謂フ

ナリ法文ニ公訴ハ被害者ノ告訴ヲ待テ起ルモノニ非ラス又告訴私訴ノ拋棄ニ因テ消滅スルモノニ非ラストハ則チ此意ヲ示セルモノニ外ナラサルナリ

然レ本條但書ニ於テ取除キヲ設ケテ則チ法律ニ於テ特ニ定メタル場合ハ此限ニ在ラストシタルハ法律ニ被害者又ハ親族ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論スト規定セル場合ニシテ此種ノモノハ被害者又ハ親屬ノ告訴アルマテ公訴權ノ發生ヲ停止シ又其公訴權ハ告訴人ノ告訴ヲ拋棄スルニ因リテ消滅スルナリ今其重ナルモノヲ示サンニ脅迫ノ罪(刑法三二九)略取誘拐ノ罪(刑法三四四)猥褻姦淫ノ罪(刑法三五〇、三五三)有夫姦ノ罪(刑法三五三)誹毀ノ罪(刑法三五八)牛馬外ノ家畜ヲ殺ス罪(刑法四二三)公然他人ヲ罵詈訕弄スル罪(刑法四二六)一(二)其他版權商標專賣權等ノ如キ是レナリ

第四條 私訴ハ其金額ノ多寡ニ拘ハラズ公訴ニ付キ第二審ノ判決ア

ルマテ何時ニテモ其公訴ニ附帶シテ之ヲ爲スコトヲ得
第三者ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ公訴附帶ノ私訴ニ參加スルコト
ヲ得

〔説明〕本條ハ私訴ノ管轄及ヒ第三者ノ訴訟參加ニ關スル法則ヲ
定メタルモノナリ
私訴ハ第二條ニ說明セル如ク一己人ノ損害ノ要償ヲナスノ訴權
ニシテ其性質民事ニ屬シ民事部ニ於テ管轄スルヲ本則トス然レ
モ私訴ハ通常民事ノ訴權ト異ナリテ犯罪ニ原因シタル者ナルヲ
以テ公訴ニ附帶シテ提起スルヲ得ルモノトナシタリ其刑事部ニ
於テ公訴ト共ニ審判セラレ、コト、ナシタル所以ハ主トシテ便
宜上ニ基キタルモノナリ蓋シ刑事裁判ハ公訴ニ關シ一切ノ證據
ヲ取調フルヲ以テ私訴ヲ併セテ審理スルモノトナスルハ被害者
モ其目的ヲ貫ク上ニ利益アリ被告人ニ在テモ民事刑事兩部ニ出

頭スルヲ要セス結局何等ノ弊害ナクシテ裁判所原告人被告人何
レモ時日費用ヲ省クヲ得ル便益アルヲ以テナリ
金額ノ多寡ニ拘ハラストナシタルハ民事ハ裁判所構成法ニヨリ
區裁判所へ金額百圓以上ノ訴訟ヲ管轄スルノ權限ナキモ公訴ニ
附帶シテ私訴ヲ起ストキハ縱令一萬圓ノ要償ナルモ其公訴ヲ管
轄セル區裁判所ニ提起スルコトヲ得ルトノ意ナリ又私訴ヲ刑事
裁判所ニ爲スニハ其公訴ニ附帶スルコトヲ要スルノミニテ上述
ノ如ク金額ノ多少ヲ論セス又タ公訴力第一審裁判所ニ擊屬セル
ト第二審裁判所控訴ニ擊屬セルトニ拘ハラサルナリ然レモ第三
審(上告審)ニ至リテハ破毀シテ他ノ裁判所へ移シタルトキノ外私
訴ヲ刑事部ニ起スヲ得ス是レ他ナラス事實ノ調へハ最早第二審
ニテ終了ヲ告ケ第三審ハ單ニ法律點ニ限り審理セラレ、モノナ
ルヲ以テナリ

第二項ハ第三者ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ公訴附帶ノ私訴ニ參加スルコトヲ得ルコトヲ定メタルモノナリ民事訴訟法ニハ當事者双方相手取ル(主參加)モノト其一方ヲ補助スル(從參加)等ノ手續ヲ規定セリ詳細ハ全法第五十一條第五十三條ヲ參照シテ其手續如何ヲ知ルヘシ

第五條 被告人免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ民法ニ從ヒ被害者ヨリ賠償返還ヲ要スル妨礙ト爲ルコトナカル可シ

〔説明〕本條ハ公訴ニ付キ無罪免訴ノ言渡アリタリト雖モ被告人必スシモ賠償返還ノ責ヲ免カレザルコトヲ定メタルモノナリ刑事上ノ責任ト民事上ノ責任トハ其基ク所ヲ異ニシテ互ニ相關係シタルモノニアラス縱令ハ盜罪ハ他人ノ所有ナルヲ知リツ、惡意ヲ以テナシタル所爲ニアラサレハ罪トナラスシテ若シ他人ノモノヲ自己ノモノト誤信シテナシタルモノナレハ無罪ノ言渡

ヲ爲サバ爾可カラス然レモ他人ヲ損シテ自己ヲ富マスノ理ナクレハ其物ヲ返還シ或ハ其評價額ヲ賠償セサル可カラサルハ當然ノコトナリト是レ本條ニ無罪免訴トナルモ民法上ノ規定ニ基キ賠償返還ノ責ヲ辭スルコトヲ得サルトナシタル所以ナリ

第六條 公訴ヲ爲ス權ハ左ノ事項ニ因テ消滅ス

- 第一 被告人ノ死去
- 第二 告訴ヲ待テ受理ス可キ事件ニ付テハ告訴ノ地棄
- 第三 確定判決
- 第四 犯罪ノ後頒布シタル法律ニ因リ其刑ノ廢止
- 第五 大赦
- 第六 時効

〔説明〕本條ハ公訴權消滅ノ原因ヲ定メタルモノナリ公訴權消滅トハ公訴ノ最早受理ス可カラサルモノトセルヲ謂フ

モノニシテ本條ニヨレハ其原由六箇トセリ然シテ其原因中ニモ
 或ハ一切ノ公訴權ニ普通ノモノアリ或種ノ公訴權ニ限レルモノ
 アリ或ハ一身ニ止マルアリ事件ニ係ルモノアリ詳細ハ各原由ニ
 就テノ説明ヲ見テ知ルヘシ

第一 被告人ノ死去

凡ソ刑罰ハ生命身体自由名譽財産ニ對シテ行フヘキモノナルカ
 故ニ被告人死去シタル以上ハ最早行ハントスルモ得サルヘシ之
 レ公訴權ハ被告人ノ死去ト共ニ消滅スル所以ニシテ犯罪ハ一身
 上ノ行爲ヨリ生シ他人ノ行爲ニ對シテハ責ニ任ス可カラサルモ
 ノナルヨリ近世進歩シタル法理ニ於テハ刑一身ニ止マルトノ原
 則ヲ生シタル所以ナリ
 被告人死去シタルトキハ其犯罪ノ如何ナル種類タルヲ問ハス總
 テ公訴權消滅ノ原因タルナリ而シテ此原因ハ死去者一人ニ對シ

テノミ消滅シ他ノ共犯者ニ及ハス故ニ此原因ハ普通ニシテ一身
 ニ止マルモノナリ

數人共犯ノ場合ニ於テハ其一人死去シタリトモ他ノ共犯人ニ對
 スル公訴權消滅スヘキモノニアラサルハ異論ナキ所ナルモ（從犯
 者ハ暫ク論外トシ單ニ正犯ニ就テ曰フ）唯有夫姦ノ場合ニ於テハ異說ナキニアラ
 ス或學者ノ説明ニヨレハ姦婦已ニ死去シタルトキハ姦夫ニ對ス
 ル公訴權消滅スルモノトセサルヘカラス何トナレハ有夫姦ノ罪
 ハ不可分のノ共犯ニシテ有夫ノ婦死去シタルニ拘ハラズ其共犯
 者ヲ罰ス可シトナサハ其婦ハ自己ノ辨護ナクシテ有罪ノ判定ヲ
 受クルニ至ルヲ以テ無罪ノ身ヲ以テ死ストノ原則ニ反スト主張
 スルモ決シテ然ラス何トナレハ判決中ニ某男ハ有夫ノ婦某ト姦
 通シタリトノ事實ヲ掲クルモ有夫ノ婦ハ直ニ有罪ノ判決ヲ受ケ
 タリト云フ可カラス其婦ハ或ハ我夫ナリト信シタルヤモ知ル可

カラス又藥酒等ヲ用井テ昏睡セシメタルモノナルヤモ知ル可カラサルカ故ニ直ニ其死セル婦女ニ姦通罪アリト稱ス可キモノニアラサルナリ又本夫姦所ニ於テ姦婦ヲ殺傷シタルトキハ刑法三百十三條ニ從ヒ宥恕減等ヲナス場合ニ於テハ姦通ノ事實ノ証明ヲ許サル可カラサルコト勿論ナリ果シテ然ラハ或ル學者ノ說ノ如クンハ此場合モ亦原則ニ反スト言ハサル可カラス既ニ法律ニ姦婦ノ姦通ヲ死後ニ証明スルコトヲ許シタルモノトセンカ其姦夫自己ノ妻ト姦通シタルコトヲ証明シテ告訴スルヲ得サルノ理アラシヤ或學者ノ說ノ誤レルコト知ルヘキナリ

第二、告訴ヲ待テ受理ス可キ事件ニ付テハ告訴ノ拋棄告訴ノ拋棄ハ特殊ニシテ事件ニ係ル原因ナリ即チ告訴ヲ待テ受理スヘキ事件ニ對スル公訴權ニアラサレハ此ノ理由ニ因テ消滅スルコトナシ其告訴ヲ待テ受理スヘキ事件ノ一般ハ第三條ノ說

明ヲ參照シテ知ルヘシ凡ソ刑事上ノ犯罪ナレハ國家ハ其刑罰權ニヨリ進ンテ之ヲ搜索シ犯人ヲ逮捕シ之ニ一定ノ刑罰ヲ科ス可ク敢テ被害者ノ告訴ヲ俟ツコトナキハ刑法上ノ原則ナリ然ルニ法律ハ何カ故ニ或ル特種ノ罪ニ付キ被害者ノ告訴ヲ俟テ後始メテ公訴ヲ提起スルカ如キ一大例外ヲ設ケタルヤト云フニ罪質ノ輕微ナルカ或ハ被害者本人ニアラサレハ犯罪ノ成否判明セザルカ又ハ被害者カ事ヲ隱密ニ付セント欲スルニ法律自ラ之ニテ涉シテ公訴ヲ提起スルカ如キハ閨門ノ耻辱ヲ社會ニ暴露スル等此種ノ罪ハ國家カ犯罪者ヲ處罪シテ得タル利益ハ却テ一家ノ被リタル不名譽ヲ償フニ足ラサルコトアルヲ以テ法律ハ此ノ場合ニ於テ被害者又ハ本夫ノ告訴ヲ待テ公訴ヲ起スコトナシタルナリ告訴ノ拋棄ハ如何ナル場合ニ於テナスモ差支ナカルヘキカノ點ニ付テハ學者ノ間彼是議論ノ存スル所ナルヲ以テ左ニ聊カ論辨

スル所アラントス一説ニ曰ク公訴ノ提起以前ニ於テスル告訴ノ
 拋棄ハ効アルヘク公訴ノ提起後ハ其効ナカルヘシト今其所以如
 何ト云フニ告訴權實行ノ目的ハ檢事ニ公訴ヲ提起セラレシテ
 求ムルニ外ナラス檢事已ニ告訴ヲ受理シ公訴ヲ提起シタルキハ
 告訴權實行ノ目的ヲ遂ケタルモノナリ既ニ其目的ヲ遂ケタル以
 上ハ其告訴權ハ最早消滅シタルモノナリ消滅シタルモノニ付キ
 拋棄セントスルモ不能ニ屬ス且ツ公訴權ハ公權ノ行動ニ屬シ一
 私人ノ如何トモスル能ハサルモノナリト云フニ在リ乍併告訴ハ
 獨リ公訴提起ノ原因タルニ止マラスノ判決ノ條件ヲモ包含スル
 モノナリ刑法ニ所謂親告罪ナルモノハ條項ヲ見ルニ告訴ヲ待テ
 其罪ヲ論ストアリテ其罪ヲ論ストハ判決ヲ下ス場合ト解釋スル
 外ナカルヘク親告罪ニ就テハ檢事ノ公訴ト告訴人ノ告訴トハ相
 互條件ヲ爲シ若シ其一方欠缺シタルトキハ判決ヲナスコトヲ得

サル主意ナリト解スル外ナク又告訴ハ取下クルヲ得サルコト場
 合ナキヲ以テ苟モ判決ノ確定セサル以上ハ自由ニ之ヲ取下ク
 ルコトヲ得ヘシト言ハサル可カラス又一説ニハ告訴ヲ待テ受理
 スヘキ事件ニ關シ被害者未タ告訴ヲ爲サバルトキハ公訴モ亦發
 生セス發生セサル公訴ハ消滅スヘキ謂レナシ故ニ告訴ノ拋棄ト
 ハ一旦告訴シテ後チ之レヲ拋棄スル場合ヲ指シタルモノト想像
 セサル可カラスト是亦遽ニ贊成ヲ表シ難シ何トナレハ夫ノ告訴
 權者カ告訴ニ付テ黙々タル間ハ暫ラク措キ既ニ一旦被告人トノ
 合意ニ因リ告訴ヲ爲サバルトコトヲ明言シタル以上 其後ノ告訴
 ハ告訴タルノ効ナカルヘシ何トナレハ親告罪ニ關スル告訴ハ一
 ハ公訴ノ條件トナリ一ハ處刑ノ條件トナルヲ以テ告訴ナクンハ
 公訴起ラス故ニ告訴權者ニシテ既ニ其權利ヲ拋棄シタルトキハ
 公訴ノ原因茲ニ消滅シテ復々何等ノ效果ヲモ生スルコト能ハサ

レハナリ

第三 確定判決

公訴權正當ニ使用セラレテ消滅スルヲ確定判決ト云フ確定判決ハ一切ノ公訴權ニ普通ニシテ且ツ訴訟ニ關係セル者ノ一身ニ止マル原因ナリ
裁判官モ尙ホ人ナリ時ニ或ハ失誤ナキヲ保ス可カラスト雖モ終局無ク其誤認ヲ矯正スル道ヲ開クハ却テ社會ノ安寧秩序ハ攪亂セラレ衆生其堵ニ安スルヲ得ス故ニ一旦判決確定シタルトキハ茲ニ公訴權消滅シ後日ニ至リ其判決ニ錯誤アルコトヲ發見スルモ再ヒ公訴ヲ提起シ裁判ヲ求ムルコトヲ得ス(再審ノ原因アル場合ハ例外)所謂一事不審理ノ原則ハ茲ニ原因シタルモノナリ
確定判決ノ効力ヲ生スルニハ一定ノ條件ヲ要ス其條件トハ何ソ曰ク要求ノ目的前後同一ナルコト曰ク要求ノ原因同一ナルコト

曰ク訴訟當事者ノ前後同一ナルコト是ナリ其條件ノ充分ノ説明并ニ罪名變更ハ再訴ヲ妨ケサルヤ密着シタル他ノ事件ニ付テハ尙既判力ヲ及ホスカ連續犯慣行犯ノ一部ニ於ケル既判ノ効力事件全體ニ關スル理由ニ基キテ爲シタル無罪免訴ノ判決ハ訴訟ニ關セサル被告人ノ爲メニ其効力ヲ及ホスカ民事ノ判決其効力ヲ刑事ノ判決上ニ及ホスコトアリヤ等ノ問題ハ巧究ヲ要スル趣味アル問案ナリト雖モ紙數ヲ限ラレ本書ハ只斯法ノ概念ヲ知ルニ資セントノ目的ニ過キサレハ事ノ詳細高尙ナル理論ニ至リテハ他日ノ研究ニ譲リ遺憾ナカラ省略セサルヲ得ス讀者請フ諒セヨ

第四 犯罪ノ後頒布シタル法律ニ因リ其刑ノ廢止
刑ノ廢止ハ一切ノ公訴權ニ普通ニシテ且ツ事件ニ係ル原因ナリ或ル所爲ヲナシタルシ當時法律ニ刑名アリシモ後ソ法律ヲ以テ其刑ヲ廢シタルトキハ立法者其所爲ニ對シ刑罰ヲ加フルノ必要

ナキモノト見認メタルニ因ル是レ刑ノ廢止ヲ公訴權消滅ノ一原因トナシタル所以ナリ而シテ其廢止ハ明ニシタルト暗ニシタルトヲ問ハサルガリ

第五 大赦

大赦ハ一切ノ公訴權ニ普通ニシテ且ツ事件ニ係ル原由ナリ
大赦ハ天皇ノ大權ニヨリ刑事上ノ効力ヲ全滅セシムルモノニシテ其判決前ナルト判決後ナルトヲ問ハス現行法律ノ適用ハ社會ノ狀態ト適合セサル場合ニ於テ其調和ヲ計ル爲ニ之ヲ行フモノナリ或ハ大赦ハ總テノ犯罪ニ付キ之ヲ爲スコトヲ得ルニ非ラス單ニ政事犯ニ限ラサル可カラサルモノナリト云フモノアリ事實上大赦ヲ行フハ政事犯ノ場合多カラシモ憲法第十六條ニハ天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ストアリテ政事犯ニ限ルカ如キ明文ニモ存セス斯ノ如キハ憲法上天皇陛下ノ握有セラル、特權ヲ制

限スルノ嫌アリ其穩當ノ說ニアラサルコト勿論ナリトス

第六 時効

時効ハ一切ノ公訴權ニ普通ニシテ且ツ事件ニ係ル原由ナリ
時効制ヲ設ケタル理由ニ付キ或ル學者ハ曰ク被告人ハ實際刑ニ處セラル、コトナキモ其遁逃隱匿ノ時間中大ニ心神ニ苦痛ヲ感シ宛モ刑ヲ受ケタルト同一ノ効果ヲ有スルヲ以テ之ヲ設ケタルモノナリト此說ハ採用スルニ足ラス何トナレハ實際上ニ於テハ刑ノ執行ヲ受ケタルト同一ノ苦痛ヲ覺ヘス却テ尙ホ罪惡ヲ重スル者アル可ク又到底改良セサルノ犯罪人許多ナルヲ事實カ証明セルヲ以テナリ然ラハ其理由如何ト曰フニ左ノ二點ニ基因セルモノナルヘシ、

一、社會ハ時日ノ經過ニヨリテ犯罪ヲ遺忘セリ既ニ犯罪ヲ遺忘シタル後尙ホ之ヲ罰スルハ社會ノ人心ヲシテ法律ノ苛酷ニ過ク

ルノ感ヲ發セシム可ク實ニ害アリテ益ナキカ故ニ則チ時効ノ制ヲ設ケテ其弊ヲ防キタルナリ

二、被告人ニ對スル利益不利益ノ證據ハ共ニ時日ノ經過ニ因リテ消滅ニ歸スルハ自然ノ結果ナリ既ニ證據煙滅ノ後尙ホ其犯罪ヲ罰セントスルモ正當ニ目的ヲ達スルコトヲ得ス尤モ犯罪ニ關スル證據ハ時日ノ經過ニ因リテ必スシモ常ニ湮滅スト云フ可カラス時日ノ經過ニ因リ時トシテハ被告人ノ利益不利益ノ證據共ニ消滅スルコトアリ又時トシテハ然ラサルコトアリ然レトモ立法者ハ此二个ノ場合ヲ熟考シ證據ノ湮滅セル場合ニハ裁判ヲ爲シ得サルヲ以テ則チ時効ノ制度ヲ設ケタルモノナリ

第七條 私訴ヲ爲ス權ハ左ノ事項ニ因テ消滅ス

第一 拋棄又ハ和解

第二 確定判決

第三 時効

〔説明〕本條ハ私訴權消滅ノ理由ヲ定メタリ

私訴權ハ公訴ニ附帶シテ刑事ニ理由スル所ノ民事ノ訴權ニシテ私訴權ハ公訴權ト消長ヲ共ニスルヲ以テ前條ニ列記シタル六个ノ理由ハ公訴權消滅ノ理由タルト同時ニ亦タ私訴權消滅ノ理由タリ而シテ本條三个ノ理由ハ私訴權タルト通常民事ノ訴權タルトニ論ナク被害者ノ要償及ヒ取り返シノ權利ヲ消長セシムルモノナリ然レモ要償及ヒ取り返シノ權利ノ消滅ハ本條ニ明記セル三个ノ理由ニ限レルニアラス民法ニ定メタル義務消滅ノ理由中其ノ條アルトキハ常ニ必ス消滅スルナリ以下本條原因ヲ簡短ニ説明セン

第一 拋棄又ハ和解 拋棄トハ被害者ニ其救濟權ヲ拋棄スルノ行爲ヲ謂ヒ和解トハ當事者カ互ニ讓歩ヲ爲シテ其間ニ存スル爭

ヲ止ムルコトヲ約スルモノナリ

第二 確定判決 確定判決ハ訴訟消滅ノ理由タルハ民刑ニ普通ニシテ一事不再理ノ原則ヨリ流出シタルモノナリ

第三、時効時 効ニ付テハ私訴權ト公訴權ト運命ヲ共ニスレバ公訴ニ付キ己ニ刑ノ言渡アリタルトキハ時効ニ從フ是レ刑ノ言渡アリタルトキハ犯罪事件證明セラレ原因茲ニ確定スレハ最早他日犯罪ノ證明ヲ爲スヲ要セス公訴私訴全ク關係ヲ絶ツモノナレハナリ

第八條 公訴ノ時効ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因テ成就ス

- 一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年
- 二 無期又ハ長期十年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年
- 三 長期十年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年

四 長期五年未滿ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年

五 刑法第八十五條ノ罪ニ付テハ一年

六 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

〔説明〕 本條ハ公訴權ノ時効ノ期間ヲ規定セラレタルモノニシテ其刑ノ輕重ニ依リテ左ノゴトキ差異アリ

公訴ノ時効ハ本條ニ依ルトキハ或ル一定ノ期間ヲ經過スルニ依リテ時効ハ成就スルモノナリ其罪質ニ依リテ期間ヲ異ニスル所次ノモノハ罪ノ輕重ニ依リ世人ノ之ヲ遺忘シ證據ノ湮滅ニ遲速ノ差アルヲ以テナリ其ノ標準ノゴトキハ唯立法者ガ適當ノ期間ナリト認メラレタルモノニ依レルニ過ギザルナリ凡ソ刑法ノ各本條ニ記載シタル本刑ニ依リテ其ノ罪ノ輕重大小ヲ知ルベシト雖モ從犯未遂犯ノ減等各本條ニ記載シタル特別ノ加重減輕ハ唯

加減シタル結果ノ刑ニ依リテ如何ナル罪ナルヤヲ定メ其罪ノ裁判確定シテ刑ノ言渡ヲ受ケタル日ヨリ時効ノ期間ヲ起算スルモノトス

第九條 私訴ノ時効ハ被害者無能力ナルトキ又ハ公訴ニ附帶セズシテ其訴ヲ爲シタルトキト雖モ公訴ノ時効ト其期間ヲ同クス
公訴ニ付キ既ニ刑ノ言渡アリタルトキハ民法ニ定メタル時効ノ例ニ從フ

〔説明〕 本條ハ私訴權ノ時効ノ期間ヲ定メタルモノナリ
私訴ハ元來民事上ノモノナルニ本條ノ規定ニヨレハ公訴ト時効期間ヲ同一ニセシハ何故ナルカト云フニ公訴私訴共ニ同一ノ時効ニ據ラシメサルハ時効ニ因リ公訴權已ニ消滅シタルニ私訴權猶存在シ私訴ノ原告人ハ民事裁判所ニ於テ堂々犯罪ヲ證明シ損害賠償ヲ請求スルニ至ル可シ此ノ如クナレハ國家ノ搜查權ノ

微弱ナルヲ示シ司法權ノ威信ヲ失墜セシムルモノナリ且國家ハ既ニ其犯罪事件ヲ遺忘シ證據湮滅シタリトスルニ國家ノ一部ナル被害者ハ猶犯罪ヲ證明シ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルトセハ法律ハ前後矛盾ノ規定ヲ爲シタルモノト云ハサル可カラス又私訴ハ公訴ト共ニ消滅ニ歸ス可キモノトセハ被害者ハ私訴權ノ執行ヲ等閑ニ付スルヲ無ク進ンテ犯罪證明ノ材料ヲ蒐集シ犯罪搜查ノ援助ヲ爲ス便益アリ是レ蓋シ私訴ハ單純ノ民事ニ比シ時効ノ制度權衡ヲ得サルニ拘ハラヌ公訴ト同一ノ規定ヲ適用シタル所以ナリ
然レモ公訴ニ付キ既ニ刑ノ言渡アリタルハ上述ノ如キ理由消滅スルヨリ本來ノ性質ニ復シ民法ニ定メタル時効ノ例ニ從フナリ

第十條 公訴私訴ノ時効ハ犯罪ノ日ヨリ其期間ヲ起算ス但繼續犯罪

ニ付テハ其最終ノ日ヨリ起算ス

〔説明〕 本條ハ公訴權私訴權ノ時効ノ期間ノ起算點ヲ定メタルモノナリ

公訴私訴ノ時効ヲ犯罪ノ日ヨリ起算スヘキモノトナセルハ時効制ヲ設ケタル理由ニ基ツキタルモノナリ則時効制度ノ理由タル世人ノ遺忘ト證據ノ湮滅ハ犯罪ノ日ヨリ始マルヲ以テナリ故ニ時効ハ手續上ノ期間ニ初日ヲ算入セサルモノトハ異ニシテ即日ヨリ起算ス可キモノトセルハ理ノ當然ナリ

繼續犯ニ就テハ最終ノ日ヨリ起算ス可キモノトナセルハ其犯罪ノ繼續スル間ハ公衆ノ遺忘證據ノ湮滅ヲ始メルヲ以テ其犯罪ノ終ハリタル即日ヨリ起算ス可キモノトシタルナリ然レモ連續犯ハ各獨立ノ犯罪數個連串シテ一個ノ犯罪ヲナスモノナレハ其一個毎ニ證據ノ湮滅公衆ノ遺忘ヲ始ムルニ因リ一個毎ニ時効ノ起

算ヲナス可キモノトス

第十一條

時効ハ起訴豫審又ハ公判ノ手續アリタルニ因リ其期間ノ經過ヲ中斷ス其未タ發覺セサル正犯從犯及ヒ民事擔當人ニ付テモ亦同シ時効ノ經過ヲ中斷シタルトキハ起訴豫審又ハ公判ノ手續ヲ止メタル日ヨリ更ニ其期間ヲ起算ス

〔説明〕 本條ハ時効ノ期間ノ經過ヲ中斷スルノ原由及ヒ中斷ノ效果ヲ定メタルモノナリ

中斷トハ時効ノ期間未タ滿タサルニ先ツテ其ノ經過ヲ中斷シ既ニ經過セシ日數ヲ全ク空無ニ屬セシムルモノナリ時効制ハ世人ノ遺忘證據ノ湮滅ニ基キタルモノナルヨリ本條ニ規定セル起訴豫審又ハ公判ノ手續ノ如キ世人ノ疑念ヲ喚起シ證據ノ湮滅ヲ防遏スルノ效アルモノヲ以テ其期間ヲ中斷ス可キモノトシタル所以ナリ又本條ニ付キ注意ヲ要スルハ其未タ發覺セサル正犯從犯

及ヒ民事擔當人ニマテ中斷ノ效果ヲ及ホス事ニシテ是レハ時効
 ハ事件ニ關シテ人ニ關スルモノニアラサルカ故ナリ民事擔當人
 トハ民法上無能力者ニ代リテ其責ニ任スルモノヲ謂フナリ
 第二項ハ中斷ノ效果ヲ定メタルモノニシテ時効ノ期間ノ經過ヲ
 中斷シタレハ起訴豫審又ハ公判ノ手續ヲ止メタル日ヨリ更ニ其
 期間ヲ起算ス可キモノトセリ茲ニ一言スヘキハ上述ノ手續ヲナ
 スルハ經過シタル年月ハ消滅シ其手續ヲ止メタル日ヨリ新タニ
 起算ス可キモノナルヲ以テ此中斷ノ方法ニヨリ無窮ニ完成スル
 コトナキヲ得ルニ至ルナリ宜ナルカナ舊治罪法ニハ中斷ニ制限
 ヲ設ケ本期間ニ二倍ノ時間ヲ經過シタルトキハ中斷ノ手續ヲナ
 シタルニ拘ハラス時効必ス成就ストアリテ以テ此患ナカリシニ
 刑事訴訟法ニ於テ削除セルハ實ニ遺憾ノ事ト言ハサル可カラス
第十二條 起訴豫審又ハ公判ノ手續其規定ニ背キタルニ因リ無効ニ

屬スルトキハ時効ノ經過ヲ中斷スル效ナカル可シ但裁判所ノ管轄
 違ナルニ因リ其手續ノ無効ニ屬スルトキハ此限ニ在ラス

〔説明〕 本條ハ起訴豫審又ハ公判ノ手續無効ニ歸シタルトキハ管
 轄違ノ場合ヲ除ク外時効ノ經過ヲ中斷スルノ效ナキコトヲ定メ
 タリ

本條無効ニ歸スル理由ニ付キ一二ノ事例ヲ示サンニ例ヘハ區裁
 判所重罪事件ニ付キ爲シタル公判ノ手續ノ如キ亦地方裁判所ノ
 檢事重罪事件ニ付キ豫審ヲ求メスシテ直ニ公判ニ付シタルカ如
 キ是等ノ手續ハ到底無効ニ屬セサル可カラスシテ其無効ニ歸シ
 タルトキハ時効ノ期間ヲ中斷スルノ効ナキハ無効ノ手續ハ無キ
 ニ等シケレハナリ然レモ裁判所ノ管轄違ナルニヨリ其手續ノ無
 効ニ屬スル場合ハ時効ノ經過ヲ中斷スルノ効力アルモノトセリ

第十三條 被告人免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタル場合ニ於テ其訴訟